

『スタートアップとの事業連携に関する指針』

セミナー付属資料集

目次

(※ページ数は本資料のグレーの通し番号)

ガイドライン本体.....	2
秘密保持契約逐条解説.....	42
PoC 契約逐条解説.....	64
共同研究契約逐条解説.....	88
ライセンス契約逐条解説.....	124
ガイドライン・パブリックコメント回答.....	155

ガイドライン本体¹

¹ 公正取引委員会ウェブサイト

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/startup.html>

スタートアップとの事業連携に関する指針

令和3年3月29日

公正取引委員会
経済産業省

目次

第1	スタートアップとの事業連携に関する指針の必要性と構成	1
1	本指針の必要性	1
2	本指針の構成	1
第2	各契約種別における指針	3
1	NDA（秘密保持契約）	3
(1)	NDAの概要	3
(2)	NDAに係る問題について	3
ア	営業秘密の開示	3
イ	片務的なNDA等の締結	7
ウ	NDA違反	9
2	PoC（技術検証）契約	10
(1)	PoC契約の概要	10
(2)	PoC契約に係る問題について	11
ア	無償作業等	11
3	共同研究契約	14
(1)	共同研究契約の概要	14
(2)	共同研究契約に係る問題について	15
ア	知的財産権の一方的帰属	15
イ	名ばかりの共同研究	17
ウ	成果物利用の制限	20
4	ライセンス契約	22
(1)	ライセンス契約の概要	22
(2)	ライセンス契約に係る問題について	22
ア	ライセンスの無償提供	22
イ	特許出願の制限	24
ウ	販売先の制限	25
5	その他（契約全体等）に係る問題について	27
(1)	顧客情報の提供	27
(2)	報酬の減額・支払遅延	28
(3)	損害賠償責任の一方的負担	31
(4)	取引先の制限	32
(5)	最恵待遇条件	34
第3	参考情報	36

第1 スタートアップとの事業連携に関する指針の必要性と構成

1 本指針の必要性

大企業とスタートアップの連携により、チャレンジ精神のある人材の育成や活用を図り、我が国の競争力を更に向上させることが重要である。他方、大企業とスタートアップが連携するに当たり、スタートアップからは、大企業と共同研究すると、特許権が大企業に独占されたり、周辺の特許を大企業に囲い込まれたりする、といった偏った契約実態を指摘する声がある¹。

このような現状を踏まえ、未来投資会議（令和2年4月3日開催）において、政府としてオープンイノベーションの促進及び公正かつ自由な競争環境の確保を目指す方針が掲げられ、企業連携によるイノベーションを成功させるため、スタートアップが大企業から一方的な契約上の取決めを求められたりしないよう、問題事例とその具体的改善の方向や独占禁止法²の考え方を整理したガイドラインを策定するとされ、成長戦略実行計画（令和2年7月17日閣議決定）において、ガイドラインについて、公正取引委員会と経済産業省連名で年内を目途に案を作成し、意見公募手続を開始するとされた。

また、公正取引委員会は、「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書³」（令和2年11月27日）において、スタートアップと事業連携を目的とする事業者（以下「連携事業者」という。）との間の秘密保持契約（以下「NDA⁴」という。）、技術検証（以下「PoC⁵」という。）契約、共同研究契約及びライセンス契約に係る問題事例等を公表した。

本指針は、事業連携によるイノベーションを成功させるため、スタートアップと連携事業者⁶との間であるべき契約の姿・考え方を示すことを目的としている。特にNDA、PoC契約、共同研究契約及びライセンス契約の4つの契約に着目し、これらの契約において生じる問題事例とその事例に対する独占禁止法上の考え方を整理するとともに、それらの具体的改善の方向として、問題の背景及び解決の方向性を示した。

本指針が広く普及することで、契約や交渉に係るスキルが向上するのみならず、スタートアップと連携事業者の双方において、公平で継続的な関係を基礎としたオープンイノベーションが促進されることが期待される。

2 本指針の構成

本指針においては、前記1で本指針の必要性を示し、第2において、NDA、PoC契約、共同研

¹ これらの事象は、意図的に偏った契約を締結したわけではなく、「キャッシュフローや知財・法務部等が脆弱なスタートアップが、その脆弱性を原因として、不当な契約を甘んじて受け入れてしまう、又は無防備に極めて不当な契約を受け入れてしまう」、「従来の取引慣行に従った大企業が、下請契約等と同様な形で契約締結をスタートアップに迫った結果、交渉に時間がかかってしまう」等、大企業とスタートアップそれぞれの思惑と実態がずれてしまった結果として偏った契約締結に至った実態も多い、との声もある。

² 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

³ スタートアップについて、成長産業領域において事業活動を行う事業者のうち、①創業10年程度であること、②未上場企業であることと定義している。

⁴ Non Disclosure Agreement の略

⁵ Proof of Concept の略

⁶ スタートアップ及び連携事業者には、外国事業者が含まれ、また、事業者である公的研究機関が含まれる。

究契約及びライセンス契約の4つの契約段階ごとに、「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」に基づく事例⁷及び独占禁止法上の考え方を示すとともに、各契約段階における取引上の課題と解決方針を「スタートアップと連携事業者の連携を通じ、知財等から生み出される事業価値の総和を最大化すること」等のオープンイノベーション促進の基本的な考え方に基づき⁸示している。また、第3において、スタートアップと連携事業者との事業連携に当たって参考となる各種ガイドライン等を示している。

なお、第2において、独占禁止法上の考え方及び独占禁止法上問題となり得る事例については公正取引委員会が担当し、各契約の概要並びに問題の背景及び解決の方向性について⁹はオープンイノベーションを促進する観点から経済産業省が担当している。

⁷ 事例は、あくまでも問題となり得る事例であり、本指針に掲げられた行為が独占禁止法第2条第9項第5号に該当すれば、優越的地位の濫用として問題となり、不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号。以下「一般指定」という。)第11項、第12項又は第14項に該当すれば、排他条件付取引、拘束条件付取引又は競争者に対する取引妨害として問題となる。

なお、本指針に示されていないものを含め、具体的な行為が優越的地位の濫用等として問題となるかどうかは、独占禁止法の規定に照らして個別の事案ごとに判断されるものであることはいうまでもない。

⁸ オープンイノベーションに関する価値軸や考え方については「スタートアップとの事業連携に関する指針(別添)～オープンイノベーションの契約にかかる基本的な考え方～」(令和2年12月経済産業省)に詳述。

⁹ 「各契約の概要並びに問題の背景及び解決の方向性」については、別添詳述のオープンイノベーションの価値軸を基に、知財から生まれ得るキャッシュフローを最大化するための選択肢を示すものである。

掲載されている個別の条項例・考え方等を硬直的に適用するのではなく、当事者が積み上げてきた案件の経緯や互いの背景など諸事情を十分勘案して現実的な妥協点を協力して探ることが、オープンイノベーションの実現に資すると考えられる。

第2 各契約種別における指針

1 NDA（秘密保持契約）

(1) NDAの概要

スタートアップと連携事業者が、事業連携に当たって、相互に秘密情報を交換する場合があるが、その際、秘密情報が当事者以外に流出しないように、また、契約で定められた一定の目的以外に情報が流出しないように締結する契約がNDAである。

事業連携に向けた協議を開始する段階では、具体的な協議内容は明確でない場合も多い上に、実際のビジネスシーンにおいては、プロジェクトの開始時点ではNDAが締結されず、プロジェクトが終了した頃にNDAが締結されるケースも散見されるが、自社の競争力の源泉となる技術・ノウハウ等を守るためにも、できる限り早期にNDAを締結することが望ましい。ただし、NDAの交渉に入る前に、自社技術の強みやビジネスモデル上の差別化要素、価値の源泉、収益化の方法を整理しておく必要がある点は意識が必要である。ビジネスモデルの明確な整理が済んでから始めて、どの情報はどのレベルで秘匿化する必要があるか・開示可能かを見定めることができるからである。加えて、目の前の協議の目的に照らして必要最低限の情報開示を心がけることも、NDAにおける重要な所作である。必要以上の情報開示をしてしまうことは、双方にとって意図せぬ紛争を生むリスクを高めることにもつながる。

さらに、自社で現実的に運用可能な秘密保持の方法を意識しながら契約内容を整理することも重要である。組織特性や関係者の多さによって、ありとあらゆる情報を秘匿情報として管理することが現実的ではないケースも想定され、NDAを締結したから問題が生じないということにはならない場合もある。

(2) NDAに係る問題について

ア 営業秘密の開示

スタートアップが、連携事業者から、NDAを締結しないまま営業秘密の開示を要請される場合がある。

① 独占禁止法上の考え方

正当な理由がないのに、NDAを締結しないままスタートアップの営業秘密が開示された場合には、当該営業秘密が連携事業者によって使用され、又は第三者に流出して当該第三者によって使用されるおそれがある。

取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者¹⁰が、営業秘密が事業連携

¹⁰ 連携事業者がスタートアップの親会社である場合において、親子会社間の取引が優越的地位の濫用等の不正な取引方法として規制の対象となるかについては、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平成3年7月11日公正取引委員会事務局）の「(付)親子会社・兄弟会社間の取引」記載のとおりである。

において提供されるべき必要不可欠なものであって、その対価がスタートアップへの当該営業秘密に係る支払以外の支払に反映されているなどの正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、NDAを締結しないまま営業秘密の無償開示等を要請する場合であって、当該スタートアップが、事業連携が打ち切られるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合¹¹⁾には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある¹²⁾。

【優越的地位の濫用として問題となり得る事例】

（事例1）

A社は、NDAを締結しなかったが、連携事業者から「そのうち契約するから、情報を開示してほしい」と言われ、NDAを交わさないままプログラムのソースコード等を開示させられた。その後、取引が中断し、連携事業者がA社のソースコードを使った類似サービスの提供を発表した。

（事例2）

B社は、連携事業者に対し、ウェブサービスのノウハウそのものであるソースコードを全て提供するのは無理だと伝えたが、連携事業者から、ソースコードを全て提供しないのであれば、今後の取引に影響を与えるなどと示唆されたため、NDAを締結しないままソースコードを全て提供させられた。

② 問題の背景及び解決の方向性の整理

契約に関連する問題が起こる場面は多様であるが、報告された問題事例を基にその主な背景要因は、「i. スタートアップ側の法的リテラシーの不足」、「ii. オープンイノベーションに関するリテラシーの不足」、「iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」の3つの類型¹³⁾に分類されると考

¹¹⁾ 取引開始時であっても、例えば、経営が厳しい中、未だ需要が十分に顕在化していない分野等において事業を展開するスタートアップの特性等により、スタートアップにとって連携事業者を他の事業者に変更することが困難であるような場合は、「当該スタートアップが今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合」につながり得ると考えられる。

¹²⁾ 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるのは、連携事業者の取引上の地位がスタートアップに優越していること（スタートアップが取引先である連携事業者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、連携事業者がスタートアップにとって著しく不利益な要請等を行っても、スタートアップがこれを受け入れざるを得ないような場合）とともに、公正な競争を阻害するおそれ（スタートアップの自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、スタートアップはその競争者との関係において競争上不利となる一方で、連携事業者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれ）が生じることが前提となる。

¹³⁾ i. 【スタートアップ側の法的リテラシーの不足】

リソース・経験不足等、スタートアップ側の法的リテラシーの不足による、契約不備や契約の理解不足、実務上の対応不足が発生するケースが該当。

ii. 【オープンイノベーションに関するリテラシーの不足】

スタートアップと連携事業者のいずれかが、オープンイノベーションの際に意識することが望ましい点（双方の事業価値の総和の最大化等）を意識できず、意図せずいずれかの価値を毀損するような契約等を締結しようとするケースが該当。

iii. 【対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在】

えられる。

以下では、この背景要因の分類を前提とし、NDAにおける個別の問題事例について課題を整理した上で、その分類ごとに解決の方向性を提示する。（その他の契約種別についても上記の背景要因を用いる。）

（問題の背景）

営業秘密の開示に係る問題が起きる背景として、「i. スタートアップ側の法的リテラシーの不足」、「ii. オープンイノベーションに関するリテラシーの不足」が該当し、「NDAの締結無しに情報を開示するリスクの認識がないままに情報を開示してしまう」、「プロジェクトの開始時点ではNDAが締結されず、プロジェクトが終了した頃にNDAが締結される」等の事例が散見される。後述の予防策にて対処し得るボトルネックとしては、(ア) スタートアップが自社の技術情報等を特定・整理できていない、(イ) NDAにおいて、秘密情報の目的、対象、範囲等を明確化できていないといったことが挙げられる。

スタートアップは、秘密情報が流出することで競争力の源泉が失われ、ビジネスが立ち行かなくなるリスクがある一方、連携事業者も、スタートアップとの取引の中で、どのような情報が秘密情報にあたり、どのような情報が秘密情報でないかが、曖昧になることにより、意図せずスタートアップの秘密情報を流出あるいは利用してしまい、スタートアップから訴訟を提起されるリスクがあり得る。このように秘密情報の流出は双方にとって大きな損失・被害に直結しかねない。

（解決の方向性）

双方が秘密情報の社内管理を厳格化し、お互いが開示しようとする秘密情報の使用目的・対象・範囲について共通認識を持つことが重要である。その上で、双方が管理可能な方法でNDAを締結することが必要である¹⁴。

なお、事業担当者と知財・法務担当者で秘密情報の扱いに関する見解が異なる場合もあるため、事業担当者は、早期に知財・法務担当者を巻き込んだコミュニケーションの場を設定することも検討することが望ましい。

秘密保持リテラシー向上のためには、以下の政府文献等が活用可能である。

- 研究開発型スタートアップと連携事業者のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書
 - ◇ https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/venture.html
- 知財を使った企業連携4つのポイント

「資金調達に向けたレピュテーション向上策として連携事例を希求する」「契約違反を行われたとしても訴訟に耐える資本を有しない」等、多くのスタートアップが抱える弱みを認識した上で、連携事業者が法令・契約に違反するケースや過度な権利主張を行うケースが該当。

¹⁴ 秘密保持における情報管理の運用に関しては以下の文献等を参照。

・モデル契約書【秘密保持契約書(新素材)】:P8【コラム】「秘密である旨を明示」することとは？

・知財を使った企業連携4つのポイント:P6 ①秘密情報管理の3ステップ

- ◇ <https://ipbase.go.jp/public/point.pdf>
- 秘密情報の保護ハンドブックのてびき
 - ◇ https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/170607_hbtebiki.pdf
- 秘密情報の保護ハンドブック
 - ◇ <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf>
- 営業秘密・知財戦略相談窓口
 - ◇ <https://www.inpit.go.jp/katsuyo/tradesecret/madoguchi.html>

(7) 契約交渉が本格化する前に、自社が有する情報のうち、何を秘密情報とする必要があるかを整理

スタートアップ、連携事業者双方が自社の技術情報等を、開示レベルの観点から整理することが望ましい。最低限の整理として、①NDAなしで開示できる情報、②NDA締結後に開示できる情報、③いかなる状況であっても開示するべきでない情報、程度に区分しておくことが重要である。また、自社の競争力の源泉となる重要な技術情報は、協議開始以前に特許出願を済ませることも検討することが望ましい。（[モデル契約書【秘密保持契約書（新素材）】](#)¹⁵：前文参照）なお、特に模倣に際して技術的困難性の低いビジネスモデルである場合、スタートアップは常に連携事業者との競争にさらされていると認識し、知財保護に十分なりソースを割く必要がある。

(4) 秘密情報の使用目的・対象・範囲を明確にしたNDAの締結

秘密情報の開示者は、情報の想定外の利用を防ぐために、ビジネスに整合する最小限度の内容となるよう、できるだけ具体的にその使用目的を定めることが望ましい。一方で、目的外使用した場合においても、秘密保持義務違反を立証することは難しいケースが多いことから、自社のコアコンピタンス¹⁶が揺らぐような情報は、開示しないことが重要である。（[モデル契約書【秘密保持契約書（新素材）】](#)：前文、第2条、第3条参照）

秘密情報の範囲設定をするに当たっては、まず、①専ら自社が情報を開示等することになるのか、②専ら自社が情報を受領することになるのか、③両者が均等に情報を開示等し合うことになるのかについて意識する必要がある。①の場合においては、開示者は秘密情報を広く定義するモチベーションが起こりやすく、秘密情報の受領者はその逆である。一方で、むやみに秘密情報を広く定義すればよいというものではなく、秘匿する必要がある情報の管理コストも考慮して、秘密情報の範囲を設定することが重要である。例えば、秘密情報管理体制が不十分な場合は、秘密情報範囲を広く定める方がリスクを低減できることもある。（[モデル契約書【秘密保持契約書（新素材）】](#)：第1条参照）

¹⁵ 経済産業省・特許庁「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書 ver1.0 秘密保持契約書（新素材） 逐条解説あり」（令和2年6月）

¹⁶ 他社には真似することが難しい、企業の中核となる強みのこと

秘密情報の開示者は不特定多数に情報が広がることを防ぐために開示対象を定義する必要がある。情報受領者の企業規模が大きいほど、情報の流出リスクが高まるため、受領者が目的遂行のために必要な範囲でのみ関係者に共有するよう定めることが重要である。(モデル契約書【秘密保持契約書(新素材)】:第2条参照)¹⁷ ¹⁸

イ 片務的なNDA等の締結

スタートアップが、連携事業者から、スタートアップ側にのみ秘密保持・開示義務が課され連携事業者側には秘密保持・開示義務が課されない片務的なNDA（以下「片務的なNDA」という。）の締結を要請される場合や、契約期間が短く自動更新されないNDA（以下「契約期間の短いNDA」という。）の締結を要請される場合がある。

① 独占禁止法上の考え方

スタートアップと連携事業者の間で片務的なNDAが締結された場合には、NDA期間内であっても、スタートアップの営業秘密が連携事業者によって使用され、又は第三者に流出して当該第三者によって使用されるおそれがある。また、スタートアップと連携事業者の間で契約期間の短いNDAが締結された場合には、NDA期間後において営業秘密が陳腐化する前に、営業秘密が連携事業者によって使用され、又は第三者に流出して当該第三者によって使用されるおそれがある。

取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、取引の相手方であるスタートアップに対し、十分に協議をすることなく自社のNDAのひな型を押し付けるなど、一方的に、片務的なNDAや契約期間の短いNDAの締結を要請する場合であって、当該スタートアップが、将来再度の事業連携がなされる可能性がなくなるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

【優越的地位の濫用として問題となり得る事例】

（事例3）

C社は、連携事業者と事業を共同で進めていくに当たり、それぞれの事業活動にとって重要な秘密情報を相互に交換し合う必要があったが、NDAにおいて、連携事業者は営業秘密を一切開示せず、C社だけが営業秘密を開示することとさせられた。

（事例4）

D社は、連携事業者の秘密情報については、D社に保持する義務がかかる一方、D社

¹⁷ 秘密情報の開示者は、秘密情報が複製されることも想定し、その複製された情報も秘密情報の対象とすることで秘密情報の流出を防ぐことが重要である。(モデル契約書【秘密保持契約書(新素材)】:第4条参照)

¹⁸ リバースエンジニアリングにより秘密情報が流出することが懸念される場合、リバースエンジニアリングを禁止する条項を加えることも検討することが望ましい。ただし、リバースエンジニアリング行為が実際に行われたことを特定するのは難しいため、やはり、自社事業のコアとなるような重要情報(それを含む試作品やサンプル等)を相手方に開示する際には当該リスクを考慮した上で行うことが重要である。(モデル契約書【秘密保持契約書(新素材)】:第5条参照)

の秘密情報については、連携事業者に保持する義務がかからないNDAを締結させられた。

(事例5)

E社は、契約期間が自動更新されず、一般的な長さに比べると非常に短い不利な条件のNDAを締結させられた。その後、連携事業者から、事業の連携についての連絡がなくなり、NDAの契約期間終了直後、類似のサービスの提供が発表された。

② 問題の背景及び解決の方向性の整理

(問題の背景)

片務的なNDAの締結など不平等な秘密保持・開示義務が締結される問題が起きる背景として、「ii. オープンイノベーションに関するリテラシーの不足」、「iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が該当すると考えられる。後述の予防策にて対処し得るボトルネックとしては、下記(7)スタートアップが、不平等な契約となっていないかを自ら判定できていない、あるいは適切なタイミングで法務・知的財産権の外部専門家等を十分に活用しないままNDAを締結してしまっているということが挙げられる。

スタートアップは、不平等なNDAを締結することで、秘密情報の流出や模倣リスクが高まりベンチャーキャピタルなどから出資を受けられないリスクがある。連携事業者も、いわゆる「自社の契約ひな形」をそのまま押しつけてしまったためにスタートアップに嫌がられる契約となってしまう、悪評等が広まることで、将来的なスタートアップとの事業連携による事業拡大の可能性が失われることが懸念される。

(解決の方向性)

スタートアップと連携事業者の双方が秘密情報(例:技術情報や素材サンプル等)を出し合う際に、互いに提示される情報の重要性を認識した上でNDAを締結し、適切に情報を管理・利用し、互いの事業を不当に阻害することがないように努めることが重要である。

(7) 平等なNDAの締結

契約の前提として、一方だけに義務が生じるのではなく、双方が秘密保持義務を負う双務型のNDAを締結することで両者のコアコンピタンスが守られることが望ましい。[\(モデル契約書【秘密保持契約書\(新素材\)】:第2条参照\)](#)

契約期間のみならず、契約期間終了後にどの程度の期間秘密保持義務を負担するかについても注意が必要である。自社のビジネスモデルの詳細など最重要な情報を共有せざるを得ない場合に、「残存条項を設定せずに、契約期間を6か月とする」等情報の性質に見合わない契約期間でNDAを結んでしまうと、次の連携のステップに進むことなく締結先から秘密情報が流出してしまうこともあり得る。[\(モデル契約書【秘密保持契約書\(新素材\)】:第10条参照\)](#)

ウ NDA違反

連携事業者が、NDAに違反してスタートアップの営業秘密を盗用し、スタートアップの商品・役務と競合する商品・役務を販売するようになる場合がある。

① 独占禁止法上の考え方

営業秘密の盗用¹⁹は、スタートアップと連携事業者との間で相互に情報の秘密保持義務を課し目的外使用を禁止するNDAに違反するものであって、競争手段として明らかに不公正なものである。

したがって、連携事業者が、NDAに違反してスタートアップの営業秘密を盗用し、スタートアップの取引先に対し、スタートアップの商品・役務と競合する商品・役務を販売することにより、スタートアップとその取引先との取引が妨害される場合には、競争者に対する取引妨害（一般指定第14項）として問題となるおそれがある。

【競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例】

（事例6）

F社は、連携事業者とNDAを結んだが、連携事業者の秘密情報は開示されず、F社の秘密情報ばかりを求めに応じて開示するという状況であった。その後、連携事業者が、NDAに違反してF社の秘密情報を活用し、同様のサービスの提供を始め、F社の競合相手になった。

（事例7）

G社は、連携事業者とNDAを締結した上で、プログラムのソースコードを開示した。その後、連携事業者と連絡がつかなくなり、連携事業者から、類似サービスの提供が発表され、G社の競合相手になった。

② 問題の背景及び解決の方向性の整理

（問題の背景）

NDA違反が起こる背景は、「i. スタートアップ側の法的リテラシーの不足」「iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」の分類にあてはまるものであるが、問題が顕在化されにくい背景としては、(ア)NDA違反の立証が難しいこと、(イ)NDA違反の抑止力を高めるNDAを締結できていないといったことが挙げられる。例えば、使用された情報がNDAにおける「秘密情報」に該当することの立証や、被害を受けた側がNDA締結前に当該秘密情報を保有していたことの立証が困難で泣き寝入りするしかなくなってしまうスタートアップも少なくない。また、NDAの

¹⁹ ここでの「盗用」には、連携事業者がスタートアップの営業秘密を用いてスタートアップに無断で特許出願することが含まれる。

内容をスタートアップ側が正確に理解していない、NDAにおける秘密情報の範囲に応じた体制をスタートアップ側が確保できていない等の理由によって、スタートアップ側によるNDA違反が起きているケースもある。

しかし、このようにNDA違反の法的な責任追及からは逃れられるかもしれないが、その悪評等が広まることで、将来的なオープンイノベーションによる事業展開の可能性が失われることとなり、かえって自社のビジネスチャンスの喪失という損失を招くこととなりかねない点は認識することが重要である。

(解決の方向性)

NDAに違反した場合の法的責任の追及ができるように、責任追及の場面から逆算してNDAの各規定を検討することが重要である。

(7) NDA違反の立証のための秘密情報の具体的な特定

スタートアップが、NDA締結後の情報開示までに、自社のコアとなる技術情報についての特許出願が未了であったり、不正競争防止法上の営業秘密として保護されるだけの体制を整えていないことが少なくない。そのため、スタートアップにとっては、①守りたい情報がNDAにおける秘密情報に確実に含まれるようにすること、②スタートアップがNDA締結前から当該情報を保有していたことを立証できる状態にしておくことが望ましい。

そこで、確実に守りたい情報については、NDAの別紙に具体的に特定することが考えられる。[【モデル契約書【秘密保持契約書（新素材）】】](#)：第1条参照※末尾の「別紙1に定めるもの」がこれに該当する。）この手法は、連携事業者にとっても、自社が不当に流用してはいけない秘密情報の境界線が明確になるという意味でメリットがある。

(4) 損害賠償責任の規定

スタートアップとしては、事業に必須のコア技術が特許等により保全されていない場合、NDAが自社の技術・ノウハウを保全する唯一の手段であるため、契約に違反した場合の損害賠償を定めることは重要である。なお、秘密漏洩により損害が生じたことの立証は難しいため、漏洩に対する抑止効果を高める目的で、損害賠償責任の範囲・金額・請求期間についてあらかじめ定めることも考えられる。また、開示等する情報の重要度に応じて、金額を高めることで情報漏洩の抑止力を高めるような金額とすることが考えられる。

2 PoC（技術検証）契約

(1) PoC契約の概要

事業連携によって想定した機能・性能や顧客価値の実現を検証し、共同研究開発に進むことができるかを判断するためのステップがPoCの段階である。検証のために、最低限か

つ部分的な試作品（Minimum Viable Product）やプロトタイプを製作することも想定される。

PoCは、スタートアップにとって、その技術や製品を他社に採用してもらうための重要なステップであるが、本格的な事業連携に進むかどうかの判定をすることが主旨であることに鑑みれば、契約交渉に長期を要する事態は避けることが重要である。ただし、急ぐあまり契約を締結しないで実施してしまったことにより、一切のコスト回収ができなかったり、次から次へとPoCを依頼されて結局は共同研究開発まで結びつかないことで疲弊してしまったりするケース（いわゆる「PoC貧乏」）も散見されている。加えて、PoCで得られた知見の扱いについて紛争になるケースもある。これらを未然防止するための契約がPoC契約であり、近年、オープンイノベーションの進展に伴い重要性が増している契約の一形式である。

(2) PoC契約に係る問題について

ア 無償作業等

スタートアップが、連携事業者から、PoCの成果に対する必要な報酬が支払われない場合や、PoCの実施後にやり直しを求められやり直しに対する必要な報酬が支払われない場合がある。

① 独占禁止法上の考え方

①正当な理由がないのに、無償でのPoCが行われ、②著しく低い対価でのPoCが行われ、③PoCの実施後に、正当な理由がないのに、PoCの減額が行われ、又は、④PoCの実施後に、正当な理由がないのに、PoCのやり直しが行われた場合には、連携事業者が本来負担すべき費用がスタートアップに転嫁されることとなる。

取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、①PoCが事業連携において実施されるべき必要不可欠なものであって、その対価がスタートアップへの当該PoCに係る支払以外の支払に反映されているなどの正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、無償でのPoCを要請する場合、②当該スタートアップに対し、十分に協議を行うことなく対価を決定するなど、一方的に、著しく低い対価でのPoCを要請する場合、③PoCの実施後に、相当の期間内にスタートアップ側の責めに帰すべき事由²⁰を勘案して相当と認められる金額の範囲内²¹で対価を減額するなどの正当な理由がないのに、契約で定めた対価を減額する場合、又は、④PoCの実施後に、PoCの結果が発注時点で取り決めた条件に満たないなどの正当な理由がないのに、当該スタートアップに対し、やり直しを要請する場合であって、当該スタートアップが、PoC終了後の共同研究契約に進めなくなるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受

²⁰ スタートアップが実施したPoCに瑕疵がある場合、発注内容と異なるPoCが実施された場合等が考えられる。

²¹ 相当の期間内に対価を減額する場合であっても、無制限に対価を減額することは認められない。例えば、商品に瑕疵がある場合であれば、その瑕疵の程度に応じて正当に評価される金額の範囲内で減額を行う必要があるが、これを超えて減額を行うことは、「相当と認められる金額の範囲内」の対価の減額とは認められない。

け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

【優越的地位の濫用として問題となり得る事例】

（事例8）

H社は、連携事業者から、見積りよりも追加作業が発生するPoCを求められ、PoC後に必ず契約すると口約束されていたために実施したが、追加作業について報酬が支払われず、契約もしてもらえなかった。

（事例9）

I社は、連携事業者と試験的なAIシステムを開発するPoC契約を結んだ際に、連携事業者から「I社の製品を検証するためには、試験後の正式なシステムで動作確認を行う必要がある」と言われ、正式なシステムの開発作業を無償でさせられた。

（事例10）

J社は、AIシステムを開発するPoCを行った際に、連携事業者の要望どおりに作業を行ったにもかかわらず、PoCの実施後に、連携事業者から追加の作業を無償で求められ、PoCの結果次第で、連携事業者との今後の共同研究契約や取引につながる可能性があったため、行わざるを得なかった。

（事例11）

K社は、連携事業者から、問題点が明らかにされないまま、実施したPoCについて繰り返し修正を求められ、結局、相当なコストをかけたにもかかわらず、そのコストの5分の1程度の報酬しか支払われなかった。

（事例12）

L社は、連携事業者の指示どおりにPoC作業を完成させても、連携事業者から新たな仕様書で新たな作業を行うよう求められ、延々と対応を続けさせられた。

（事例13）

M社は、連携事業者の指示どおりにPoC業務を完遂させても、連携事業者から契約の範囲外の業務を延々と求められ、連携事業者が満足するまで対応を続けさせられたが、その業務に見合った報酬が支払われなかった。

② 問題の背景及び解決の方向性の整理

（問題の背景）

無償作業等の問題が起きる背景として、「ii. オープンイノベーションに関するリテ

ラシーの不足」、「iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が該当すると考えられる。後述の予防策にて対処し得るボトルネックとしては、(7)PoCのゴール設定（何が検証できたらPoCが完了なのか）ができていない、(4)PoCにおける対価の設定ができていない、(9)共同研究開発への移行条件が設定できていないということが挙げられる。

スタートアップは、このような問題のあるPoCを実施することで、人的リソースが枯渇・疲弊したり、資金ショートして倒産するリスクもある。一方、連携事業者も、多様なスタートアップと多くのPoCを実施する中で自社のイノベーションの道筋を見いだすことが重要であることを鑑みると、個々のPoCでスピーディかつ有益な形で検証が進まないことは、自社の事業拡大の可能性が失われることにもつながる。

（解決の方向性）

PoCにおいては事業アイデアをスピーディに検証することが重要であることから契約交渉もスピーディに進める必要がある。一方で、拙速になっては本末転倒であり、法務・知財の観点やPoC以降の事業展開を見据えた際に、適切な契約内容となっているか慎重に検討することが重要である。

スタートアップと連携事業者双方が拙速に成果を出そうと、口約束や契約外の作業を行うことで生じるリスクを避けるために、PoC契約の交渉を通じて、PoCのゴール、対価設定、共同研究開発への移行条件について共通認識を持つコミュニケーションを図ることが重要である。また、これにより、早期のPoCが可能となり、互いの事業拡大スピードが高まる。

（7） PoCの目的、終了要件を明確化する

PoCは、双方が本格的な共同研究開発に進めるかを判断することを目的とした検証行為である。PoC契約を締結するに当たっては、両当事者及び当事者の組織内において以下3点を十分に理解し、認識を一致させることが重要である。

- PoC契約が将来的な共同研究契約の締結を目指したものであること
- 既にNDAを締結し、相互の情報を開示等し合った上での検証段階であること
- 検証においては、検証の目的を共有することが重要であり、未だ検証の目的

が固まっていない場合は、まずその点を確定してからPoC契約を締結すること
また、PoCの実質は合意した検証を行い、レポート等の資料を前提とした報告書²²を作成することを業務とする業務委託契約（準委任契約）であることが望ましい。したがって、PoCにおける何らかの成果の達成や特定の結果等を保証するものではないことを確認した上で、何を検証作業として行うか、何が報告されれば業務が完了かを一定程度詳細に特定しておく必要がある。（[モデル契約書【技術検証（P](#)

²² 報告書であるレポートの著作権、知的財産権の取扱いについて、スタートアップ・連携事業者間での争いを避けるため、事前に契約で規定しておくことも重要となる。（モデル契約書【技術検証（PoC）契約書（新素材）】：第9条参照）

[PoC\) 契約書 \(新素材\)】^{23\)}](#)：第1条、第2条、第3条、第5条参照)

なお、AI分野のPoCや共同研究開発では、成果物（学習済みモデル）の完成義務や性能保証を求めることは妥当ではない点に留意が必要である。性能評価をする際には、開発段階において使用する訓練用データと評価用のテストデータを分けておき、当該テストデータを入力した場合の精度を評価する方法が考えられるが、これは実際の利用環境下でのデータを入力した際の精度を保証するものではない点を双方が理解する必要がある。（モデル契約書【共同研究開発契約書（AI）】²⁴⁾：第6条)

(イ) PoCの対価設定を明確化する

スタートアップは、資金繰りが重要課題であることから、その状況を連携事業者が理解し、適切な対価を早期にスタートアップへ支払うことが良好な信頼関係を構築するために望ましい。業務の対価は、固定金額とするほかに、人月単位又は工数単位に基づく算定方法のみ規定し、毎月の委託料を算定する方法とすること等が考えられる。また、委託料の支払方法としては、①一定の時期に一括して支払う方式、②着手時及び成果物提出時等に分割して支払う方式、③一定の業務時間に達するごとに当該業務時間分の対価を支払う方式等、様々な方式があり、状況に応じた支払方法を設定することが望ましい。（[モデル契約書【技術検証 \(PoC\) 契約書 \(新素材\)】](#)：第4条参照)

(ロ) 共同研究開発への移行条件を明確化する

PoCは、共同研究開発への移行のための実証段階という性質を有していることから、PoC終了後に次のステップに進むかどうか未確定なままで時間が経過することを避けるため、当事者に共同研究契約締結の努力義務、又は、一定期間内に共同研究契約締結の可否を決める義務を課すことが望ましい。また、スタートアップとして共同研究開発に進む確度が高いPoCであると判断する場合には、正式な契約に基づいたPoCの実施を優先し、PoC段階ではあえて低額な委託料として連携事業者との交渉締結のスピードを確保するという方針もあり得る。これらの思惑の調整規定としては、共同研究契約が締結されなかった場合に、PoC費用の追加分の支払義務を規定することも選択肢として考えられる。（[モデル契約書【技術検証 \(PoC\) 契約書 \(新素材\)】](#)：第6条参照)

3 共同研究契約

(1) 共同研究契約の概要

²³⁾ 経済産業省・特許庁「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書 ver1.0 技術検証 (PoC) 契約書 (新素材) 逐条解説あり」(令和2年6月)

²⁴⁾ 経済産業省・特許庁「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書 ver1.0 共同研究開発契約書 (AI) 逐条解説あり」(令和2年12月)

PoCの検証結果を踏まえて、いよいよ製品化やサービス化に必要な共同研究又は共同開発を進めることとなる。現実には、最終製品の共同開発というよりは、そこに使用される素材や組み込まれるパーツ・装置、あるいはソフトウェアなどの共同研究開発となることが一般的である。また、開発が複数のフェーズに分かれて実施されたり、他の応用開発に枝分かれして実施されることもある。

共同研究開発における双方の役割や費用分担、開発又は取得した知的財産権の帰属等のみならず、事業化後の両当事者の権利関係を定めているのが共同研究契約である。双方のオープンイノベーションの信頼の基礎となる、重要な契約である。

(2) 共同研究契約に係る問題について

ア 知的財産権の一方的帰属

スタートアップが、連携事業者から、共同研究の成果に基づく知的財産権を連携事業者のみに帰属させる契約の締結を要請される場合がある。

① 独占禁止法上の考え方

スタートアップと連携事業者の双方が共同研究に貢献したにもかかわらず、その貢献度を超えて、共同研究の成果に基づく知的財産権が連携事業者のみに帰属する場合には、スタートアップはその成果を享受できず、連携事業者のみがその成果を享受することとなる。

取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、知的財産権が事業連携において連携事業者に帰属することとなっており、貢献度に見合ったその対価がスタートアップへの当該知的財産権に係る支払以外の支払に反映されているなどの正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、共同研究の成果に基づく知的財産権の無償提供等を要請する場合であって、当該スタートアップが、共同研究契約が打ち切られるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

【優越的地位の濫用として問題となり得る事例】

（事例14）

N社は、PoCや共同研究に入る段階で、連携事業者から契約書のひな形を押し付けられる形で契約書を交わしたが、その契約書においては、PoCや共同研究の成果物の権利が一方的に連携事業者に帰属することとなっていた。

（事例15）

O社は、共同研究で、連携事業者から、知的財産権の無償提供に応じさせられた。

(事例16)

P社にとって、大企業である連携事業者との取引の実績がなくなると、信用の確保が難しくなるため、共同研究契約書を交わすときの立場が連携事業者の方が強く、交渉は難しかったところ、P社は、連携事業者から一方的に知的財産権の譲渡を求められ、譲渡せざるを得なかった。

② 問題の背景及び解決の方向性の整理

(問題の背景)

知的財産権の一方的帰属に関する問題が起きる背景として、「ii. オープンイノベーションに関するリテラシーの不足」、「iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が該当すると考えられる。後述の予防策にて対処し得るボトルネックとしては、(ア)バックグラウンド情報（共同研究契約の締結時に既に保有していた技術情報）が整理できていない、(イ)事業展開の機動性と自由度を見据えた知的財産権の帰属・利用の整理ができていないといったことが挙げられる。

スタートアップは、知的財産権の偏った帰属と利用条件によって他分野や他用途への自由な事業展開やスケールアップができなくなる一方、連携事業者も、技術情報のコンタミネーションによりスタートアップの知的財産権を意図せず勝手に利用してしまい、スタートアップから訴訟を提起されるリスクを抱えることとなる。

(解決の方向性)

スタートアップと連携事業者の双方が適切な法務・知財の知識を備えた上で、バックグラウンド情報の範囲の明確化や事業展開の機動性と自由度を見据えた知的財産権の帰属・利用を設定することが重要である。さらに自社の知財戦略を明確化した上で、共同研究によって双方が互いの知を組み合わせることで何を生み出したいかを共通認識する必要がある²⁵⁾。

(ア) バックグラウンド情報の範囲の明確化

契約締結前に保有していた情報と契約締結後に新たに生じた情報が混在し、各情報に関する知的財産権の峻別性がなくなること（技術のコンタミネーション²⁶⁾）を防ぐために、双方が研究テーマに関連して自らが必要とみなすバックグラウンド情報をリストにして開示・交換し、バックグラウンド情報の範囲を明確化することが望ましい。特許出願に馴染む技術情報については特許出願をしておくこと

²⁵⁾ なお、現場担当者間では合意できていたことが知財・法務担当等には伝わっていないことで交渉が振り出しに戻るなど、意図せず問題となることもあるため、組織内部でも密に情報共有を行い、認識合わせをした上で契約交渉に取り組むことが不可欠である。

²⁶⁾ 技術のコンタミネーションとは、バックグラウンド技術（共同研究契約の締結時に既に保有していた技術情報）とフォアグラウンド技術（共同開発によって生み出される技術情報）の峻別性がなくなってしまった状態をいう。

も有効である。また、バックグラウンド情報の秘密保持義務や目的外使用などの取扱いについては別途定めておくことが望ましい。[\(モデル契約書【共同研究開発契約書\(新素材\)】²⁷\)](#)：第2条参照

- (イ) スタートアップへの知的財産権の帰属及び連携事業者に事業領域や期間等の面で一定の限定を付した独占的利用権の設定

共同開発による発明成果物について、十分な検討がされないまま「とりあえず共有帰属」として整理してしまう事例が散見される。しかし、これによりスタートアップは他分野や他用途への知的財産権活用²⁸をしようとする都度、連携事業者の承諾を得る必要が生じ、多大な交渉コストや事業制約を受けてしまう結果となるため、自由な事業展開が拒まれてしまう。

他方、連携事業者としては、研究成果に係る知的財産権を取得せずとも、研究成果を自社に必要な範囲で独占的に利用できれば事業戦略上支障はないことも考えられる。そこで、共同で創出された発明の最大活用の観点からは、スタートアップが自社で知的財産権を保有することの重要性²⁹にも配慮し、スタートアップに知的財産権を帰属させつつ、連携事業者の意向に沿う形で事業領域や期間等について一定の限定を付した独占的利用権を設定する形で調整することを検討することが考えられる³⁰。

連携事業者が有する懸念に対し³¹、スタートアップは、合理的期間に限った第三者との競合開発の禁止規定や、スタートアップに経済的不安が生じた場合に連携事業者への知的財産権買取りの交渉オプションを設定するなどし、連携事業者の懸念に配慮することも検討することが望ましい。[\(モデル契約書【共同研究開発契約書\(新素材\)】\)](#)：第7条、第13条参照

なお、知的財産権の帰属及び利用に当たっては、事前に双方の知的財産権に対する方針や交渉スタンスについて十分に確認しておくことが望ましい³²。

イ 名ばかりの共同研究

共同研究の大部分がスタートアップによって行われたにもかかわらず、スタートアップが、連携事業者から、共同研究の成果に基づく知的財産権を連携事業者のみ又は双方

²⁷ 経済産業省・特許庁「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書 ver1.0 共同研究開発契約書(新素材) 逐条解説あり」(令和2年6月)

²⁸ 他のアライアンスパートナーへのライセンス等

²⁹ スタートアップが自社で知的財産権を保有する重要性とは、①知的財産権を単独で保有することで事業基盤が強固になり、利益を創出する力が高まる点②資金調達の際に、投資家に対して、知的財産権の単独保有を通じて事業上の強みを高める旨の説明ができる点にある。

³⁰ 加えて、スタートアップの事業展開のスピード確保の観点からは、連携事業者が正当な理由なく研究成果を利用しない場合においては、独占的に利用する権利は解除し、スタートアップが活用できる範囲を拡大できるように契約上の配慮をしておくことも重要である。

³¹ スタートアップに権利を単独帰属させる場合、スタートアップと他の競合する連携事業者との共同研究開発への懸念や、スタートアップが事業に失敗し、破産等、事業継続が困難になった場合、知的財産権の利用ができず、事業に支障を来すのではないかという懸念がある。

³² 時間の節約のため、互いに譲れない条件を先に提示し、折り合えない場合は協議を終えることも肝要である。

に帰属させる契約の締結を要請される場合がある。

① 独占禁止法上の考え方

共同研究の大部分がスタートアップによって行われたにもかかわらず、その貢献度を超えて、共同研究の成果に基づく知的財産権を連携事業者のみ又は双方に帰属させる場合には、スタートアップは貢献に見合った成果を享受できず、連携事業者は貢献を超えた成果を享受することとなる。

取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、知的財産権が事業連携において連携事業者に帰属することとなっており、貢献度に見合ったその対価がスタートアップへの当該知的財産権に係る支払以外の支払に反映されているなどの正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、共同研究の成果の全部又は一部の無償提供等を要請する場合であって、当該スタートアップが、共同研究契約が打ち切られるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

【優越的地位の濫用として問題となり得る事例】

（事例17）

Q社は、共同研究の中心であるプログラムの開発自体を全て行うにもかかわらず、共同研究の成果物の特許は全て連携事業者に帰属するといった一方的な内容の契約書を受け入れさせられた。

（事例18）

R社は、プログラムの開発自体は自社で全て行うが、連携事業者から、共同研究によって取得した特許は全て連携事業者に帰属するといった一方的な内容の契約書を受け入れさせられた。

（事例19）

共同研究といっても、S社が、技術、ノウハウ、アイデアのほとんど全てを提供しており、連携事業者は、共同研究への貢献度がほとんどないにもかかわらず、S社は、連携事業者から成果物の特許は共同出願することとされた。

（事例20）

T社が、全ての研究開発を行い、連携事業者は、T社が開発した技術の試験運用を行うのみであるにもかかわらず、T社は、連携事業者から、開発した技術の半分の権利を渡すよう、一方的に連携事業者に有利な契約を締結させられた。

② 問題の背景及び解決の方向性の整理

(問題の背景)

名ばかりの共同研究による知的財産権の帰属に関する問題が起きる背景として、「ii. オープンイノベーションに関するリテラシーの不足」、「iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が該当すると考えられる。後述の予防策にて対処し得るボトルネックとしては、(7)共同研究開発における双方に期待される貢献（役割分担）が明示的に整理されていない、(4)貢献度に応じた適切なリターンの設定といったことが挙げられる。

(解決の方向性)

共同研究開発において期待される貢献（役割分担）について双方が共通認識を持ち、その貢献に応じて納得したリターンを設定した上で契約書を締結することが重要である。

(7) 事前の役割分担の規定

役割分担は、双方の認識の齟齬を回避すべく、事前に当事者間で認識のすり合わせをしておく必要がある。これを怠ると、ある役割については双方ともに全く着手がなされていないということや、どちらの当事者が何を行ったのかが不明瞭なまま紛争のもとになる等の事態になりかねない。もっとも、共同研究開発が未実施あるいは開始直後の段階では詳細な役割分担を決めることが困難である場合や、共同研究開発の進行に伴って新たな役割（作業）が発生することもある。そのような場合においても、役割分担の大きな枠組みについてだけでも規定しておくことで、後に役割分担の詳細を協議する際もスムーズに行える。また、共同研究契約は、基本的にはそれぞれの役割分担（担当業務）の範囲内で、誠実に研究開発を行い、その成果を報告し合う義務を相互に負う、準委任契約であるという考えが有力である。（[モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】](#)：第3条参照）

(4) 貢献度に応じた適切なリターンの設定

一方が、研究開発の経費の多くを負担する場合、実質的には共同研究契約ではなく、研究委託契約であるとの理解の下、研究の結果創出されたすべての知的財産権は研究開発経費の負担側に帰属すべきという主張をしがちである。

しかし、研究開発の費用負担は、開発に携わる人を出していることに対応する負担であり、当該費用を負担していることが直ちに成果物の知的財産権の帰属主体となることを正当化するものではない。

共同研究開発の結果生じた知的財産権の取得のための対価は、成果物創出への貢献度等を踏まえて定められることが重要である。通常、かかる知的財産権を発明者でない者が獲得するためには、別途それに見合った対価を支払う必要がある。

（[モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】](#)：第5条参照）

ウ 成果物利用の制限

スタートアップが、連携事業者により、共同研究の成果に基づく商品・役務の販売先が制限される場合や、共同研究の経験を活かして開発した新たな商品・役務の販売先が制限される場合がある。

① 独占禁止法上の考え方

連携事業者が、共同研究の成果であるノウハウ等の秘密性を保持するために必要な場合に、取引の相手方であるスタートアップに対し、合理的期間に限り、成果に基づく商品・役務の販売先を特定の事業者には制限することは、原則として独占禁止法上問題とされないと考えられる。

しかしながら、市場における有力な事業者³³である連携事業者が、取引の相手方であるスタートアップに対し、例えば、合理的な期間に限らず、共同研究の成果に基づく商品・役務の販売先を制限したり、共同研究の経験を活かして新たに開発した成果に基づく商品・役務の販売先を制限したりすることは、それによって市場閉鎖効果³⁴が生じるおそれがある場合には、排他条件付取引（一般指定第11項）又は拘束条件付取引（一般指定第12項）として問題となるおそれがある³⁵。

【排他条件付取引又は拘束条件付取引として問題となり得る事例】

（事例21）

U社は、連携事業者にU社のみで開発したサービスを導入する際に、連携事業者から「競合他社には販売しないように。販売した場合には、取引を白紙に戻す」などと指示を受け、受け入れざるを得なかった。

（事例22）

V社が連携事業者との事業連携の経験を活かして改善したAIは、元々V社が独自に開発し、その連携事業者の重要な情報は入っていないにもかかわらず、V社は、その連携事業者により、そのAIを他社に販売しないよう制限された。

② 問題の背景及び解決の方向性の整理

（問題の背景）

成果物利用の制限に関する問題が起きる背景として、「ii. オープンイノベーションに関するリテラシーの不足」、「iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が該当すると考えられる。後述の予防策にて対処し得るボトルネックとしては、(7)スタートアップへの知的財産権の帰属及び連携

³³ 市場における有力な事業者については、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の第1部の3(4)に記載のとおりである。

³⁴ 市場閉鎖効果については、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の第1部の3(2)アに記載のとおりである。

³⁵ 排他条件付取引又は拘束条件付取引として独占禁止法上問題となるのは、公正な競争が阻害するおそれ(市場閉鎖効果等)が生じることが前提となる。

事業者には事業領域や期間等の面で一定の限定を付した独占的利用権が設定されていない、(イ)AI分野における開発成果物の考え方が整理されていない、といったことが挙げられる。

(解決の方向性)

スタートアップと連携事業者の双方が適切な法務・知財の知識を備えた上で、事業展開の機動性と自由度を見据えた知的財産権の帰属・利用を設定することが重要である。さらに自社の知財戦略を明確化した上で、共同研究によって双方が互いの知を組み合わせることで何を生み出したいかを共通認識する必要がある。

(7) スタートアップへの知的財産権の帰属及び連携事業者には事業領域や期間等の面で一定の限定を付した独占的利用権の設定

共同研究によって生み出された知財の価値を最大化するためには、「ア 知的財産権の一方向的帰属」の(イ)でも述べたように、スタートアップへ知的財産権の帰属をさせる一方で、連携事業者の意向に沿う形で事業領域や期間等について一定の限定を付した独占的利用権を設定することで双方に有益となることが重要である。

(イ) AI分野における開発成果物の利用条件の考え方

AI分野において「複数の会社からデータの提供を受けて生成したカスタマイズモデルを利用したサービスを、複数の事業会社に提供する」というビジネスモデルを採用する場合は、成果物の利用条件を独占的な内容とすることは、ごく例外的なケース（例えば、ある特定事業領域を事業会社が独占していて、高い収益が約束されており事業会社が高額な利用料をスタートアップに支払える場合）を除き、スタートアップ、連携事業者の双方にとって非合理的である。なぜなら、スタートアップは連携事業者以外の企業とも同様の条件で事業展開をすることが一般的であるが、その場合、結果的に個々の連携事業者ごとに別々の成果物が複数並立することになり、管理コストが大幅に増加するからである。その結果、連携事業者にも高い利用価格を提示する必要がある。逆に、非独占的な利用条件として広く事業者が利用できる状態にすることで、スタートアップとしては、カスタマイズモデルを用いた事業展開に制約がなくなるため事業拡大・収益拡大の可能性が高まるとともに、管理コストも一定の範囲に抑えることができるため、連携事業者にとっても低い利用価格でのサービス利用が可能となる。なお、共同研究開発に貢献した連携事業者には利用料金を優遇するといった形で利害調整することも検討することが望ましい。(モデル契約書【利用契約書(AI)】³⁶): 想

³⁶ 経済産業省・特許庁「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書 ver1.0 利用契約書(AI) 逐条解説あり」(令和2年12月)

定シーンの解説、第3条参照)

4 ライセンス契約

(1) ライセンス契約の概要

共同研究開発に着手する前に保有していた特許等や共同研究開発の成果の利用については、共同研究契約の交渉時点ではその要否や利用範囲等が明らかではない場合もあるため、共同研究契約では具体的に規定されていないこともある。そのような場合には別途ライセンス契約を締結することとなる。ライセンス契約は、知的財産権利用の許諾条件や技術情報の提供の有無、改良技術の取扱い等を定めておくための契約である。本契約では、許諾条件（許諾範囲、独占・非独占の別、許諾料等）、技術情報の提供の有無、改良技術の取扱い等がポイントとなる。

(2) ライセンス契約に係る問題について

ア ライセンスの無償提供

スタートアップが、連携事業者から、知的財産権のライセンスの無償提供を要請される場合がある。

① 独占禁止法上の考え方

正当な理由がないのに、スタートアップの知的財産権のライセンスが無償提供された場合には、スタートアップは知的財産権の開発に係る費用を回収することができず、連携事業者は費用を負担することなく知的財産権を使用することができる。

取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、知的財産権のライセンスが事業連携において提供されるべき必要不可欠なものであって、その対価がスタートアップへの当該ライセンスに係る支払以外の支払に反映されているなどの正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、知的財産権のライセンスの無償提供等を要請する場合であって、当該スタートアップが、ライセンス契約が打ち切られるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

【優越的地位の濫用として問題となり得る事例】

(事例23)

W社は、連携事業者に対し、W社の技術をライセンスして製品を販売してもらうこととしたところ、連携事業者から、ライセンス料を無償にさせられた。

② 問題の背景及び解決の方向性の整理

(問題の背景)

一方の企業に極端に有利な条件でのライセンス契約の事例が発生してしまう問題の多くは、当事者における「i. スタートアップ側の法的リテラシーの不足」、「ii. オープンイノベーションに関するリテラシーの不足」が影響要因となっていると考えられる。具体的には、交渉相手から理不尽な要求が出てきた時に、まずそれを認識することができていない、あるいはどのような契約上の対案を提示すべきかが分からない、といった状況が想定される。加えて、当事者間で取引上の関係等に起因した立場の上下関係が存在し、契約交渉で過度に影響してしまう場合も想定される。

結果的に、後述の予防策にて対処し得るボトルネックである(7)ライセンス許諾範囲や(4)ライセンス料などの諸条件について十分な交渉と合意がなされていないことで、理不尽な要求を主張されたことに対抗する手段を失うことにもなってしまう。

(解決の方向性)

双方が自社のビジネスモデルを構築するために必要な知的財産権利用に関する許諾条件（許諾範囲、独占・非独占、ライセンス料等）を明確化し、ライセンス契約を締結することが重要である。なお、当然ながら、ライセンス契約等に対抗措置を作る前に、当該特許の基となっている技術情報（材料やノウハウ等）を一方に渡してしまい、その技術情報を使って類似の特許が出されるなどの不当な行為をされる可能性がある点には注意したい。

(7) ライセンス許諾範囲の明確化

契約に際して、ライセンサー（実施許諾者）は、ライセンシー（実施権者）による想定外の実施を防ぐため、ライセンス対象、期間、エリア、独占・非独占等の範囲を限定的に定める必要がある。特に、スタートアップは特許1件あたりの重要性が連携事業者のそれに比して高いため、ライセンサーとなる場合にはライセンスの実施許諾範囲を過度に広く設定しないよう留意することが重要である。

また、独占的な実施権の付与は、第三者に対する参入障壁となるので、実施権者に対していわば「商圈を与える」という趣旨を持つ。手元資金の厚さが企業存続に影響を及ぼすスタートアップは、時として、特許の実施許諾と引き換えに一時金の獲得を目指すことがあるが、そのような場合には独占的な実施権の付与を前提に、「年間△△万円のリターンが得られる商圈を獲得するために一時金〇〇万円を支払う、設備投資のようなものであり、独占期間内の●年間で十分に回収可能。」等といった提案をすることも選択肢の一つとして有用となる。[【モデル契約書【ライセンス契約書（新素材）】^{37\)}】](#)：第2条参照

(4) ライセンス料の設定

³⁷⁾ 経済産業省・特許庁「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書 ver1.0 ライセンス契約書（新素材） 逐条解説あり」（令和2年6月）

オープンイノベーションの取組におけるライセンス料（率）を決定するためには、スタートアップが提供する特許等の希少性や重要性、本製品の市場規模、販売価格や製品寿命、あるいは本製品の付加価値における当該特許等の貢献度など、個別のケースに応じた幅広い検討が必要となる。

ライセンス料の支払方としては、①ライセンス契約締結時にまとまった額を支払い（イニシャルフィー）、②その後は実施量に応じて定期的に支払う（ランニングロイヤルティ）のが一般的である。交渉においては、イニシャルフィーとランニングロイヤルティの料率がトレードオフの関係になることがある。スタートアップは、常に資金繰りが重要課題であるが、ランニングロイヤルティに重きをおいてハイリスクハイリターンを狙うか、イニシャルフィーに重きを置いて足元のキャッシュフローを固めるか、という判断も必要になる。（[モデル契約書【ライセンス契約書（新素材）】](#)：第4条参照）

イ 特許出願の制限

スタートアップが、連携事業者から、スタートアップが開発して連携事業者にライセンスした技術の特許出願の制限を要請される場合がある。

① 独占禁止法上の考え方

スタートアップが開発して連携事業者にライセンスした技術の特許出願が制限された場合には、スタートアップは連携事業者や第三者から自ら開発した技術を正当に保護することが困難となるおそれがある。

取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、取引の相手方であるスタートアップに対し十分に協議することなく特許取得を禁ずる契約書のひな型を押し付けるなど、一方的に、当該スタートアップが開発した技術の特許出願の制限を要請する場合であって、当該スタートアップが、将来再度の事業連携がなされる可能性がなくなるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

【優越的地位の濫用として問題となり得る事例】

（事例24）

X社は、連携事業者から受託したソフトウェア開発の過程でX社が独自に開発したノウハウや技術について、連携事業者から、一切の特許取得を禁じるという条項が付された契約の締結を求められ、契約させられた。

（事例25）

Y社は、連携事業者と共同研究を行っていたが、その共同研究ではない研究でY社が開発した新たな技術について、連携事業者から、一方的に、共同出願を含めてその技

術の権利の帰属を協議することとされ、契約の中に単独出願による特許取得を禁止する条項を入れられた。

② 問題の背景及び解決の方向性の整理

(問題の背景)

ライセンス契約における特許出願制限の事例が発生してしまう問題の多くは、当事者における「ii. オープンイノベーションに関するリテラシーの不足」や「iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が影響要因となっていると考えられる。

後述の予防策にて対処し得るボトルネックとしては、下記(ア)知財の発明主体が明確化できていない点が挙げられる。発明主体が明確化されていないことで、独自の開発活動の実施に不安を抱えてしまい、双方の事業発展の可能性を狭めてしまう結果にもなりかねない。

(解決の方向性)

双方が共同研究開発のテーマについて共通認識を持ち、新たに発明された知財が共同研究によって生まれたものか（発明主体が誰なのか）を明確化することが重要である。

(ア) 知財の発明主体の明確化

共同研究開発のテーマを実態に即したものとして設定することで新たに発明された知財が共同研究によって生まれたものかどうか（発明主体は誰なのか）を明確に区分することが重要である。共同研究開発のテーマの定義が広すぎると、自社固有の研究成果（知的財産権等）が共同研究開発の成果と解釈され、共同研究契約に従って知的財産権の帰属や成果物の利用関係が規律されるリスクがある。

他方、共同研究開発のテーマの定義が狭すぎると、実際は共同研究の成果であるにもかかわらず、契約の枠外とされてしまい、当該成果に関して勝手に特許出願をされてしまう。そこで、共同研究開発のテーマは、広すぎず狭すぎない実態に即したものとすることが重要である。（[モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】](#)：第1条参照）

ウ 販売先の制限

スタートアップが、連携事業者により、他の事業者等への商品・役務の販売を制限される場合がある。

① 独占禁止法上の考え方

連携事業者が、スタートアップの商品・役務に使用された連携事業者のノウハウ等の秘密性を保持するために必要な場合に、取引の相手方であるスタートアップに対し、商品・役務の販売先を自己にのみ制限することは、原則として独占禁止法上問題とならな

いと考えられる。

しかしながら、市場における有力な事業者である連携事業者が、取引の相手方であるスタートアップに対し、例えば、合理的な範囲を超えて、他の事業者への販売を禁止したり、スタートアップ自らによる販売を制限したりすることは、それによって市場閉鎖効果が生じるおそれがある場合には、排他条件付取引（一般指定第11項）又は拘束条件付取引（一般指定第12項）として問題となるおそれがある。

【排他条件付取引又は拘束条件付取引として問題となり得る事例】

（事例26）

Z社は、サービス開発の際、資金とデータの両方で連携事業者に依存しているところ、その連携事業者から、連携事業者のデータを含まないサービスであっても、その連携事業者以外にサービスを提供してはならないという独占契約を結ばされた。

（事例27）

a社は、自身も販売できない条件が付され、販売すると違約金を請求される内容の独占販売契約を締結させられた。

② 問題の背景及び解決の方向性の整理

（問題の背景）

販売先制限の問題の多くは、当事者における「ii. オープンイノベーションに関するリテラシーの不足」、「iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が影響要因となっていると考えられる。

事業連携から生まれた技術等を活用する商品の販売範囲について、できる限り自社に利する形での範囲制限を設定したいという意向が存在することは、スタートアップ、連携事業者ともに当然であろう。しかし、後述の予防策にて対処し得るボトルネックである下記(ア)双方の利害を調整しない形で販売範囲の制限を設けてしまうことで、結果的には発明した成果物が商品として市場に普及・拡大していくスピードを鈍化させてしまうことにもつながりかねないため、注意が必要である。

（解決の方向性）

双方が自社のビジネスモデルを構築するために必要な知的財産権利用に関する許諾条件（許諾範囲、独占・非独占、ライセンス料等）について利害を調整した上で設定することが重要である。

(ア) 双方の利害を調整した上での実施権の設定

「ア ライセンスの無償提供」の項でも述べたように、実施権を設定する場合は、許諾範囲の明確化を行うことが不可欠である。

スタートアップと連携事業者の双方が事業展開しようとするエリアや産業分野、

販売チャネル等の違い、あるいはビジネスモデルの差異を勘案した上で、双方にどのような販売範囲の制限をかけることが、互いの事業展開をできる限り阻害しない形で事業展開可能かを調整したい。ただし、契約時点で独占的な実施権等を付与した場合でも、事業環境の変化や戦略の見直し等で想定通りの販売活動が実施されないこともあり得る。そのような場合に備えて、契約で約束した独占期限が到来する前であっても、正当な理由なく一定期間実施しない場合や、戦略変更等により実施しないことを決定した場合、あるいは当初合意した販売数量に達しなかった場合などに、独占的な実施権を非独占の通常実施権に変更できるようにしておくといった工夫も可能であろう。（[モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】](#)：第7条参照）

5 その他（契約全体等）に係る問題について

(1) 顧客情報の提供

スタートアップの顧客情報は営業秘密であるがNDAの対象とはならないことが多いところ、スタートアップが、連携事業者から、顧客情報の提供を要請される場合がある。

① 独占禁止法上の考え方

正当な理由がないのに、スタートアップの顧客情報が連携事業者提供された場合には、当該顧客情報が連携事業者によって使用され、又は第三者に流出して当該第三者によって使用されるおそれがある。

取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、顧客情報が事業連携において提供されるべき必要不可欠なものであって、その対価がスタートアップへの当該顧客情報に係る支払以外の支払に反映されているなどの正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、顧客情報の無償提供等を要請する場合であって、当該スタートアップが、事業連携が打ち切られるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

【優越的地位の濫用として問題となり得る事例】

（事例28）

b社は、連携事業者から顧客情報の提供を求められ、提供せざるを得なかった。その結果、連携事業者は、b社の顧客に対してb社製品と競合する製品を販売するようになった。

（事例29）

c社は、連携事業者との協業において、営業秘密である販売先の情報を提供させられたが、連携事業者は、情報を一切開示しなかった。

② 問題の背景及び解決の方向性の整理

(問題の背景)

顧客情報の提供のような問題が起こる背景要因として、「i. スタートアップ側の法的リテラシーの不足」や「iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が該当する。

顧客情報は、自社の競争力を担保する重要な営業秘密の1つであるところ、連携事業者との関係性等の理由から、連携事業者からの求めに応じて、十分な保護措置をとることなく顧客情報を開示してしまうスタートアップも少なくない。しかし、スタートアップに比して、資本・ブランド力等、様々なリソースが潤沢な連携事業者に当該顧客情報を自由に使用されてしまうと、スタートアップの競争力が著しく落ちてしまうおそれがある。

(解決の方向性)

顧客情報が営業秘密として保護される措置を講じることが重要である。

(ア) 不正競争防止法上の営業秘密として保護される体制づくり

顧客情報は、その管理方法等次第では、不正競争防止法上の営業秘密（不正競争防止法第2条第6項）として保護され得る（例えば、東京地判平17・6・27（平成16（ワ）24950号）【中国野菜仕入先情報・顧客情報事件】等）。

しかし、特に創業から間もないスタートアップの場合、営業秘密の管理体制が不十分であるとして、不正競争防止法上の営業秘密に該当しないと判断されるおそれもある。

(イ) NDA等における守秘義務・目的外使用禁止の規定

NDA等において、連携事業者が顧客情報について守秘義務や目的外使用禁止の義務を負うことを明確にすることが重要となる。具体的には、秘密情報に顧客情報が含まれるように明確に定めるか、又は、NDA等で定義する秘密情報に顧客情報が含まれるように管理・運用を徹底することが考えられる。（[モデル契約書【秘密保持契約書（新素材）】](#)：前文、第1条～第3条参照）

(2) 報酬の減額・支払遅延

スタートアップが、連携事業者から、報酬を減額される場合や、報酬の支払を遅延される場合がある。

① 独占禁止法上の考え方

正当な理由がないのに、報酬の減額又は支払遅延が行われる場合には、連携事業者が本来負担すべき費用がスタートアップに転嫁（支払遅延による一時的な転嫁を含む。）

されることとなる。

取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、①商品・役務を購入した後において、相当の期間内にスタートアップ側の責めに帰すべき事由³⁸を勘案して相当と認められる金額の範囲内で対価を減額するなどの正当な理由がないのに、契約で定めた対価を減額する場合、又は、②あらかじめスタートアップの同意を得て、かつ、対価の支払の遅延によってスタートアップに通常生ずべき損失を自己が負担するなどの正当な理由がないのに、契約で定めた支払期日までに対価を支払わない場合であって、取引の相手方であるスタートアップが、事業連携が打ち切られるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

【優越的地位の濫用として問題となり得る事例】

（事例30）

d社は、連携事業者との共同研究契約において、約束した金額を数年にわたって受け取るようになっていたにもかかわらず、契約期間中に、正当な理由なく、一方的に報酬を減額された。

（事例31）

e社は、連携事業者から、e社の報酬金額を未定として契約することを求められ、別途具体的な金額の提示を受けていたため、契約書を交わした。その後、e社は、作業を実施したが、連携事業者から、その作業が不要になったと言われ、契約書に報酬金額が記載されていないことを理由に、提示を受けた金額を一方的に減額された。

（事例32）

f社は、連携事業者から委託を受けた作業の終盤で、突然、製品の動作、品質、精度等の保証を求められた。これらの保証については、契約前から難しいと伝えていたにもかかわらず、連携事業者から、これらの保証ができないことを理由に、報酬を減額された。

（事例33）

g社は、同社が連携事業者に納入する一部の製品について、契約で前払金を受けることとなっていたが、前払金の支払を遅延された。

② 問題の背景及び解決の方向性の整理

（問題の背景）

³⁸ スタートアップから購入した商品又は提供された役務に瑕疵がある場合、発注内容と異なる商品が納入され又は役務が提供された場合等が考えられる。

報酬の支払を巡り、合意済みの契約条件の変更や破棄を迫られる、あるいは、契約書で後日協議とされていた報酬の額について一方的に低額の報酬でなければ応じられない旨を迫られるような問題の要因分類としては、「ii. オープンイノベーションに関するリテラシーの不足」や「iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が該当する。

スタートアップは、その成長フェーズによるものの、連携事業者に比して、資金繰りが苦しい場合も少なくないため、上記のように不合理な要求がなされた場合にも、訴訟提起する時間的又は資金的余裕もないことから、報酬が一切支払われないよりは良いと考えてしまったり、今後の取引に与える影響等を懸念して応じてしまったりする事案も散見される。

(解決の方向性)

契約締結時に、報酬支払条件及び報酬額や製品等などに係る保証について共通認識を持ち、契約で規定することが重要である。

(7) 契約締結時における明確な報酬支払条件及び報酬額の設定

報酬支払を巡る交渉は、互いに基礎となる共通認識が無い状況では、紛争となり、一方が不利益を被る結果となる可能性が高まってしまう。まずは基本的な所作として、事業が開始した後に「予期せぬ交渉」が発生しない状態を契約によって実現することが不可欠である。あらかじめ事業連携開始前に、明確に報酬の支払条件を定めることが望ましいが、オープンイノベーションは双方が協力して新しい価値創造にチャレンジする行為であるため、双方の最終的な貢献度合いや、必要となる投入リソースについて不透明な場合もある。このように、契約締結時に報酬の具体的な額を定められない場合においても、例えば報酬の下限額を定めておくなどして、最低限の報酬額を設定しておくことも有用である。保有資金が少ないスタートアップに対しては、研究成果が出てから事業化に至るまでに、事業会社の事業の進捗に応じて、スタートアップに対して段階的に対価を支払うといったマイルストーン方式での支払いをする等の配慮が必要。(モデル契約書【共同研究開発契約書(新素材)】：第10条参照)

また、連携事業者が、オープンイノベーションに関する税・補助金等関連業務等など、通常の商行為以外で知り得たスタートアップの情報を基に、報酬の減額についての要求等が行われることも、当該税・補助金等のそもそもの主旨に反する行為であり、望ましいものではない。

(4) 製品等に係る保証の規定

後に一定水準の品質でなければ納品と認めない等との争いが生じることを避けるべく、品質等についての保証の有無について明記しておくことが考えられる。(モデル契約書【技術検証(PoC)契約書(新素材)】：第5条参照)

なお、保証の有無については、保証の対象事項が保証に馴染むものか否か、スタートアップに対して保証を要求することが現実的に可能又は妥当かを踏まえて検討することが必要となる。

(3) 損害賠償責任の一方的負担

スタートアップが、連携事業者から、事業連携の成果に基づく商品・役務の損害賠償責任をスタートアップのみが負担する契約の締結を要請される場合がある。

① 独占禁止法上の考え方

スタートアップと連携事業者が事業連携を行ったにもかかわらず、事業連携の成果に基づく商品・役務の損害賠償責任をスタートアップのみが負担する場合には、スタートアップのみが損害賠償のリスクを負うこととなり、連携事業者はそのリスクを一切負わないこととなる。

取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、損害賠償責任が事業連携においてスタートアップが負うべきものであって、その損害賠償責任に応じたリスクがスタートアップへの支払に反映されているなどの正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、事業連携の成果に基づく商品・役務の損害賠償責任の一方的な負担を要請する場合であって、当該スタートアップが、事業連携が打ち切られるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

【優越的地位の濫用として問題となり得る事例】

(事例34)

h社は、連携事業者から、h社が開発し、連携事業者に納品したシステムを搭載している製品に不具合があった場合には、当該システムに起因するか否かにかかわらず、製品の損害賠償責任は全てh社にあり、連携事業者は責任を一切負わないと一方的に取り決められた。

(事例35)

i社は、連携事業者に対し、連携事業者との取引金額を上限とした責任を要望していたが、交渉上の立場が弱いため、i社が全てのリスクを負うような契約を受け入れさせられた。

(事例36)

j社は、連携事業者から取引金額の数倍から数十倍の損害賠償責任を負わされた。

② 問題の背景及び解決の方向性の整理

(問題の背景)

損害賠償責任の一方的負担が発生する要因分類としては、「i. スタートアップ側の法的リテラシーの不足」や「iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が該当するケースが多いと考えられる。

特に創業から間もないスタートアップにとって、かかる賠償責任を負うことは資本・人の両面においてリソース不足が明らかであり、直ちに倒産等につながる可能性があるため、スタートアップとしては法的リテラシーを高め支払可能額以上の損害賠償を負わないよう契約上の検討をする必要性がある一方で、連携事業者としてもスタートアップが倒産等してしまうことは自社のイノベーション活動を継続する観点からも避ける必要があることを認識することが重要である。

(解決の方向性)

連携事業者とスタートアップのそれぞれの役割や、スタートアップのリソース等に鑑み、損害賠償責任が発生する条件を一定の場合に制限することや、賠償額そのものを制限するといった双方が納得できる条件を当事者が模索することが重要である。

(7) 責任発生条件の制限

例えば、技術知見を持つスタートアップが連携事業者から第三者の知的財産権の侵害がないことを保証する（いわゆる「特許保証」）ことが求められる場合がある。しかし、特許保証を行うリスクは非常に高い。技術知見を持つ側が可能な限りの情報を提供した上で、当事者同士でリスクを理解し、双方でリスクを負担することが重要であるものの、スタートアップと連携事業者の間の適切なリスク分配という観点からは、特許保証までは行わないという前提で他の条件を定めることや、仮に、特許保証をするにしても、「甲が知る限り権利侵害はない」、「甲は権利侵害の通知をこれまで受けたことはない」ことの表明に留めることが考えられる（[モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】](#)：第9条参照）。また連携事業者側においても、スタートアップに特許保証の条件を課す場合には、スタートアップに特許調査能力が無い、又は責任能力が無い場合も考えられることから、リスク回避のため自分事として特許調査や侵害回避の努力が必要となる。

(イ) 賠償額の制限

損害賠償責任の範囲・金額・請求期間についてどのように定めるかについては、契約に基づき行う業務の内容やコストの負担、支払われる報酬額等を考慮して、損害賠償額の上限額を定めることが考えられる。（[モデル契約書【技術検証（PoC）契約書（新素材）】](#)：第10条参照）

(4) 取引先の制限

スタートアップが、連携事業者により、他の事業者との取引（販売、仕入等）を制限される場合がある。

① 独占禁止法上の考え方

連携事業者が、スタートアップの商品・役務に使用された連携事業者のノウハウ等の秘密性を保持するために必要な場合に、取引の相手方であるスタートアップに対し、商品・役務の販売先を自己にのみ制限することは、原則として独占禁止法上問題とならないと考えられる。

しかしながら、市場における有力な事業者である連携事業者が、取引の相手方であるスタートアップに対し、例えば、合理的な範囲を超えて、他の事業者への商品・役務の販売を禁止することは、それによって市場閉鎖効果が生じるおそれがある場合には、排他条件付取引（一般指定第11項）又は拘束条件付取引（一般指定第12項）として問題となるおそれがある。

【排他条件付取引又は拘束条件付取引として問題となり得る事例】

（事例37）

k社は、連携事業者と業務提携契約を締結するに当たり、連携事業者から他社製品を取り扱わないでほしいと言われ、抵抗したものの、業務提携先が他にはおらず、受け入れざるを得なかった。

② 問題の背景及び解決の方向性の整理

（問題の背景）

取引先の制限が発生する要因分類としては、「ii. オープンイノベーションに関するリテラシーの不足」や「iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が該当するケースが多いと考えられる。

スタートアップが連携事業者から、取引先の制限を求められるような場面は、通常の交渉においても見られるものであろう。しかし、このような行為が、事業連携全体の利害調整の結果導入されるものではなく、単に連携事業者の利益確保の観点のみからなされる場合には、「iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が要因となった問題事例であり、注意が必要である。

（解決の方向性）

取引先の制限に係る契約交渉に際して、双方が自社のビジネスモデルを構築するために必要な主張をし、利害調整をした上でのオプションとして合理的に機能するものであるかの共通認識を持つことが重要である。

（7）利害調整を経た上での取引先の制限

契約交渉に際しての双方のスタンスとして、互いの主張が利害調整のオプ

ションとして合理的に機能するものであるかどうか、という観点を意識することが重要である。例えば、共同研究開発において、スタートアップに共同研究開発の結果の成果物の知的財産権を単独で帰属させる一方で、連携事業者が競合他社との関係で競争優位性を保てるように、スタートアップに対し、連携事業者の競合他社との取引を制限することは一定の合理性を有する場合もあると考えられる。（[モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】](#)³⁹：第7条及び第13条参照）

(5) 最恵待遇条件

スタートアップが、連携事業者により、最恵待遇条件（連携事業者の取引条件を他の取引先の取引条件と同等以上に有利にする条件）を設定される場合がある。

① 独占禁止法上の考え方

連携事業者が、取引の相手方であるスタートアップに対し、最恵待遇条件を設定することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

しかしながら、市場における有力な事業者である連携事業者が、取引の相手方であるスタートアップに対し、最恵待遇条件を設定することは、それによって、例えば、連携事業者の競争者がより有利な条件でスタートアップと取引することが困難となり、当該競争者の取引へのインセンティブが減少し、連携事業者と当該競争者との競争が阻害され、市場閉鎖効果が生じるおそれがある場合には、拘束条件付取引（一般指定第12項）として問題となるおそれがある。

【拘束条件付取引として問題となり得る事例】

（事例38）

l社は、連携事業者から、製品の販売価格を他社と比較して最安値にすること等を取引の条件とされた。

（事例39）

m社は、複数の連携事業者にサービスを提供しているところ、ある連携事業者により、サービスが他の連携事業者に比べて最安値となるようにさせられた。

（事例40）

n社は、連携事業者により、n社が運営する媒体上でその連携事業者が最も目立つようにすることや、類似の媒体を運営する他社との取引条件と同等以上の条件とさせられた。

³⁹ 他方で、スタートアップと連携事業者との間の利害調整を経ずに、合理的な範囲を超えて、取引先制限を課することは避ける必要がある。

② 問題の背景及び解決の方向性の整理

(問題の背景)

最恵待遇条件の設定が発生する要因分類としては、前項と同様に「ii. オープンイノベーションに関するリテラシーの不足」や「iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が該当するケースが多いと考えられる。

スタートアップが連携事業者から、最恵待遇を求められるような場面は、通常の交渉においてもみられるものであろう。しかし、このような行為が、事業連携全体の利害調整の結果導入されるものではなく、単に連携事業者の利益確保の観点のみからなされる場合には、「iii. 対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が要因となった問題事例であり、注意が必要である。

(解決の方向性)

最恵待遇条件の設定に係る契約交渉に際して、双方が自社のビジネスモデルを構築するために必要な主張をし、利害調整をした上でのオプションとして合理的に機能するものであるかの共通認識を持つことが重要である。

(7) 利害調整を経た上での最恵待遇の設定

契約に最恵待遇条件を入れることにより、その後の他の取引事業者に対して有利な条件が設定されたときには、その有利な条件がそのまま契約先の連携事業者にも適用されることとなる。そのため、受け入れる際には慎重に契約先の連携事業者との将来の取引関係を検討した上で適用年限等を設定するべきである。加えて、あらかじめ交渉の場において取引条件を明確にするとともに、対価に関する十分な協議を行うことが重要である。

例えば、AI分野において、スタートアップが「ある連携事業者からデータやノウハウの提供を受けてカスタマイズモデルを生成し、そのモデルを利用したサービスを複数の企業に提供する」というビジネスを行う場合、利用契約に最恵待遇条件を入れることでデータやノウハウを提供した連携事業者が、その見返りとして、合理的期間に限って、対象領域についてサービス利用料の優遇などの経済的便益を受けることは一定の合理性を有する場合もあると考えられる。

(モデル契約書【利用契約書 (AI)】：第8条)

第3 参考情報

(分野別契約に関するガイドライン等)

- 【AI分野】
 - 「データ共用型(プラットフォーム型)契約モデル規約に関する作業部会有志報告書」
(経済産業省、令和2年3月)
(<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200330001/20200330001.html>)
 - 「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」
(経済産業省、平成30年6月、令和元年12月)
(<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191209001/20191209001.html>)
- 【農業×AI分野】
 - 「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」
(農林水産省、令和2年3月)
(<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>)
- 【ものづくり分野】
 - 「ものづくりスタートアップのための契約ガイドライン & 契約書フォーマット」(経済産業省、2019年3月)
(<https://startup-f.jp/guideline/>)

(独占禁止法に関する報告書及びガイドライン)

- 「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」
(令和2年11月27日公正取引委員会)
(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/nov/201127pressrelease.html>)
- 「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」
(令和元年6月14日公正取引委員会)
(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/190614.html>)
- 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」
(平成22年11月30日公正取引委員会)
(https://www.jftc.go.jp/hourei_files/yuuetsutekichii.pdf)
- 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」
(平成3年7月11日公正取引委員会事務局)
(<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/ryutsutorihiki.html>)

(相談等窓口)

担当行政官庁	報告・相談等	窓口課	連絡先
公正取引委員会	本指針の記載内容に関する質問 (公正取引委員会担当分) (注1)	公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引調査室	〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 電話 (03) 3581-5471 Fax (03) 3581-1948
	独占禁止法第 45 条に基づく違反事実の報告 (注2)	公正取引委員会事務総局 審査局 情報管理室	〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 電話 (03) 3581-5471 Fax (03) 3581-6050
	独占禁止法の事前相談及び一般的な相談	公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 相談指導室	〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 電話 (03) 3581-5471 Fax (03) 3581-1948
経済産業省	本指針の記載内容に関する質問 (経済産業省担当分) (注3)	産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 電話 (03) 3501-1778 Fax (03) 3501-9229
特許庁	モデル契約書に関する質問 (注4)	オープンイノベーション推進プロジェクトチーム	E-mail : PAopen- innovation.pt@jpo.go.jp
新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)	スタートアップと連携事業者とのオープンイノベーションに関する一般的な相談	イノベーション推進部 政府系スタートアップ支援機関の連携によるワンストップ相談窓口 “Plus One (プラスワン)”	問い合わせフォーム : https://app13.infoc.nedo.go.jp/enquete/form.rbz?cd=2032&code=080108117115079110101

(注1) 公正取引委員会担当分は、独占禁止法上の考え方及び独占禁止法上問題となり得る事例を指す。

(注2) ホームページからの報告については、<https://www.jftc.go.jp> を参照。

(注3) 経済産業省担当分は、各契約の概要並びに問題の背景及び解決の方向性を指す。

(注4) モデル契約書は、本指針で引用する「研究開発型スタートアップと連携事業者のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書(新素材)、(AI)」を指す。

秘密保持契約逐条解説²

² 経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/venture.html

秘密保持契約書

(新素材)

想定シーン

1. 樹脂に添加可能な放熱に関する新素材を開発した大学発スタートアップ X 社は、樹脂の放熱性能を金属並みに引き上げることに成功した。当該素材は、特殊な表面処理がなされており、表面処理を調整することで様々な樹脂への添加が可能であることから、多種多様な製品用途に活用できる技術であり、実際に多様な業種の企業が関心を示している。
2. 今般、自動車部品メーカー Y 社から声が掛かり、自動車の部材に関する共同研究を前提とした技術情報(当該素材に関する非公開の物性値、表面処理に関する情報)の開示等を求められた。
3. X 社として、Y 社との取引で目指していることは以下のとおり。
 - ① 研究領域は Y 社のマーケットシェアが高いヘッドライトカバーに当該素材を用いることの共同研究としたい。
 - ② X 社は Y 社と共同研究フェーズへ進んで、当該事実を公表して自社の技術力の確かさを PR する材料にしたい。
 - ③ できれば早期(2 か月以内)に PoC または共同研究に進みたい。
4. X 社の現状は次のとおり。
 - ① 専任の法務・知財担当はなく、また知見も乏しい(外部の弁護士、弁理士任せ)。
 - ② コア技術は特許出願済み(当該素材そのものおよび当該素材が添加された樹脂組成物をカバーする特許出願)。ただし、ヘッドライトカバー用などの特定の製品を対象とした用途特許の出願はしていない。
 - ③ X 社は、当該素材の製造方法、表面処理、一般的な樹脂への好適な添加量等に関するノウハウを所持している。ノウハウは一部管理できているが、多くは CEO の頭の中にある。

目次

■ 前文	3
■ 第1条(秘密情報の定義・開示等の方法)	4
■ 第2条(秘密保持)	11
■ 第3条(目的外使用の禁止)	13
■ 第4条(秘密情報の複製の取り扱い)	14
■ 第5条(リバースエンジニアリングの禁止)	14
■ 第6条(秘密情報の破棄または返還)	15
■ 第7条(PoC契約および共同研究開発契約の締結)	15
■ 第8条(損害賠償)	16
■ 第9条(差止め)	17
■ 第10条(有効期限)	17
■ 第11条(準拠法および裁判管轄)	18
■ 第12条(協議事項)	19
■ その他のオプション条項	20

■ 前文

X社（以下「甲」という。）とY社（以下「乙」という。）とは、甲が開発した放熱特性を有する新規素材αを自動車用ヘッドライトカバーに用いた新製品の開発を行うか否かを甲乙共同で検討するに当たり（以下「本目的」という。）、甲または乙が相手方に開示等する秘密情報の取扱いについて、以下のとおりの秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

<ポイント>

- 本モデル契約の目的について規定している。
- 秘密保持契約において、秘密情報は定義された目的の範囲でのみ使用等が認められる。したがって、まず、形式的な留意点としては、(i)必ず目的を定め、(ii)上例のように「以下、「本目的」という。」と記載することが必須である。

<解説>

- 秘密保持契約は、秘密情報の開示者と受領者で利害関係が大きく異なることが特徴である。本想定シーンにおいては、スタートアップが主として、情報の開示者であることから、スタートアップからすれば、事業会社による想定外の利用を防ぐために、開示情報の利用用途(=「本目的」)を限定的に定める必要がある。
- 他方、秘密情報を受領する事業会社からすれば、スタートアップから提供された秘密情報の利用の制約を少なくするために、この目的を広く定めるという要請がある。(本モデル契約は、専らスタートアップが秘密情報を開示等する事案を前提に各条項を定めていることに留意されたい。)
- 目的の記載の仕方によって、禁止したい利用形態を目的外として禁止できなくなる場合があるので注意が必要である。例えば、目的を「新規素材αを用いた放熱部材の開発について検討するに当たり」と定めた場合、事業会社が受領した秘密情報を、事業会社で独自に計画する「新規素材αを用いた放熱部材の開発」に用いることも契約上は「目的内」と解釈されるおそれがあり、その場合には、かかる行為を差し止めることはできない。
- かかる行為を禁止するためには、「新規素材αを用いた放熱部材について、スタートアップおよび事業会社が共同で開発することを実現できるかについて検討するにあたり」等の記載とすることが必要である。

- 秘密情報管理が十分ではないスタートアップにとって、事業に必須のコア技術が特許等により保護されていない限り、本モデル契約が自社の技術・ノウハウを保護する数少ない手段となる。
- その中でも「目的の特定」は、事業会社の使用等の範囲を画する重要なポイントとなる。協業に向けた協議を開始する段階では、協業の内容は明確でない場合も多いが、上記の点なども考慮し、目的をできるだけ具体的に定めることが必要である。
- また本来は、協議の開始前に自社の秘密情報管理を徹底すべきである。少なくとも①秘密保持契約なしで開示等できる情報、②秘密保持契約締結後に開示等できる情報、③如何なる状況であっても開示等しない情報、程度に区分しておく必要がある。
- ノウハウが競争力の源泉となるスタートアップも少なくないことから、秘密保持契約自体はもちろん、交渉前の準備は万全を期す事を心掛けたい。

【コラム】秘密情報管理の詳細や相談窓口等については以下も参照されたい。

- 知財を使った企業連携 4 つのポイント
 - ◇ <https://ipbase.go.jp/public/point.pdf>
- 秘密情報の保護ハンドブックのてびき
 - ◇ https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/170607_hb_tebiki.pdf
- 秘密情報の保護ハンドブック
 - ◇ <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf>
- 営業秘密・知財戦略相談窓口
 - ◇ <https://www.inpit.go.jp/katsuyo/tradeseecret/madoguchi.html>

■ 第 1 条 1 項(秘密情報の定義・開示等の方法)

<ポイント>

- 秘密情報等の定義に関する条項である。
- 秘密保持契約を締結するにあたり、まず最初に行うべきは背景となるビジネスのヒアリングである。これによって、①専ら当社が情報を開示することになるのか、②専ら当社が情報を受領することになるのか、③両者が均等に情報を開示

し合うことになるのか、という点についておおよその理解を行う。後述するように、①ないし③のいずれかであるかによって、秘密情報の範囲設定等に大きく影響するからである。

(なお、本ケースにおいては、スタートアップの立場にたっており、①のケースに該当する。)

<解説>

秘密情報の範囲設定の考え方

- 秘密情報の定義においては、その広狭が問題となる。基本的には、開示者(上記①のケース)は秘密情報を広く定義すべきであり、受領者(上記②のケース)はその逆である。もっとも、むやみに秘密情報を広く定義すればよいというものではなく、秘匿すべき情報の秘密管理の実施度合いも考慮して、秘密情報の範囲を設定すべきである。
- 対象情報が十分に秘密管理されている技術情報であれば、秘密情報に該当するために秘密性の明示を必要とする範囲設定(下記オプション2または3)も採用し得る。秘密情報の範囲が狭ければ、受領者の情報管理コスト(情報の分別や、情報に接触した従業員の名簿管理など)が低減されるため、事業会社からの合意も取り付けやすい。
- 他方、開示者として自社の秘密管理体制が不十分(従業員の情報管理意識が低い、秘密管理に関する社内規程が未整備など)の場合は、秘密情報に該当するために秘密性の明示を必要としない(つまり秘密情報の範囲が広い)オプション1を選択することも検討する。

【オプション1:秘密情報の範囲:無限定】

第1条 本契約において「秘密情報」とは、本目的のために、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示等の方法および媒体を問わず、また、本契約の締結前後にかかわらず、一方当事者(以下「開示者」という。)が相手方(以下「受領者」という。)に開示等した一切の情報、本契約の存在および内容、甲および乙の協議・交渉の存在およびその内容、および、これらを含む記録媒体、ならびに、素材、機器およびその他有体物(別紙1に定めるものを含むが、これに限られるものではない。)をいう。

<解説>

- 「本目的のために開示等した一切の情報等」＝「秘密情報」として扱われるオプションである。
- 開示者は、全ての情報が秘密情報となるので安心できるかと言えば、そうとも言い切れない。包括的な秘密情報の定義により一定のリスクも伴う。例えば、①保護の対象とされる情報の特定が不可能であるとして秘密保持契約の有効性を争われる、②いざ争いとなった場合に、当事者は秘密情報の範囲を実質的な秘密に限定したとの解釈が適用される可能性がある(＝結果として、自社が秘密情報であると当然に解釈していた情報が、争いの場ではそのように解釈されない可能性がある。)などのリスクが発生する。
- 受領者も、①口頭で伝えられた内容まで秘密情報として厳格な管理が生じ、秘密管理コストが高つく、②管理する情報が多く、例えば自社が元々独自に保有していた情報との区別も不明確になりやすく、うっかり情報漏えいしてしまい、本モデル契約違反を起こす、などのリスクがある。
- 秘密情報の範囲を無限定とするならば、対象となる情報がいつ、(相手方の)誰に、どのような方法・状況で開示等されたのか、という立証ができるよう、過去のメールを一定期間保有する、会議において議事録をつける、引き渡した情報の管理台帳を整備するなど、従業員に対する情報管理への高い意識付けが必要となる。

【コラム】秘密保持契約上のトラブル

- 秘密保持契約上のトラブルのうち、かなりの割合を占めるのが、「開示等する際に、その情報に秘密指定をしなければならないという秘密保持契約になっているにもかかわらず、これをしなかったために秘密保持契約の対象とされない(相手方は守秘義務を負わない。)」というものである。秘密保持契約を締結すると安心して情報を開示等しがちであるが、秘密保持契約の中身を精査し、秘密情報を開示等する際の手順・方法を確認すべきである。
- また、「秘密保持義務違反を主張したところ、相手方から、そのような情報は受領した覚えがない」といわれてしまうケースも散見される。このようなことを防ぐために、上記のとおり、対象となる情報がいつ、(相手方の)誰に、どのような方法・状況で開示等されたのか、という立証ができるような情報管理を心がける必要がある。

【コラム】「本モデル契約の存在および内容、スタートアップおよび事業会社の協議・交渉の存在およびその内容」を秘密保持の対象に含めるリスク

- これを秘密保持の対象に含めてしまうと、誰とどのようなビジネスをしようとしているかなどの事情を VC などの投資家に対して報告ができなくなり資金調達に支障を来したり、ピッチなどでも将来展望を発表できなくなるおそれがある。このような不自由が生じてしまうとスタートアップの事業成長の可能性を閉ざすことにもなりかねず、オープンイノベーションを志向する事業会社としてもパートナー企業が衰退して事業がとん挫することは望むところではない。
- 両社で共同研究の検討を開始した事実だけは開示等できるようにしておくなど、何らか措置を講じておくことも検討に値する。

【オプション 2: 秘密情報の範囲: 要秘密指定(口頭開示の事後指定無し)】

第 1 条 本契約において「秘密情報」とは、本目的のために、開示者が開示等する際に秘密である旨を明示した営業上または技術上の情報、および、これらを含む記録媒体、ならびに、素材、機器およびその他有体物をいうものとする。

<解説>

- 本条では、「開示者が『開示等する際』に秘密である旨を明示」(秘密指定)することが必要となる。一般的になされる秘密指定の方法としては、「**秘**」表記の他、「〇〇Confidential」など、開示者が当該情報を秘密として認識しているということについて客観的な表示がされることが望ましい。
- この条項を利用する場合、秘密指定を失念するリスクがあることに注意する。例えば、「開示等したサンプルデータに秘密指定することを失念して、サンプルを関連子会社に渡され、目的外利用されてしまう」などのトラブルが発生する。
- このようなトラブルを回避するために、オプション 1 と 2 を混合したバージョンとして、以下のような規定も有用である。
 - サンプルなどの有体物は秘密指定の有無に関係なく、「秘密情報」に含める。
 - 仕様書等の特定形式の重要文書についても、秘密指定の有無に関係なく、「秘密情報」に含める。
 - その他の情報については、秘密指定された場合のみ「秘密情報」とする。

- また、本条では、口頭で「これは秘密情報である」と受領者に伝えた場合（文言上書面までは要求されていないため）、理屈としては秘密指定したとはいえ、口頭開示等した情報も守秘義務契約の対象として指定することができる。
- しかし、開示者がそのことを立証できないため（開示時にわざわざ録音などしていることは通常は考えにくい。）、結果として秘密情報として保護されないというリスクが残る。また、受領者としても、秘密情報の範囲が不明確となり管理が難しくなる。
- そこで、後に示すオプション3のように、口頭開示等の場合には、開示後に当該情報が秘密情報であることを文書で通知を秘密指定の条件とすることも考えられる。

【コラム】「秘密である旨を明示」することとは？

- 秘密保持契約を締結したことで安心して、色々な情報を開示等してしまう企業もあるが大変危険である。秘密保持契約に「秘密である旨を明示」することを条件として、秘密情報として認める旨の規定がある場合、この明示がなく開示等された情報はどんなに重要な情報であったとしても、秘密情報として認められないことが多い。この点は特に事故例が多いので、細心の注意を払う必要がある。
- 「秘密である旨を明示」するためには、文書等に「秘」、「〇〇Confidential」、「機密情報」との表記を設ければ足りる。ただし、対象物が文書ではなく有体物（サンプルなど）の場合には表記を忘れがちで、かつ、そのような表示を貼り付けても途中で脱落したりすることもあり得るので、細心の注意が必要である。
- 秘密保持契約を結んだからといって安心するのではなく、約束した内容の運用を徹底する。加えて、自社事業の優位性を損なうようなノウハウなどの技術情報は門外不出の情報として絶対に開示等しない覚悟が必要である。
- なお門外不出の技術情報は、社内においても限定されたメンバーのみにアクセス権を与えるなどの措置を取ることにより管理することが望ましい。
- 情報管理の厳格化と事業の効率性とは通常はトレードオフの関係にある。万一、秘密情報が漏れいした場合に事業が立ち行かなくなるほどのダメージが見込まれるという場合ならば、情報管理に手間とコストをかけることについて選択の余地はない。

【オプション 3: 秘密情報の範囲: 要秘密指定(口頭開示の事後指定有り)】

第1条 本契約において「秘密情報」とは、開示者が受領者に対して開示等した情報、および、これらを含む記録媒体、ならびに、素材、機器およびその他有体物のうち、文書等（電子メール等の電子的手段を含む。）により開示等する場合には、当該文書等上に秘密である旨を明示して、口頭その他無形の方法により開示等する場合には、開示等の時から14日以内に文書等により当該情報の概要、開示者、開示日時を特定した上で秘密である旨通知されたものをいう。

<解説>

- 前述したように、秘密情報の開示等の際には、「秘密である旨を明示」(秘密指定)することが要求されるケースが多い。しかし、口頭で開示等した場合、そのことを事後的に立証することはやはり困難である。
- そこで、本条のように、口頭開示等の場合は追って文書にて通知という手続を要求することで事後的に秘密指定することも考えられる。
- しかし、この手続すらも往々にして忘れやすく注意が必要である。相手方と会議等によるコミュニケーションをした場合は、どのような情報を開示等したかを含む議事録をつけることを習慣化し、本条に沿った措置を習慣化することが望ましい。
- なお本条では、双方とも会議で口頭開示等された情報が事後的に秘密情報として指定されてしまうおそれがあるため、秘密保持契約締結相手とのミーティング内容はおいそれと外部に開示等できなくなるが、期間は限定されているため(ここでは14日以内)、実務に大きな支障はないと思われる。

■ 第1条2項(秘密情報の定義・開示等の方法)【オプション1~3共通】

2 前項の定めにかかわらず、受領者が書面によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報の対象外とするものとする。

- ① 開示等を受けたときに既に保有していた情報
- ② 開示等を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- ③ 開示等を受けた後、相手方から開示等を受けた情報に関係なく独自に取得し、または創出した情報
- ④ 開示等を受けたときに既に公知であった情報
- ⑤ 開示等を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

<ポイント>

- オプション1～3いずれの条文においても、第2項において秘密情報の対象外とする情報を規定している。

<解説>

- 特に重要なのは、契約締結前に既に自社が保有していた情報が「①開示等を受けたときに既に保有していた情報」であることを証明できるかという点である。その点について証明ができないと、契約締結後においてどの技術がどちらのものかについて争い(技術のコンタミネーション)が発生するリスクがある。
- かかるリスクを回避するため、特に重要な技術情報かつ、それが特許出願に馴染む技術情報であれば、契約締結以前に特許出願を済ませておくことが望ましい。
- 特許出願によって、当該情報が「①開示等を受けたときに既に保有していた情報」であることが明確に証明できるからである。
- もっとも、実際にはこの時点までに特許出願までできないケースも少なくない。そこで、秘密保持契約締結前に自社が保有していた秘密情報のうち特に重要なものだけでも秘密保持契約の別紙において明確に定めておくことが考えられる。
- これにより、自社の重要な情報を確実に秘密情報として特定できるとともに、上記リスクを回避することができる。なお、秘密保持契約の別紙において定義をする際には、弁理士に対して、特許請求の範囲を記載する要領で作成を依頼することも考えられよう。
- 他方、全く特許出願に馴染まない技術情報である場合(例えば特許権を侵害されてもそれを認知することが困難な(つまり、侵害検出性がない)ソフトウェアや工場内で用いられる加工に関するデータなど)、ノウハウ(秘密情報)として厳密に管理する他ないといえよう。
- 万一、そのような情報を受領してしまった場合は、なるべく速やかに相手方に対してその旨を伝え、秘密保持契約の例外として扱っていただくことに合意する必要がある。時間が経過すればするほど、「①開示等を受けときに既に保有していた情報」であることの立証が難しくなるからである。

■ 第2条(秘密保持)

第2条 受領者は、善良なる管理者が払うべき注意義務をもって秘密情報を管理し、その秘密を保持するものとし、開示者の事前の書面による承諾なしに第三者に対して開示等または漏えいしてはならない。

2 前項の定めにかかわらず、受領者は、秘密情報を、本目的のために必要な範囲のみにおいて、受領者の役員および従業員（以下「役員等」という。）に限り開示等できるものとする。

3 受領者は、前項に定める開示等に際して、役員等に対し、秘密情報の漏洩、滅失、毀損の防止等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行い、その在職中および退職後も本契約に定める秘密保持義務を負わせるものとする。役員等による秘密情報の開示等、漏洩、本目的以外の目的での使用については、当該役員等が所属する受領者による秘密情報の開示等、漏洩、本目的以外の目的での使用とみなす。

4 受領者は、次項に定める場合を除き、秘密情報を第三者に開示等する場合には、書面により開示者の事前承諾を得なければならない。この場合、受領者は、当該第三者に対して本契約書と同等の義務を負わせ、これを遵守させる義務を負うものとする。

5 前各項の定めにかかわらず、受領者は、次の各号に定める場合、当該秘密情報を開示等することができるものとする。（ただし、1号または2号に該当する場合には可能な限り事前に開示者に通知するものとする。）また、受領者は、かかる開示等を行った場合には、その旨を遅滞なく開示者に対して通知するものとする。

① 法令の定めに基づき開示等すべき場合

② 裁判所の命令、監督官公庁またはその他法令・規則の定めに従った要求がある場合

③ 受領者が、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士等、秘密保持義務を法律上負担する者に相談する必要がある場合

6 本条第1項ないし第3項の定めにかかわらず、甲および乙は、相手方の事前の承諾なく、以下の事実を第三者に公表することができるものとする。

甲乙間で、甲が開発した放熱特性を有する新規素材αを用いた共同研究の検討が開始された事実

<ポイント>

- 開示者から提供を受けた秘密情報の管理方法と開示等できる対象に関する条項である。

<解説>

Need to know 原則

- 本条において実現しようとしている重要な点の1つは、いわゆる Need to know 原則である。
- 秘密保持契約においては、(i)開示者が特定された目的のために秘密情報を開示等し(前文および1条)、(ii)受領者は当該目的遂行のために必要な範囲でのみ当該秘密情報を社内関係者に共有し(本条2項)、(iii)受領者は当該目的以外には秘密情報を利用しない(3条)、という点が重要となる。Need to know 原則は、このうち、(ii)に関するものである。
- この Need to know 原則が契約文言に反映されていないと、不必要に情報が受領者たる会社内に広まり、受領者の会社の規模が大きくなればなるほど、情報の目的外利用や流出のリスクが高まることとなる。契約交渉の過程でこの Need to know 原則を反映する文言が削除されていないかは、慎重に確認する必要がある。
- なお、秘密保持義務を課したとしても、受領者が当該義務に違反して秘密情報を第三者に開示等したり目的外使用した場合において、当該義務違反を立証することは非常に難しいケースが多い。
- 非常に大事な点なので、繰り返し述べるが、開示等する対象者に対して秘密保持義務を課した場合であっても、他社に知られて模倣された場合に自社のコアコンピタンスが揺らぐような本当に重要な情報は、そもそも開示等してはならない。どんなに開示等を要求されたとしても断固として拒否する覚悟が必要である。

共同開発を検討開始した事実の公表

- スタートアップにとって重要な条項となるのが本条第6項である。スタートアップにとって、事業会社とのアライアンスの検討開始の事実は、投資家やユーザーに対する効果的なPR材料になる場合が多く、スタートアップがかかる事実の公表を望むケースが多い。

- しかし、本条第6項のような規定が入っていない場合、秘密情報の定義の内容によっては、かかる事実の第三者への公表が守秘義務違反となるか否かが曖昧なケースも存在し、スタートアップが公表に踏み切れないケースや、事業会社に事前に許可を求め、社内決裁等の関係で発表すべきタイミングに発表できないケースも散見される。
- 本モデル契約では、共同研究の検討開始の事実が公表しても問題ないと合意できたと想定し、公表を積極的に許可する規定を設け、かかる弊害を回避している。

■ 第3条(目的外使用の禁止)

第3条 受領者は、開示者から開示等された秘密情報を、本目的以外のために使用してはならないものとする。

<ポイント>

- 秘密情報の使用範囲を前文に定めた目的に限定する条項で、秘密保持契約には絶対に欠くことのできない主要な条文のひとつである。

<解説>

- 例えば、秘密情報の開示等を受けた事業会社において、秘密情報を流用し、事業会社による本件素材を用いたヘッドライトカバーの自社単独開発や、ヘッドライトカバーではない部品の開発のために利用することは本条により禁止されることになる。
- 上記のような秘密情報の内部流用行為は、情報の外部提供行為(開示行為)には該当しないことから、秘密保持義務(第2条)のみではかかる行為を禁止できない。一方で、開示者からすれば内部流用行為も好ましくないため。秘密保持契約においては、このような目的外使用禁止義務を設けることが通例となっている。
- 特に、専ら開示者になることが想定されるビジネスにおいては、①秘密保持契約にこのような条項が存在すること、②その際に、「本目的」がビジネスと整合する、最小限度の内容となっていることを確認すべきである。
- ただし、社内で目的外使用(例えばヘッドライトカバー以外の部品の研究開発する部署に秘密情報を横流し)された場合に、その事実を捕捉して立証することは困難である。そのため、目的外使用禁止義務を課したとしても、目的外使用をさ

れてしまうと多大なる損害が生じる情報については開示等を控えることも検討するべきである。

■ 第4条(秘密情報の複製の取り扱い)

第4条 受領者が、本目的のために必要な範囲において秘密情報を複製（文書、電磁的記録媒体、光学記録媒体およびフィルムその他一切の記録媒体への記録を含む。）する場合には、複製により生じた情報も秘密情報に含まれるものとする。

<ポイント>

- 秘密情報が複製されることも想定し、その複製された情報も秘密情報の対象とすることを規定した条文である。

【変更オプション条項:厳格な複製条件】

第4条 受領者は、開示者の事前の書面による承諾がある場合に限り、本目的のために必要な範囲において秘密情報を複製（文書、電磁的記録媒体、光学記録媒体およびフィルムその他一切の記録媒体への記録を含む。）することができるものとする。複製により生じた情報も秘密情報に含まれるものとする。

- 提供する秘密情報に極めて重要な情報が含まれ得ると判断する場合、本オプション条項のように、事前に承諾を必要とする条文が適用される場面もあり得る。

■ 第5条(リバースエンジニアリングの禁止)

第5条 受領者は、秘密情報について、開示者の事前の書面による同意なく、秘密情報の組成または構造を特定するための分析その他類似の行為を行ってはならない。

<ポイント>

- 秘密情報の受領者が、開示者の知らないところでその組成や構造の分析等を行うことを禁ずる条文である。

<解説>

- 本想定シーンでは、秘密情報の一部として素材サンプルをスタートアップから事業会社に提供する可能性があることを想定し、その成分を事前の許可なく分析等することを禁じるために設定している。

- ただし、実際にはそのような分析行為が行われたかどうかを特定することは難しいため、本当に重要な素材であればたとえサンプルであっても提供すべきではない。

■ 第 6 条(秘密情報の破棄または返還)

第 6 条 受領者は、本契約の有効期間中であるか、本契約終了後であるかを問わず、開示者からの書面による請求があった場合には、自らの選択および費用負担により、受領者または受領者から開示等を受けた第三者が保持する秘密情報を速やかに破棄または返還するものとする。

2 受領者は、開示者が秘密情報の廃棄を要請した場合には、速やかに秘密情報が化体した媒体を廃棄し、当該廃棄にかかる受領者の義務が履行されたことを証明する文書の提出を開示者に対して提出するものとする。

<ポイント>

- 受領した秘密情報の返還義務等を定めた条項である。契約終了前であっても、開示者の請求で返還義務等が発生することとしている。

■ 第 7 条(PoC契約および共同研究開発契約の締結)

第 7 条 甲および乙は、本契約締結後、技術検証または研究開発段階への移行および P o C 契約または共同研究開発契約の締結に向けて最大限努力し、乙は、本契約締結日から 2 か月（以下「通知期限」という。）を目途に、甲に対して、P o C 契約または共同研究開発契約を締結するか否かを通知するものとする。ただし、正当な理由がある場合には、甲乙協議の上、通知期限を延長することができるものとする。

<ポイント>

- PoCまたは共同研究開発契約への移行についての規定である。

<解説>

- 秘密保持契約を締結したものの、その後音沙汰がなく、スタートアップが他の競合企業とのアライアンスを検討する機会を逸してしまう場面も少なくないが、次回資金調達までの短期間の中で実績作りや資金繰りを成し遂げなければいけないスタートアップとしては致命傷になりかねない。

- そこで、当事者にPoC契約または共同研究開発契約締結の努力義務を課すとともに、次のステップに進むかどうか未確定なままで時間が経過することを避けるため、事業会社に対し一定期間内にPoC契約または共同研究開発契約を締結するか否かの通知義務を課している。
- ただし、検討に要する時間は案件や状況に応じて異なり、適切な期間を契約締結時に定めることは困難であることもあるため、通知期限は目安とした上で、正当な理由があれば協議の上、同期限の延長を可能とした。

■ 第8条(損害賠償)

第8条 本契約に違反した当事者は、相手方に対し、損害賠償を請求することができる。

<ポイント>

- 本条は、本モデル契約の履行に関しての損害賠償責任について規定している。スタートアップとしては、事業に必須のコア技術が特許等により保全されていない限り、本モデル契約が自社の技術・ノウハウを保全する唯一の手段であるため、相手方が本モデル契約に違反した場合を定めた本条は非常に重要な条項といえる。

<解説>

- なお、秘密漏洩により損害が生じたことの立証は難しいため、漏えいに対する抑止効果を高める目的で、以下の変更オプション条項のように、違約金や損害賠償額の予定について定めることもあり得る。このような条項に対する対応で、相手方のビジネスに対する本気度を推測する(=PoC 貧乏を防止する)こともできる。

【変更オプション条項:違約金】

第8条 本契約に違反した当事者は、相手方に違約金として1000万円を支払う。ただし、相手方に生じた損害が本違約金額を上回る場合には、その超えた部分についても賠償するものとする。

<解説>

- 秘密保持義務違反による損害の立証は困難であるため、損害賠償責任の範囲・金額・請求期間について予め定めることも考えられ、本条では、1000万円を違約金として設定することとしている。なお、1000万円はあくまでも例示であり、開示

等する情報の重要度に応じて、金額を高めることで情報漏洩の抑止力を高めるような金額とすることが考えられる。

- 秘密保持契約においては、秘密保持義務違反の事実が立証できたとしても、秘密漏洩による損害の立証は難しく、かつ、秘密情報の価値について当事者間で認識に齟齬が生じていることも多いことから、上記の条項案を採用することも検討の余地があろう。

■ 第 9 条(差止め)

第 9 条 契約当事者は、相手方が、本契約に違反し、または違反するおそれがある場合には、その差止め、またはその差止めに係る仮の地位を定める仮処分を申し立てることができるものとする。

■ 第 10 条(期間)

第 10 条 本契約の有効期限は本契約の締結日より 1 年間とする。ただし、本契約の終了後においても、本契約の有効期間中に開示等された秘密情報については、本契約の終了日から 3 年間、本契約の規定（本条を除く。）が有効に適用されるものとする。

<ポイント>

- 契約の有効期間を定めた一般的条項である。

<解説>

- 契約期間のみならず、契約期間終了後に、どの程度の期間秘密保持義務を負担するかについても注意が必要である。契約期間が 3 か月など短く設定されていても、残存条項により 10 年など契約終了後も長期間に亘って秘密保持義務を負うケースもある。
- 残存条項の期間は厳しい交渉が行われる項目のひとつである。期間は 2~3 年とすることが多いが、ビジネスおよび開示等される情報の性質(対象となる秘密情報等が陳腐化する期間はどの程度かなど)により調整が必要である。例えば、製品等のコアとなる技術情報などは比較的長期の保護が必要となる。

■ 第 11 条(準拠法および裁判管轄)

第 11 条 本契約に関する紛争については、日本国法を準拠法とし、●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

<ポイント>

- 準拠法および紛争解決手続きに関して裁判管轄を定める条項である。

<解説>

- クロスボーダーの取引も想定し、準拠法を定めている。
- 紛争解決手段については、上記のように裁判手続きでの解決を前提に裁判管轄を定める他、各種仲裁によるとする場合がある。

【変更オプション条項:知財調停】

第 11 条 本契約に関する知的財産権についての紛争については、日本国法を準拠法とし、まず[東京・大阪]地方裁判所における知財調停の申立てをしなければならない。

- 2 前項に定める知財調停が不成立となった場合、前項に定める地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 3 第 1 項に定める紛争を除く本契約に関する紛争（裁判所の知財調停手続きを含む。）については、日本国法を準拠法とし、第 1 項に定める地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

<解説>

- 紛争解決手段について、どの裁判管轄ないし紛争解決手段が適切かは一概には決められず、当事者の話し合いで決定するのが望ましい。話し合いによる解決を目指す場合、東京地方裁判所および大阪地方裁判所において創設された知財調停を利用することが考えられる。
- 「知財調停」は、ビジネスの過程で生じた知的財産権をめぐる紛争を取り扱う制度であり、仲裁手続き同様、非公開・迅速などのメリットがあるだけでなく、専門的知見を有する調停委員会の助言や見解に基づく解決を行うことができ、当事者間の交渉の進展・円滑化を図ることができるというメリットがある。
- 運用面では、原則として、3 回程度の期日内で調停委員会の見解を口頭で開示することにより、迅速な紛争解決の実現を目指すとしており、迅速に解決でき、コストや負担を軽減できる可能性がある。

- 知財調停を利用するためには、東京地方裁判所または大阪地方裁判所いずれかを、合意により調停事件の管轄裁判所とする必要がある。
- 知財調停は、当事者双方が話し合いによる解決を図る制度であるため、当事者が合意できず調停不成立となった場合は、訴訟等の手続きにより別途紛争解決が図られることとなる。
- また、仲裁手続きは、裁判と比べて非公開・迅速などのメリットもあることから、スタートアップのような事案では、本条に変えて下記のような仲裁条項に変えるという選択肢もある。

【変更オプション条項: 仲裁条項例】

本契約に関する一切の紛争については、日本国法を準拠法とし、（仲裁機関名）の仲裁規則に従って、（都市名）において仲裁により終局的に解決されるものとする。

■ 第 12 条(協議事項)

第 12 条 本契約に定めのない事項または本契約について疑義が生じた場合については、協議の上解決する。

<ポイント>

- 紛争発生時の一般的な協議解決の条項である。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

甲

乙

■ その他のオプション条項

- 秘密管理状況を確認するため、以下のような立入条項を設ける場合もある。

【追加オプション条項:立入検査条項】

甲および乙は、相手方が本契約に従って秘密情報等を管理していることを確認するため、相手方に対し、検査内容および日程を書面により事前に通知の上、合理的な範囲において相当な方法により対象となる施設に立入り、検査を行うことができるものとし、相手方はこれに合理的な範囲内で協力するものとする。

<解説>

- 当該秘密情報等を利用して知的財産が創造された場合の知的財産権の帰属を規定することもある。
- 本件では、スタートアップが開発した素材の秘密情報を事業会社に開示等して検討を進めており、万が一知財が生じた場合、それは、スタートアップが開示等した情報に依拠するところが大きいと考えられるため、以下の規定のように全てスタートアップの帰属とすることが想定される。

【追加オプション条項:知的財産権の帰属条項】

秘密情報等に関連して生じた特許権、実用新案権、回路配置利用権、意匠権、著作権、商標権等の知的財産権（以下総称して「本知的財産権」という。）は、すべて甲に帰属するものとする。

<解説>

- 秘密保持契約の段階で知的財産権の帰属条項を入れるかどうかについてはケースによって判断が分かれるところである。
- 今後、どのような協業を行うことができそうかまずは相談をしたい、といった軽い目的で秘密保持契約が締結される場合、知的財産権の帰属条項を入れないことで余計な交渉を減らし、スピードを重視するという考え方もある。
- 他方、そのような目的であったとしても、相手方の決断のために極めてコアな情報開示等が要求される場合は、知財権を保全確保する目的で、上記のような条項を入れるケースも想定されよう。
- なお、秘密保持契約締結時点で新たな知的財産権が生じるケースは少なく、また、PoCや共同研究開発に移行した際にいかなる知的財産権が生じるのか、また、知的財産権の帰属以外の諸条件をいかに定めるかの見通しを立てること

が困難なケースも多く、秘密保持契約において新たに生じる知的財産権の帰属について定めるケースはあまりないことには留意されたい。

PoC 契約逐条解説³

³ 経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/venture.html

技術検証（PoC）契約書

（新素材）

想定シーン

1. X社（樹脂に添加可能な放熱に関する新素材を開発した大学発スタートアップ）が、秘密保持契約を締結後、自動車部品メーカーY社に対し、当該素材の技術情報（当該素材に関する非公開の物性値、表面処理に関する情報）に関する資料を開示等するとともに説明を行った。
2. Y社の開発担当者としては、当該素材を用いた製品開発を進めたい意向であったが、今期の予算が限られていること、来期の開発予算獲得のために社内の説明資料が必要であるとして、まずは技術検証（以下「PoC」という。）を行いたいと伝えてきた。
3. X社とY社は、協議の結果、当該PoCを以下のとおり進めることを合意した。
 - ① Y社は、X社に対し、ヘッドライトカバーの使用環境に関するデータを開示等する。
 - ② X社は、外部の第三者を用いて、ヘッドライトカバーの材料であるポリカーボネート樹脂に当該素材を添加して成形することにより試験片（サンプル）を作成し、試験片の性能および耐久性に関する簡易検査（ヘッドライトカバーの使用環境を模した環境での性能および耐久性試験）を行い、当該検査結果を契約締結から3週間以内にレポートにまとめる。
 - ③ Y社は、X社に対し、上記作業の対価として●万円を支払う。
 - ④ Y社は、上記検査結果受領後、2ヶ月以内にX社との共同研究開発に移行するかを決定する。

目次

■ 前文.....	3
■ 1 条(目的).....	4
■ 2 条(定義).....	5
■ 3 条(本検証).....	6
■ 4 条(委託料および費用)	7
■ 5 条(甲の義務).....	7
■ 6 条(共同研究開発契約の締結).....	8
■ 7 条(乙が甲に提供する資料等)	9
■ 8 条(秘密情報、データおよび素材等の取扱い)	9
■ 9 条(本報告書等の知的財産権).....	13
■ 10 条(損害賠償).....	15
■ 11 条(解除).....	16
■ 12 条(期間).....	17
■ 13 条(存続条項).....	18
■ 14 条(準拠法および管轄裁判所)	18
■ 15 条(協議解決).....	19
■ その他の追加オプション条項	20

■ 前文

X社（以下「甲」という。）とY社（以下「乙」という。）は、甲乙による開発対象となる製品またはサービスに対して、甲の開発した放熱特性を有する新規素材 α の導入・適用することに関する検証（以下「本検証」という。）に関して、本契約を締結する。

<ポイント>

- 技術検証(PoC)契約は、共同研究開発段階に移行するかの前提として、スタートアップ側の保有している技術の開発可能性などを検証するための契約となる。
- 前文では、本モデル契約の対象が、スタートアップの研究・開発した技術をスタートアップおよび事業会社の開発対象となる製品またはサービスへ技術導入・適用することを明確にしている。

<解説>

- 本モデル契約を締結するに当たっては、両当事者が以下に挙げる点を十分に理解することが重要である。
 - ① 本モデル契約が将来的な共同研究開発契約の締結を目指したものであること
 - ② 既に秘密保持契約を締結し、相互の情報を開示等し合った上での検証段階であること
 - ③ 検証においては、検証の目的を共有することが重要であり、未だ検証の目的が固まっていない場合は、まずその点を確定してから本モデル契約を締結すること

【コラム】技術検証(PoC)契約の意義

- PoC は、スタートアップにとって、その技術や製品を他社に採用してもらう可能性を検討するための重要なステップである。
- かつては、本開発への移行をちらつかされながら、次から次へと無償でPoCを依頼され、にもかかわらず本開発に移行せず、かつ、PoCにかかる一切のコスト回収ができずに資金が尽きてしまうケース(いわゆる「PoC 貧乏」)が散見された。
- また、PoC の過程で得られた知見について、相手方に対して譲渡を強要されたり、無断で出願されてしまったりなどの紛争になるケースもある。
- これらのことを未然に防止するための契約が PoC 契約であり、近年、オープンイ

バージョンの進展に伴い注目される契約の一形式である。

■ 1条(目的)

第1条 本契約は、甲と乙が将来的に共同開発契約を締結することを視野に入れつつ、以下に定める対象技術を対象用途に対して技術導入・適用の可否を判断するため（以下、「本検証の遂行の目的」という。）に行われる技術検証における甲と乙の権利・義務関係を定める。

対象技術：甲の開発した放熱特性を有する新規素材 α

対象用途：対象技術を自動車用ヘッドライトカバーに用いた新製品の開発（甲乙の共同開発行為以外には及ばない。）

<ポイント>

- 本検証の目的を定める条項である。
- 秘密情報、データおよび素材等やスタートアップが提出するレポート（本報告書）はこの目的の範囲で利用が制限される（8条、9条）。
- PoC において情報の提供やレポートの提出をする側としては、想定外の利用を防ぐために、この目的を限定的に定める必要がある。

<解説>

- 対象技術のみで本モデル契約の目的を特定した場合、他の用途への技術転用を制限できないことから、対象用途とともに限定する必要がある。
- なお、対象用途の記載について、例えば、「放熱部材の開発」とだけ記載した場合、事業会社が受領した秘密情報を、自社が独自で行う「新規素材Xを用いた放熱部材の開発」に用いることも契約上は「目的内」となるため、かかる行為を禁止することはできないこととなる。そのため、対象用途は「甲と乙の共同での開発行為に限定される」と規定するべきである。
- 事業に必須のコア技術が特許等により保護されていない限り、秘密保持契約および本モデル契約が自社の技術・ノウハウを保護する数少ない手段となる。
- 協業に向けた協議を開始する段階では、協業内容が明確でない場合も多いが、上記の点なども考慮し、目的をできるだけ具体的に定めることが必要である。

■ 2条(定義)

第2条 本契約において使用される次に掲げる用語は、各々次に定義する意味を有する。

1 本検証

第1条に定める甲の技術導入・適用に関する検証をいい、具体的な作業内容は別紙●●に定めるところとする。

2 本報告書

甲が乙に提供する、本検証に関する報告書その他の資料をいい、具体的な作業内容は別紙●●に定めるところとする。

3 知的財産権

次に掲げる全てのものおよび外国におけるこれらに相当する権利をいう。

- ① 知的財産基本法2条2項に定める権利
- ② 特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、商標登録出願により生じた権利および回路配置利用権の設定の登録を受ける権利
- ③ 営業秘密およびノウハウを利用する権利

<ポイント>

- 本モデル契約で使用する各用語の定義を定める条項である。
- 本検証および本報告書の具体的な内容については、別紙により特定することとした。

<解説>

- 「本報告書」は、本検証の成果物を意味し、具体的にはレポート等の資料を前提としている。
- 本モデル契約は「技術検証(PoC)契約」となっているが、その実質は別紙に特定された本検証を行い、本報告書を作成することを業務とする業務委託契約(準委任契約)である。従って、本検証および本報告書の内容を一定程度詳細に特定しておかないと、後々トラブル(いつまで経っても検証がまだ終わっていないとして追加作業や報告が発生するなど)が生じる可能性がある。そのため、別紙において、検証の計画・スケジュールを含め、ある程度の詳細事項を特定する必要がある。
- なお、上記条項案では、「知的財産権」の定義として、「営業秘密およびノウハウ

を利用する権利」を含めている。

- PoC後に締結する共同研究開発契約において、「知的財産権」を事業会社に移転する旨の条項が入ると、スタートアップのノウハウおよび営業秘密を利用する権利も事業会社に移転するものと解釈されるおそれがある。
- そこで、「知的財産」と「知的財産権」を分けて定義することで、「知的財産権」から「営業秘密およびノウハウを利用する権利」を除外することも考えられる。

■ 3条(本検証)

- 第3条 乙は、甲に対し、本検証の実施を依頼し、甲はこれを引き受ける。
- 2 甲は、本契約締結後3週間以内に、乙に本報告書を提供する。
 - 3 本報告書提供後、乙が、甲に対し、本報告書を確認した旨を通知した時、または、乙から書面で具体的な理由を明示して異議を述べることなく1週間が経過した時に乙による本報告書の確認が完了したものとする。本報告書の確認が完了した時点をもって、甲による本検証にかかる義務の履行は完了するものとする。
 - 4 乙は、甲に対し、本報告書提出後1週間が経過するまでの間に前項の異議を述べた場合に限り、本報告書の修正を求めることができる。
 - 5 前項に基づき、乙が本報告書の修正を請求した場合、甲は、速やかにこれを修正して提出し、乙は、提出後の本報告書につき再度確認を行う。再確認については、本条第3項および第4項を準用する。

<ポイント>

- スタートアップが担当する業務が本検証であることを定めている。
- 本モデル契約で想定している検証とは、一定のサンプルを用いて対象技術の導入・適用による開発可否や妥当性の評価を行うことである。
- 一定の成果物を完成させる(請負型)のではなく、検証のための業務の実施を目的としたもの(準委任)である。

<解説>

- 本報告書の提供後、いつまでも本検証の追加作業を依頼されることを防ぐために報告書の完了規定(3項)を設けることがポイントとなる。
- 確認の期限は、本報告書の内容が別紙の項目を満たしているかを確認するための期間である。適切な期間は本検証の内容によっても異なるが、通常は1週間

程度が妥当と考えられる。

■ 4条(委託料および費用)

第4条 本検証の委託料は●万円(税別)とし、本契約締結時から10営業日以内に全額を、甲が指定する金融機関の口座に振込送金する方法により支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

<ポイント>

- 本モデル契約における業務の対価としての委託料の金額、支払時期および支払方法を定める条項である。
- 委託料については、固定金額とする他に、人月単位または工数単位に基づく算定方法のみ規定し、毎月の委託料を算定する方法とすること等が考えられる。

<解説>

- 委託料の支払方法としては、①一定の時期に一括して支払う方式、②着手時および本報告書提出時等に分割して支払う方式、③一定の業務時間に達するごとに当該業務時間分の対価を支払う方式等、様々な方式がある。
- 本モデル契約では、スタートアップの資金繰りも考慮し①の方式を採用している。

■ 5条(甲の義務)

第5条 甲は、善良なる管理者の注意をもって本検証を遂行する義務を負う。
ただし、前条の委託料の支払を受けるまでは、甲は本検証に着手する義務、およびこれによる責めを負わない。

2 甲は、本検証に基づく何らかの成果の達成や特定の結果等を保証するものではない。

<ポイント>

- 本検証を履行するに際してのスタートアップの法的義務および結果に対する非保証を定めた条項である。
- 本モデル契約の法的性質は準委任契約であることから、スタートアップが善管注意義務を負うことを確認している。
- 検証段階という性質に鑑み、スタートアップが完成義務を負うものではないことも明確にしている。

■ 6条(共同研究開発契約の締結)

第6条 甲および乙は、本検証から研究開発段階への移行および共同研究開発契約の締結に向けて最大限努力し、乙は、本契約第3条第3項に定める本報告書の確認が完了した日から2ヶ月以内に、甲に対して共同研究開発契約を締結するか否かを通知するものとする。

<ポイント>

- 共同研究開発契約への移行についての規定である。

<解説>

- PoCは、共同研究開発契約移行のための実証段階という性質を有していることから、当事者に共同研究開発契約締結の努力義務を課している。
- PoC後に次のステップに進むかどうか未確定なままで時間が経過することを避けるため、事業会社に対し一定期間内に共同研究開発契約を締結するか否かの通知義務を課している。
- 共同研究開発契約の締結を促すとともに、本モデル契約の委託料が研究開発段階に至らずPoC段階で終了する場合の対価であることをより明確化する観点から、以下のような規定とすることも考えられる。

【変更オプション条項:共同研究開発契約を締結しない場合の追加委託料】

甲および乙が、本契約第3条第3項に定める本報告書の確認が完了した日から4ヶ月以内に、共同研究開発契約を締結しなかった場合は、乙は、甲に対し、本検証の追加の委託料として、本報告書確認完了から5ヶ月以内に●万円(税別)支払うものとする。

<解説>

- 事業会社としては、PoC段階があくまで共同研究開発段階の前提であるため、委託料を低額に抑えるという判断になることも多い。
- スタートアップとしては、共同研究開発に進めるのであれば、PoC段階では低額な委託料に甘んじるという方針もあり得る。
- そこで、これらの思惑の調整規定として、共同研究開発契約が締結されなかった場合は、PoC費用の追加分の支払義務を規定している。
- 契約交渉においては、PoC段階後、必ずしも共同研究開発段階に進まないことも多いことから、本条と委託料を関連付けて交渉することが望ましい。

■ 7条(乙が甲に提供する資料等)

第7条 乙は、甲に対し、本検証に合理的に必要な資料、データ、機器、設備等の提供、開示、貸与等その他本検証に必要な協力を行うものとする。

<ポイント>

- 本検証に際して、事業会社による資料等の提供その他の協力義務、および提供された資料等に起因する責任について取り決めた規定(追加オプションの2項および3項)である。

<解説>

- 本検証において、事業会社がスタートアップに対して提供する資料等が重要な位置づけとなる場合には、以下の通り、当該資料等の開示権限の有無・適法性について事業会社の表明保証を定めたり、その内容に誤りがあったり、提供等が遅延したために、本検証の遅延や本報告書に瑕疵等が生じた場合にスタートアップが責任を負わない旨を定めることも考えられる。

【追加オプション条項:乙提供資料等についての責任】

- 2 乙は、甲に対し、前項に定める資料、データ、機器、設備等を甲に提供等することについて、正当な権限があること、および、かかる提供等が法令に違反するものではないことを保証する。
- 3 乙が甲に対し提供等を行った資料およびデータの内容に誤りがあった場合、またはかかる提供等を遅延した場合、これにより生じた本検証の遅延、本報告書の瑕疵(法律上の契約不適合を含む。)等の結果について、甲は責任を負わない。

■ 8条(秘密情報、データおよび素材等の取扱い)

第8条 甲および乙は、本検証の遂行のため、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示等の方法ならびに媒体を問わず、また、本契約の締結前後に関わらず、甲または乙が相手方(以下「受領者」という。)に開示等した一切の情報およびデータ、素材、機器およびその他有体物ならびに本検証によって得られた情報(本報告書に記載された情報を含む。)(別紙●●に列挙のものを含む。以下

- 「秘密情報等」という。)を秘密として保持し、秘密情報等の開示等した者(以下「開示者」という。)の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に開示等または漏えいしてはならないものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する情報については、秘密情報に該当しない。
- ① 開示者から開示等された時点で既に公知となっていたもの
 - ② 開示者から開示等された後で、受領者の帰責事由によらずに公知となったもの
 - ③ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に開示等されたもの
 - ④ 開示者から開示等された時点で、既に適法に保有していたもの
 - ⑤ 開示者から開示等された情報を使用することなく独自に取得し、又は創出したもの
- 3 受領者は、秘密情報等について、事前に開示者から書面による承諾を得ずに、本検証の遂行の目的以外の目的で使用、複製および改変してはならず、本検証遂行の目的に合理的に必要な範囲でのみ、使用、複製および改変できるものとする。
- 4 受領者は、秘密情報等について、開示者の事前の書面による同意なく、秘密情報等の組成または構造を特定するための分析を行ってはならない。
- 5 受領者は、秘密情報等を、本検証の遂行のために知る必要のある自己の役員および従業員(以下「役員等」という。)に限り開示等するものとし、この場合、本条に基づき受領者が負担する義務と同等の義務を、開示等を受けた当該役員等に退職後も含め課すものとする。
- 6 本条第1項および同条第3項ないし第5項の定めにかかわらず、受領者は、次の各号に定める場合、可能な限り事前に開示者に通知した上で、当該秘密情報等を開示等することができるものとする。
- ① 法令の定めに基づき開示等すべき場合
 - ② 裁判所の命令、監督官公庁またはその他法令・規則の定めに基づく開示等の要求がある場合
 - ③ 受領者が、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士等、秘密保持義務を法律上負担する者に相談する必要がある場合
- 7 本条第1項および同条第3項ないし第5項の定めにかかわらず、甲および乙

は、相手方の事前の承諾なく、以下の事実を第三者に公表することができるものとする。

甲乙間で、本検証が開始された事実

- 8 本検証が完了し、もしくは本契約が終了した場合または開示者の指示があった場合、受領者は、開示者の指示に従って、秘密情報等（その複製物および改変物を含む。）が記録された媒体、ならびに、未使用の素材、機器およびその他有体物を破棄もしくは開示者に返還し、また、受領者が管理する一切の電磁的記録媒体から削除するものとする。なお、開示者は受領者に対し、秘密情報等の破棄または削除について、証明する文書の提出を求めることができる。
- 9 受領者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、秘密情報等により、開示者の知的財産権を譲渡、移転、利用許諾するものでないことを確認する。
- 10 本条は、本条の主題に関する両当事者間の合意の完全なる唯一の表明であり、本条の主題に関する両当事者間の書面または口頭による提案、およびその他の連絡事項の全てに取って代わる。
- 11 本条の規定は、本契約が終了した日より5年間有効に存続するものとする。

<ポイント>

- 相手から提供を受けた秘密情報等の管理方法に関する条項である。

<解説>

秘密情報の定義

- 秘密情報の定義については、当事者間でやりとりされる情報を包括的に対象とする場合と、個別に秘密である旨の特定を要求する場合があるが、簡易迅速に行うことが多いPoC段階において、秘密である旨の特定を忘れることによるリスクを避けるため、前者の規定を原則とした。
- 他方で、秘密情報を「一切の情報」と包括的に定義すると、範囲が広過ぎるとして有効性が争われ、逆に保護の範囲が狭まってしまう（秘密情報とは保護に値する情報を意味すると限定解釈される。）リスクが発生する。このリスクを排除するためには、「秘密を指定」する条文を採用すればよい。
- なお、「秘密を指定」する条文オプションとその背景となる秘密情報の範囲に関する考え方については、「秘密保持契約」のモデル契約書に詳細に解説しているため、そちらを参考にされたい。

【コラム】秘密情報管理の詳細については以下も参照されたい。

- 秘密情報の保護ハンドブックのてびき
 - ◇ https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/170607_hb_tebiki.pdf
- 秘密情報の保護ハンドブック
 - ◇ <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf>
- 知財を使った企業連携 4 つのポイント
 - ◇ <https://ipbase.go.jp/public/point.pdf>

技術検証が開始された事実の公表

- スタートアップにとって重要な条項となるのが本条第 7 項である。スタートアップにとって、自社技術が事業会社への導入の技術検証のフェーズまで進んだとの事実は、投資家やユーザーに対する効果的な PR 材料になる場合が多く、スタートアップがかかる事実の公表を望むケースが多い。
- しかし、本条 7 項のような規定が入っていない場合、秘密情報の定義の内容によっては、かかる事実の第三者への公表が守秘義務違反を構成するか否かが曖昧なケースも存在し、スタートアップが公表に踏み切れないケースや、事業会社に事前に許可を求め、社内決裁等の関係で発表すべきタイミングに発表できないケースも散見される。
- そこで、本モデル契約においては、検証が開始された事実は公表しても問題ないと合意できたと想定し、公表を積極的に許可する規定を設けることで、かかる弊害を回避することとした。

秘密保持契約と PoC 契約内の秘密保持条項の関係

- 秘密保持契約に引き続いて PoC 契約を締結する場合、秘密保持契約と PoC 契約内の秘密保持条項の関係が問題となる。
- PoC 契約において秘密保持条項を設けず前者が引き続き適用されとすることもあるが、本モデル契約においては、秘密保持契約の締結時点よりも、秘密情報の対象について具体的な情報整理が進んでいると想定し、本 PoC 契約内の秘密

保持条項が、すでに締結されている秘密保持契約を上書きすることを 10 項で明記している。

- この点について、すでに締結した秘密保持契約の内容を本 PoC 契約で上書きすることで齟齬が生じないか、十分に注意して規定する必要がある。

新たな秘密保持条項の必要性

- PoC 段階など、相手方から提供を受けた秘密情報と並んで、検証結果などの成果物情報が存在する場合、これらの成果物情報(いわゆるフォアグラウンド情報)も秘密保持の対象とする必要がある。すでに秘密保持契約を締結している場合も多いと思われるが、秘密保持契約では秘密情報の定義上、フォアグラウンド情報が含まれるかどうか曖昧なケースが多いため、別途 PoC 契約で秘密保持契約条項を設ける必要がある。
- PoC 契約で新たに秘密保持条項を設ける場合、秘密保持契約を全て上書きする場合(上記の条項案の例)と、秘密保持契約の条項を活かしつつ、追加で必要な条項のみ追加する場合があります。PoC 契約締結までの契約交渉を簡便にするという観点からは、後者の方法に依ることも考えられる。

■ 9 条(本報告書等の知的財産権)

第 9 条 本報告書および本検証遂行に伴い生じた知的財産権は、乙または第三者が従前から保有しているものを除き、甲に帰属するものとする。

2 甲は、乙に対し、乙が本検証の遂行の目的のために必要な範囲に限って、乙自身が本報告書を使用、複製および改変することを許諾するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。

<ポイント>

- 本報告書であるレポート等の著作権その他の知的財産権の取扱いおよび利用条件について取り決めている。

<解説>

本報告書および本検証遂行に伴い生じた知的財産権の帰属

- 本報告書であるレポートや、その他本検証の過程で生じる知的財産権の取扱いについては、スタートアップ・事業会社間で争いが生じることがあるので、契約において規定しておくことが重要である。

- 本モデル契約では本検証の作業主体がスタートアップであることを前提として、知的財産権はすべてスタートアップに帰属することと規定している。
- スタートアップに帰属する知的財産権の出願は、秘密保持契約等他の条項に抵触しない限りにおいてスタートアップが自由に行うことができるが、事業会社が従前から保有していた知的財産権等(バックグラウンドIP)との関係で紛争が起こることを回避するため、以下の【追加オプション:出願の事前通知】に記載するようにスタートアップの出願前に事業会社への通知義務を設定することも考えられる。
- なお、本報告書の利用が第三者の知的財産権を侵害しないことの保証を求められる場合もあるが、本モデル契約では、PoC 段階では、完成させるべき成果物が定まっていないことから、第三者の知的財産権の侵害の有無を判断する前提となる事実関係が固まっておらず、侵害の有無の確認が困難であること等を踏まえ、保証条項は設けないこととした。

技術検証段階におけるスタートアップと事業会社の関係性

- 事業会社としては、委託料を払っている以上、本報告書を含むすべての知的財産権は事業会社に帰属すべきと考えるかもしれない。しかしながら、PoC 契約における委託料は原則としてスタートアップの検証作業に対する対価であり、これにより発生した知的財産権の譲渡を受けるためには、別途それに見合った対価を支払う必要がある。
- なお、本来避けるべきであるが、万が一、スタートアップおよび事業会社に共有帰属にせざるを得ない状況では、第三者への利用許諾を含め独立して知的財産権を行使すること(サブライセンスフリー)に事前同意する旨を定めることは不可欠である。
- 事業会社は、オープンイノベーションを通じて自社の事業を加速させるという観点から、スタートアップとの間で適切な知的財産権の分配を行うというスタンスの重要性を意識した上で、PoC 段階において最も重要なのは共同開発の実現に向けた報告書の内容であり、その知的財産権の帰属ではないことを認識されたい。

【追加オプション条項:出願の事前通知】

甲は、本条第1項の知的財産権のうち、特許権、実用新案権、回路配置利用権、意匠権および商標権について出願をしようとするときは、予め乙にその概要を文書で通知するものとする。

<解説>

- 仮に本条第1項の知的財産権(本報告書および本検証遂行に伴い生じた知的財産権)がスタートアップに単独に帰属するとしても、スタートアップには守秘義務があることから、事業会社の秘密情報を含めた形で特許出願をしてはならないことは自明である。
- 事業会社からすると、スタートアップの出願に伴い、本検証を通じてスタートアップが得た事業会社の秘密情報が対外的に開示等されることは大きなリスクであるから、少なくとも本条のような事前の通知を要望することが多い。

【追加オプション条項:フィードバック規定】

本検証遂行の過程で、乙が甲に対し、本検証に関して何らかの提案や助言を行った場合、甲はそれを無償で、甲の今後の製品の改善のために利用することができるものとする。

<解説>

- 本検証において、事業会社からスタートアップに対し提案や助言(フィードバック)が行われることも多いが、フィードバックの権利性で後にトラブルが発生しないようにする観点から、これらの利用について上記のように規定することも考えられる。

■ 10条(損害賠償)

第10条 甲および乙は、本契約の履行に関し、相手方が契約上の義務に違反しまたは違反するおそれがある場合、相手方に対し、当該違反行為の差止めまたは予防および原状回復の請求とともに損害賠償を請求することができる。

2 甲が乙に対して負担する損害賠償は、故意または重大な過失に基づくものである場合を除き、本契約の委託料を限度とする。

<ポイント>

- 契約の履行に関して契約違反が生じた場合の違反行為の停止等および損害賠償責任に関する条項である。

<解説>

- 損害賠償責任の範囲・金額・請求期間についてどのように定めるかについては、本検証の内容やコストの負担、委託料の額等を考慮してスタートアップ・事業会

社の合意により決められるケースもあるが、本条案では具体的な損害賠償額は定めず、以下のとおりその上限のみ定めた。

- 本モデル契約では、スタートアップの損害賠償の範囲について、何を請求原因とするのかにかかわらず、損害賠償額の上限は委託料を限度とすることを定めている。
- 但し、故意・重過失の場合には、上限規定は適用されないものとしている。損害発生の原因が故意による場合には、免責・責任制限に関する条項は無効になると解釈されるおそれがあり、故意に準ずる重過失の場合（例えば、重大な情報の漏洩等）にも同様に無効とするのが有力な考え方であることから、このような規定を設けた。
- 本モデル契約は、損害立証が困難な秘密情報を取り扱うものであり、かつ、収益性が不明確な研究・開発段階の契約であることから、違反行為による損害の発生を事前に予防、あるいは損害が発生しつつある場合にはそれを最小限に留めることに越したことはない。そこで本条では、損害賠償以外にも違反行為の停止または予防および原状回復の請求が行えることとしている。具体的には、特定の行為を求める仮処分や訴訟手続きなどを行うこととなる。

■ 11条(解除)

第11条 甲または乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

- ① 本契約の条項について重大な違反を犯した場合
- ② 支払いの停止があった場合、または競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあった場合
- ③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ④ 本報告書および本検証遂行に伴い生じた知的財産権の有効性を争った場合
- ⑤ その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

2 甲または乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めずなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部または一部を解除することができる。

<ポイント>

- 契約解除に関する一般的規定である。

<解説>

- 4号においては、本報告書および本検証遂行に伴い生じた知的財産権の有効性を争った場合には、契約を解除できることとしている(いわゆる不爭条項)。
- スタートアップとしては、以下のようないわゆるチェンジオブコントロール条項(COC条項)等により、M&Aが本モデル契約の解除事由として定められると、M&Aに先立つデューデリジェンスにおいてリスクとして評価されうる。

【解除事由としてのCOC条項の例】

他の法人と合併、企業提携あるいは持ち株の大幅な変動により、経営権が実質的に第三者に移動したと認められた場合

- かかる条項が解除事由に含まれている場合は、これらの支障を説明した上で削除を求めることも検討を要する。
- 事業会社より、スタートアップが競合企業に吸収合併されて秘密情報が競合にわたってしまうことを懸念してCOC条項の導入が求められる場合も考えられる。
- その場合には、当該懸念を解消するべく、解除事由となる経営権の移転先を競合会社(具体的に会社名を列挙することも考えられる。)に限定した上でCOC条項を導入することも考えられる。

■ 12条(期間)

第12条 本契約は、本契約の締結日から6ヶ月、または、第3条第3項に定める確認が完了する日のいずれか早い日まで効力を有するものとする。

<ポイント>

- 契約の有効期間を定めた一般的条項である。

<解説>

- 本モデル契約では、本報告書の提出期限(3条2項)を基準に有効期間を定めることとしつつも、事業会社が確認をしない限り、いつまでも技術検証契約が続いてしまうことが想定されることから、最長でも6ヶ月を超えないこととしている。

■ 13条(存続条項)

第13条 本契約が期間満了または解除により終了した場合であっても本契約第5条第2項(甲の義務)、第6条(共同研究開発契約の締結)、第7条(乙が甲に提供する資料等)第2項および第3項、第8条(秘密情報、データおよび素材等の取扱い)から第10条(損害賠償)、本条、第14条(準拠法管轄裁判所)ならびに第15条(誠実協議義務)の定めは有効に存続する。

<ポイント>

- 契約終了後も効力が存続すべき条項に関する一般的規定である。

■ 14条(準拠法および管轄裁判所)

第14条 本契約に関する紛争については、日本国法を準拠法とし、●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

<ポイント>

- 準拠法および紛争解決手続きに関して裁判管轄を定める条項である。

<解説>

- クロスボーダーの取引も想定し、準拠法を定めている。
- 紛争解決手段については、上記のように裁判手続きでの解決を前提に裁判管轄を定める他、各種仲裁によるとする場合がある。

【変更オプション条項1:知財調停】

第14条 本契約に関する知的財産権についての紛争については、日本国法を準拠法とし、まず[東京・大阪]地方裁判所における知財調停の申立てをしなければならない。

- 2 前項に定める知財調停が不成立となった場合、前項に定める地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 3 第1項に定める紛争を除く本契約に関する紛争(裁判所の知財調停手続きを含む。)については、日本国法を準拠法とし、第1項に定める地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

<解説>

- 紛争解決手段について、どの裁判管轄ないし紛争解決手段が適切かは一概に

は決められず、当事者の話し合いで決定するのが望ましい。話し合いによる解決を目指す場合、東京地方裁判所および大阪地方裁判所において創設された知財調停を利用することが考えられる。

- 「知財調停」は、ビジネスの過程で生じた知的財産権をめぐる紛争を取り扱う制度であり、仲裁手続き同様、非公開・迅速などのメリットがあるだけでなく、専門的知見を有する調停委員会の助言や見解に基づく解決を行うことができ、当事者間の交渉の進展・円滑化を図ることができるというメリットがある。
- 運用面では、原則として、3 回程度の期日内で調停委員会の見解を口頭で開示することにより、迅速な紛争解決の実現を目指すとしてされており、迅速に解決でき、コストや負担を軽減できる可能性がある。
- 知財調停を利用するためには、東京地方裁判所または大阪地方裁判所いずれかを、合意により調停事件の管轄裁判所とする必要がある。
- 知財調停は、当事者双方が話し合いによる解決を図る制度であるため、当事者が合意できず調停不成立となった場合は、訴訟等の手続きにより別途紛争解決が図られることとなる。
- また、仲裁手続きは、裁判と比べて非公開・迅速などのメリットもあることから、スタートアップのような事案では、本条に変えて下記のような仲裁条項に変えるという選択肢もある。

【変更オプション条項:2 仲裁条項例】

本契約に関する一切の紛争については、日本国法を準拠法とし、（仲裁機関名）の仲裁規則に従って、（都市名）において仲裁により終局的に解決されるものとする。

<ポイント>

- 紛争解決手続きとして仲裁を指定する条項である。

<解説>

- 仲裁手続きは、裁判と比べて非公開・迅速などのメリットもあることから、スタートアップのような事案では、本条に変えて仲裁条項に変えるという選択肢もある。

■ 15 条(協議解決)

第 15 条 本契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、協議の

上解決する。

<ポイント>

- 紛争発生時の一般的な協議解決の条項である。

■ その他の追加オプション条項

■ 再委託

第●条 甲は、乙が書面によって事前に承認した場合、本検証の一部を第三者（以下「委託先」という。）に再委託することができるものとする。なお、乙が上記の承諾を拒否するには、合理的な理由を要するものとする。

2 前項の定めに従い委託先に本検証の遂行を委託する場合、甲は、本契約における自己の義務と同等の義務を、当該委託先に課すものとする。

3 甲は、委託先による業務の遂行について、乙に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。ただし、乙の指定した委託先による業務の遂行については、甲に故意または重過失がある場合を除き、責任を負わない。

<ポイント>

- 本検証の遂行に際しての再委託の可否および再委託が行われた場合のスタートアップの責任内容について定める条項である。

<解説>

- 再委託の可否については、再委託について事業会社の事前承諾を要するパターンと再委託先の選定について原則としてスタートアップの裁量により行えるパターンが考えられる。
- 技術の導入検証においては、スタートアップの技術力に着目して契約が締結されることや、事業会社が提供する資料等の取扱いについて事業会社のコントロールを及ぼすという観点から、本モデル契約においては事業会社の同意を取得することとしている。

■ 契約内容の変更

第●条 本検証の進捗状況等に応じて、検証事項が想定外に拡大した等の事情により、検証期間、委託料等の契約条件の変更が必要となった場合、甲または乙は、その旨を記載した書面をもって相手方に申し入れるものとする。当該申

し出があった場合、甲および乙は、速やかに契約条件の変更の要否について協議するものとする。

2 前項の協議に基づき、本契約の内容の一部変更をする場合、甲および乙は、当該変更内容が記載された、変更契約を締結するものとする。

<ポイント>

- 契約の内容に変更が生じた場合における、契約変更の手続について定めた規定である。

■ 権利義務の譲渡の禁止

第●条 甲および乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせもしくは担保に供してはならない。

<ポイント>

- 契約上の地位については相手方の承諾なく譲渡できないとする一般的規定である。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲

乙

(別紙●●)第2条1項関連

本検証にかかるプロセスは概ね以下のとおりとする。なお、本別紙と本モデル契約が矛盾抵触する場合、本別紙が優先する。

- ① 乙は甲に対して、本検証の対象となる製品（ヘッドライトカバー）に関する図面、仕様に関する情報、本検証において期待される放熱性能を含めた目標スペック、その他本検証を甲が進めるにあたり必要となる情報を提供する。
- ② 甲は乙から提供された情報を基に、本検証にかかる詳細計画・スケジュールを提示する。詳細計画は以下を含む。
 - ・ α を添加したヘッドライトカバーの材料を成形して製造される試験片の形状・寸法などの詳細
 - ・ 試験片に対して行われる試験項目（放熱特性の他、機械的強度や疲労特性などを含む。）
 - ・ その他、乙により特に要望された事項が存する場合、当該事項
- ③ 甲は当該計画に沿って本検証を行い、乙に対して本報告書を納品する。乙は本報告書を速やかに確認し、以下の事項を含む通知を相当な期間内に行う。
 - (i) 共同開発に移行するかどうかの結論
 - (ii) 放熱特性を含む以下の項目に関する生データを含めた乙の評価結果
 - (a) . . .
 - (b) . . .
 - (iii) 共同開発に移行しない場合はその理由
(改善すべき特性の指摘など、具体的な事柄を明記すること。)
- ④ 甲乙は評価結果が当初想定されたレベルの場合、原則として共同開発契約に移行することとし、そのための措置を速やかに採る。

<解説>

- すでに、秘密保持契約段階で①、②が終了している場合は、詳細計画・スケジュー

ールを別紙として添付することとする。

共同研究契約逐条解説⁴

⁴ 経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/venture.html

共同研究開発契約書

(新素材)

想定シーン

1. 自動車部品メーカーY社は、X社(樹脂に添加可能な放熱に関する新素材を開発した大学発スタートアップ)から本素材の性能および耐久性に関する検証レポートを受領した後、社内検討を行い、正式にX社との共同研究開発を行うことが決定した。
2. 契約交渉においては、双方の意向として、以下の点が挙げられた。
 - ① X社としては、資金調達の観点からもY社との共同研究開発を開始した時点、および、一定の成果が出た時点で、それぞれ公表したい。
 - ② Y社としては、研究開発の結果生まれた成果物にかかる知的財産権は自社の帰属としたい。
 - ③ 他方、X社としても、(1)上場審査やM&Aに先立つデューデリジェンスにおいてマイナス評価を受けないために、また、(2)自由度を確保して多数の企業とのアライアンスを実施し市場を拡大して売上を増加させるために、研究開発の結果生まれた成果物にかかる知的財産権は自社の単独帰属としたい。ただし、その場合であってもY社による成果物利用の用途を限定して、当該用途以外の成果物の他社への展開が阻害されない形であれば、当該用途においては成果物をY社のみが使用できるようにすることはやむを得ないと考えている。
 - ④ 協議の結果、単独発明による成果物にかかる知的財産権は当該発明を行った当事者に単独帰属、共同研究開発の成果物にかかる知的財産権はX社に単独帰属させた上で、Y社に対して、一定期間・一定の領域において独占権を認める無償の通常実施権を設定することとした。
 - ⑤ 研究開発の進め方としては、次のとおりとする。X社が技術者をY社に派遣し、X社およびY社の技術者が共同でY社の設備を用いて、本素材をポリカーボネート樹脂組成物(量産品を念頭においた組成物)に配合し、ヘッドライトカバーの試作品を作成する。X社の技術者の立会いのもと、Y社は当該試作品について、性能検査や耐久試験を行う。そして、性能検査や耐久試験の結果をもとに、X

社は、当該素材の表面処理を調整し、再度、ポリカーボネート樹脂組成物への配合、試作品の製造、検査を行う。

- ⑥ 試作品が製品としての目処がついた時点で、Y社は量産化のための原料の調達、量産ラインの準備等の作業を行う。
3. 上記については、両社特段異論はなかったが、最大の争点は研究費の負担や研究成果に対する報酬の有無および支払条件であった。X社としては、共同研究開発の成果としての知的財産権について一定期間・一定の領域で無償独占的通常実施権を設定するのであれば、Y社が当該共同研究開発にかかる実費や人件費に加えて、事業化に至る前段階で、研究成果に対する報酬も支払ってもらいたいと主張した。
 4. これに対し、Y社としては、最終的に共同研究開発の成果を事業化した場合は何らかの報酬は払うこととするが、事業化に至る前段階の共同研究開発フェーズにおいては実費および人件費のみの支払いとしたいとの意向を伝えてきた。
 5. 協議の結果、実費および人件費については、Y社が負担することとした。一方、研究成果に対する報酬については、研究成果が出てから事業化に至るまでに、Y社内の協議検討や商流の調整等で相当程度の時間を要する反面、事業化に至った場合にどの程度の収益が上がるか不透明な状況であった。そこで、研究成果に対する報酬については、事業化に至る前であっても、研究成果が出た時点で頭金として相当価格を支払うこととし、その後についても、商品販売までのロードマップを策定し、その過程にメルクマールを設定し、各時点において研究成果への対価を支払うことを取り決めた。

目次

■ 前文	4
■ 1 条(目的)	4
■ 2 条(定義)	5
■ 3 条(役割分担)	7
■ 4 条(スケジュールの作成)	8
■ 5 条(経費負担)	9
■ 6 条(情報の開示)	10
■ 7 条(知的財産権等の帰属および成果物の利用)	11
■ 8 条(ライセンス料の不返還)	19
■ 9 条(第三者の権利侵害に関する担保責任)	19
■ 10 条(研究成果に対する対価)	20
■ 11 条(秘密情報、データおよび素材等の取扱い)	23
■ 12 条(成果の公表)	26
■ 13 条(第三者との競合開発の禁止)	27
■ 14 条(第三者との間の紛争)	28
■ 15 条(権利義務譲渡の禁止)	28
■ 16 条(解除)	29
■ 17 条(期間)	30
■ 18 条(存続条項)	30
■ 19 条(損害賠償)	31
■ 20 条(通知)	31
■ 21 条(準拠法および紛争解決手続き)	32
■ 22 条(協議解決)	33
■ その他のオプション条項	33

■ 前文

X社（以下「甲」という。）とY社（以下「乙」という。）は、本製品（第1条で定義する。）の研究開発および製品化を共同で実施することについて、次のとおり合意したので共同研究開発契約（以下「本契約」という。）を締結する。

■ 1条(目的)

第1条 甲および乙は、共同して下記の研究開発（以下「本研究」という。）を行う。

記

- ① 本研究のテーマ：甲が開発した技術を適用した、窒化アルミニウムを主体とする高熱伝導性を有するウイスキーおよび当該ウイスキーを配合した樹脂組成物（以下「本素材」という。）を成形してなるヘッドライトカバー（以下「本製品」という。）の開発
- ② 本研究の目的（以下「本目的」という。）：本製品の開発および製品化

<ポイント>

- 共同研究開発(本研究)のテーマおよび目的に関する規定である。

<解説>

共同研究開発のテーマ(本条1号)

- 共同研究開発のテーマの記載の抽象度
 - 共同研究開発のテーマは、抽象的に規定し過ぎると双方の認識に齟齬が生じやすい。一方、具体的に規定し過ぎると拡張や変更の度に契約修正の必要が生じる。
 - そこで、本条1号のように、ある程度の幅を持たせつつ抽象的過ぎず、かつ、具体的過ぎない記載とするのが良い。
- 共同研究開発のテーマの広狭
 - 共同研究開発のテーマの定義は、知的財産権等の取扱いや、競業避止の範囲などに影響する。
 - 例えば、共同研究開発のテーマの定義が広すぎると、自社固有の研究成果(知的財産権等)が共同研究開発(本研究)の成果と解釈され、本契約に従って知的

財産権の帰属や成果物の利用関係が規律される(双方が活用可能なものとなる)リスクがある。さらに、不当に広範囲の競業避止義務が課されることにもつながり、本来は自由に研究できるべき研究領域について活動の制限が発生する危険もある。

- 他方、共同開発のテーマの定義が狭すぎると、実際は共同研究の成果であるにもかかわらず、本契約書の枠外とされてしまい、当該成果に関して勝手に特許出願をされてしまう、または本来禁止したい範囲の競業行為を規制できない等の弊害を生じる可能性がある。さらに、研究の範囲がピボットするたびに、本契約の範囲から逸脱してしまい、再交渉を余儀なくされるリスクもある。
- そこで、共同研究開発のテーマは、広すぎず狭すぎない実態に即したものとすべきである。

共同研究開発の目的(本条②)

- 共同研究開発の目的は、両当事者の秘密保持義務の内容および範囲を画するものとしても重要である。
- 秘密保持義務条項では、両当事者は共同研究開発の目的以外の目的で秘密情報を使用してはならないとの条件が設けられることが一般的である(本契約では 11 条 3 項)。
- 秘密保持義務の内容および範囲を確定する際に、本条で定める共同研究開発の目的が参照されることになる。

■ 2 条(定義)

第 2 条 本契約において使用される用語の定義は次のとおりとする。

① バックグラウンド情報

本契約締結日に各当事者が所有しており、本契約締結後 30 日以内に、当該当事者が他の当事者に対して書面で、その概要が特定された、本研究に関連して当該当事者が必要とみなす知見、データおよびノウハウ等の技術情報を意味する。

② 本単独発明

特許またはその他の知的財産権の取得が可能であるか否かを問わず、本研究の実施の過程で各当事者が、相手方から提供された情報に依拠せずに独自に創作し

た発明、発見、改良、考案その他の技術的成果を意味する。

③ 本発明

特許またはその他の知的財産権の取得が可能であるか否かを問わず、本研究の実施の過程で開発または取得した発明、発見、改良、考案その他の技術的成果であって、前号に定める本単独発明に該当しないものを意味する。

<ポイント>

- 本契約で使われる主要な用語の定義に関する規定である。

<解説>

バックグラウンド情報(本条①)

- 共同開発を始めるにあたり、最も重要な事柄の一つがバックグラウンド情報(共同研究開発契約締結時にすでに保有していた技術情報)の管理である。
- この管理を怠ると、契約締結前に保有していた情報と契約締結後に新たに生じた情報が混在することにより、バックグラウンド情報であることの主張立証が困難となり、各情報に関する知的財産権の帰属が曖昧になってしまう。
- そうなると、本来単独の特許として出願できたはずのバックグラウンド情報が、共同研究開発上の成果物とされてしまい、共有特許や相手方の単独特許となってしまうリスク(コンタミネーションリスク)が生じる。
- このリスクを極小化するため、本モデル契約では、共同研究開発の開始時点において既に各自が保有しているバックグラウンド情報をリストにして開示・交換することの他、以下のような管理を行うことがある。
 - (i) 特許出願になじむ技術情報(例:ノウハウ・データ・ソースコード以外のもの)については特許出願をしておく。
 - (ii) (i)以外の技術情報については、公証制度やタイムスタンプサービスの利用により、共同開発契約締結時に既に保有していたという証拠化を図る。
- また、相手方による必要以上の技術情報の開示要求リスクを回避するため、本条ではバックグラウンド情報を「自らが必要とみなす」ものとの定義し、開示するバックグラウンド情報の範囲を自ら決定できることとしている。
- このように、(i)開示するバックグラウンド情報の範囲を自ら決定できるようにしておくこと、(ii)開示したバックグラウンド情報の相手方における扱い(例:秘密保持義務、目的外使

用禁止義務、特許出願禁止義務等)を定めておくことが重要である(本モデル契約では第11条第1項の「秘密情報」の定義にバックグラウンド情報を含めることでこの点に対処している)。

「本単独発明」および「本発明」(本条②③)

- 本モデル契約では第7条において、「本単独発明」に関する知的財産権は当該発明を創出した者に帰属し、「本発明」についてはスタートアップに帰属する旨規定しているため、「本単独発明」と「本発明」の区別は極めて重要である。
- ここでいう「本発明」とは、「本単独発明」に該当しない発明等と定義されているが、実質的には共同でなされた発明のことを指している。

■ 3条(役割分担)

第3条 甲および乙は、本契約に規定の諸条件に従い、本研究のテーマについて、次に掲げる分担に基づき本研究を誠実に実施しなければならない。

- ① 乙の担当：本素材を用いた本製品の設計、製作および本製品の特性の評価
- ② 甲の担当：技術者の派遣。乙の前号の評価の結果を基にした、本素材の表面処理の調整および配合量の検討。本製品の特性の評価への立会い

<ポイント>

- 両当事者の役割分担(担当業務)を定めた規定である。
- 共同研究開発契約は、基本的にはそれぞれの役割分担(担当業務)の範囲内で、誠実に研究開発を行い、その成果を報告し合う義務を相互に負う、準委任契約であるという考えが有力である。請負ではないので、契約中に特記事項がない限り、一定の成果を求められることはない。

<解説>

役割分担の範囲の考え方

- 役割分担は、双方の認識の齟齬を回避すべく、当事者間で認識のすり合わせをしておく必要がある。これを怠ると、ある役割については双方ともに全く着手がなされていないということになりかねない。

- もっとも、共同研究開発が未実施あるいは開始直後の段階では詳細な役割分担を決めることが困難である。また、共同研究開発の進行に伴って発生する新たな役割(作業)が不明であることから、詳細な役割分担を定めることは困難であろう。
- そのような場合においても、本条のように、役割分担の大きな枠組みについてだけでも規定しておくことが望ましい。双方が合意した「枠組み」があれば、後に役割分担の詳細を協議する際もスムーズだからである。

■ 4条(スケジュールの作成)

第4条 甲および乙は、本契約締結後速やかに、前条に定める役割分担に従い、本研究テーマに関する自らのスケジュールをそれぞれ作成し、両社協議の上これを決定する。

2 甲および乙は、前項のスケジュールに従い開発を進めるものとし、進捗状況を逐次相互に報告する。また担当する業務について遅延するおそれが生じた場合は、速やかに他の当事者に報告し対応策を協議し、必要なときは計画の変更を行うものとする。

<ポイント>

- 共同研究開発(本研究)の具体的内容として、スケジュールの定め方を規定する条項である。

<解説>

- どのようなタイミングで両者が協議し、具体的なスケジュールや研究テーマ等をどのように確定し、どのように本研究遂行中の問題を解決していくかを決めておくことが重要である。
- 本条では、本契約の締結後速やかにスケジュールを定めることとなっているが、契約締結時に詳細なスケジュールを定めることは困難である場合も多い。そのような場合は、契約締結時に大まかなスケジュールだけでも定めておき、研究開発の進行に応じ、その都度スケジュールを具体的なものにアップデートしていくことが望ましい。
- 事業会社の稟議の都合などで、スタートアップがイメージしているよりも報告書や成果物の納品時期が早く、想定外にスケジュールがタイトとなることがある。そのような

事態を回避するためにも、大まかなスケジュールだけでも事前に合意しておくべきである。

■ 5条(経費負担)

第5条 乙は、本研究を行うにあたって生じた経費（甲が費消した研究開発にかかる実費および人件費を含む。）を、書面によって別途合意されない限り、全て負担しなければならない。

<ポイント>

- 本研究に必要な経費を誰が負担するかを定める条項である。共同開発の費用負担は各自がそれぞれの分担範囲で行うというのが我が国の長らくの商慣習であった。しかし、近年のオープンイノベーションの流れに鑑み、本条のように、資金力の豊かな当事者が費用を負担するというケースも散見される。
- 共同研究開発の実施場所、研究・開発担当者、購入した設備の所有権等が契約終了後どちらの当事者に帰属するかについての規定を定めることも考えられる。

<解説>

研究開発の経費と知的財産権の帰属

- スタートアップが提供する素材や技術情報が本研究や本製品の開発において重要な意味を持ち、他方、スタートアップの役割分担に要する費用が高額な場合は、本条のように事業会社が全費用を負担するということもある。
- 事業会社としては、研究開発の経費の多くを負担する場合、実質的には共同研究開発契約ではなく、研究委託契約であるとの理解の下、本研究の結果創出されたすべての知的財産権は事業会社に帰属すべきという主張をしがちである。
- しかし、研究開発の費用負担は、スタートアップが開発に携わる人を出していることに対応する負担であり、当該費用を負担していることが直ちに成果物の知的財産権の帰属主体となることを正当化するものではない。
- 他方、共同研究開発の結果生じた知的財産権の取得のための対価は、成果物創出への貢献度等を踏まえて定められるべきものである。通常、かかる知的財産権を発明者でない者が獲得するためには、別途それに見合った対価を支払う必要がある。

スタートアップが知的財産権を保有する重要性

- 事業会社としては、研究成果に係る知的財産権を取得できずとも、研究成果を(一定の範囲で)独占的に利用できれば事業戦略上支障はないはずである。
- そこで、双方が研究成果に係る事業を成功させるべく、スタートアップが自社で知的財産権を保有することの重要性にも配慮し、スタートアップに知的財産権を帰属させつつ、事業会社に事業領域や期間等の面で一定の限定を付した独占的利用権を設定することで調整することが、創出された発明の最大活用の観点からは望ましい。
- スタートアップが自社で知的財産権を保有する重要性とは、
 - ①知的財産権を単独で保有することで事業基盤が強固になり、利益を創出する力が高まる点、および
 - ②資金調達の際に、投資家に対して、知的財産権の単独保有を通じて事業上の強みを高める旨の説明ができる点にある。
- 事業会社がスタートアップと対等なパートナーとして付き合う姿勢があれば、スタートアップのコミュニティにおいてもそれが認知され、他のスタートアップからコンタクトされることが期待でき、さらなるイノベーションへのアクセスが容易となる。
- 事業会社は、自社の事業戦略上の必要性を超えた要求をしていないかを常に確認し、スタートアップとWin-Winとなる条件で契約を締結することが、結果として、新たなイノベーションへのアクセスを高め、それにより長期的な繁栄(Sustainability)がもたらされるということを忘れてはならない。

【変更オプション条項:各自負担】

甲および乙は、本研究を行うにあたって自己に生じた経費を、書面によって別途合意しない限り、甲乙各自が負担しなければならない。

■ 6条(情報の開示)

第6条 甲および乙は、本契約締結後30日以内に、各自のバックグラウンド情報(もしくはその概要)を書面で相手方に開示し、特定しなければならない。

2 甲および乙は、本契約の有効期間中、自己が担当する業務から得られた技術情報を速やかに相手方当事者に開示する。ただし、第三者との契約により当該開示を禁止されているものについては、この限りではない。

<ポイント>

- 両当事者がバックグラウンド情報と各自の担当業務から得られた技術的情報を相手方に開示する規定である。

<解説>

- バックグラウンド情報のうち、特許出願等に馴染むものについては、コンタミ防止の観点から、相手方に開示する前に特許出願等を済ませておくことが望ましい。
- ただし、特許出願等を済ませていたとしても、特許出願等の内容が公開前の場合は、相手方に開示するかどうかを慎重に判断する必要がある。
- また、バックグラウンド情報は、「本研究に関連して当該当事者が必要とみなす知見…」であるから、これに該当しない情報、つまり、本研究に関連しない情報や本研究に必要でない情報まで開示しないように注意する必要がある。

■ 7条(知的財産権等の帰属および成果物の利用)

第7条 本単独発明にかかる知的財産権は、その発明等をなした当事者に帰属するものとする。甲および乙は、相手方に対し、各自の本単独発明にかかる知的財産権に基づき、相手方が本製品の設計・製造・販売行為をすることを許諾する。許諾の条件は別途協議の上定める。

2 甲は、乙に対し、下記の条件で乙が本研究の開始以前から甲が保有する別紙

- に定める特許権に係る発明を実施することを許諾する。

記

ライセンスの対象 : 本製品の設計・製造・販売行為

ライセンスの種類 : 非独占的通常実施権を設定

ライセンス期間 : 本契約締結日から～●年●月●日。ただし、期間が満了する 60 日前までに、いずれかの当事者が合理的な理由（ライセンスの必要性が消失した場合を含むが、これに限られないものとする）に基づき更新しない旨を書面で

通知しない限り、1年間の更新期間で、同条件で自動的に更新されるものとする。

サブライセンス : 原則不可。ただし、[グループ会社名等]に対するサブライセンスは可能

ライセンス料 : ライセンス期間中に乙が販売するすべての本製品の正味販売価格の●% (外税)

地理的範囲 : 全世界

- 3 乙は、甲に対し、前項のライセンス料の計算のため、本契約締結日以降、[期間]毎に、当該期間の販売状況（販売個数・単価、その他ライセンス料の計算に必要な情報を含む。）を当該期間の末日から15日以内に書面で報告するとともに、同30日以内に当該期間に発生したライセンス料を支払うものとする。
- 4 乙は第2項のライセンス料を甲が指定する銀行口座に振込送金する方法により支払う。振込手数料は乙が負担する。
- 5 本条のライセンス料の遅延損害金は年14.6%とする。
- 6 本発明にかかる知的財産権は、甲に帰属する。ただし、甲が本契約16条1項2号および3号のいずれかに該当した場合には、乙は、甲に対し、当該知的財産権を乙または乙の指定する第三者に対して無償で譲渡することを求めることができる。
- 7 甲は、乙に対し、下記の条件で乙が本発明を実施することを許諾する。

記

ライセンスの対象 : 本製品の設計・製造・販売行為

ライセンスの種類 : 本契約締結後●年間は独占的通常実施権を設定し、その後は非独占的通常実施権を設定する。ただし、本契約締結後●年間を経過する前であっても、正当な理由なく乙が本発明を1年間実施しない場合には当該期間の満了時より、または、乙が本発明を乙の事業に実施しないことを決定した場合には当該決定時より、非独占的通常実施権を設定する。

ライセンス期間 : 本契約締結日～●年●月●日は独占的ライセンス
●年●月●日～本発明にかかる知的財産権の有効期間満了日までは非独占的ライセンス

サブライセンス : 原則不可。ただし、[グループ会社名等] に対するサブライセンスは可能

ライセンス料 : 無償

地理的範囲 : 全世界

- 8 甲および乙は、本研究の遂行の過程で発明等を取得した場合は、速やかに相手方にその旨を通知しなければならない。相手方に通知した発明が本単独発明に該当すると考える当事者は、相手方に対して、その旨を理由とともに通知するものとする。ただし、本素材を配合したポリカーボネート樹脂組成物またはヘッドライトカバーに関する発明については、本発明であると推定されるものとする。
- 9 甲は、自らの費用と裁量により、本発明について特許出願を行うことができる。ただし、乙のみが本発明のうち特定の発明について、または特定の国について特許出願を希望する場合、乙がその費用を負担し、乙の名義で当該発明についてまたは当該国について当該特許出願をなすことにつき、乙は協議を求めることができる。
- 10 前項ただし書により乙が特許出願を行った場合においては、乙は、甲に対し、出願後●年間、当該発明の独占的許諾権および再実施許諾権を無償で設定するものとし、その後は無償の非独占的通常実施権を設定するものとする。
- 11 甲および乙は、相手方の同意なくして、相手方から開示等を受けた技術情報（バックグラウンド情報を含む。）およびサンプル、本研究の遂行の過程で相手方が創作した本単独発明、考案またはその他の相手方が取得した技術情報もしくはノウハウについて、日本を含めたいかなる国にも特許、実用新案、商標、著作権またはその他のいかなる知的財産権も出願または登録してはならず、いずれかの当事者がこれに違反した場合は、その違反した当事者に当該出願または登録に関する権利またはその持分を無償で譲渡すべき旨を請求することができる。
- 12 甲および乙は、本発明または本研究の開始以前から甲が保有する別紙●●に定める特許権に係る発明に改良、改善等がなされた場合、その旨を相手方に対して速やかに通知した上で、本条の定めを適用して当該改良、改善等に係る成果を取り扱うものとする。

<ポイント>

- 本共同開発に関わる知的財産権等の帰属や成果物の利用について定めた規定である。本モデル契約では、本共同研究以降のスムーズな製造・販売への移行が見通せる状況を想定した上で、共同研究の発明等の成果をスタートアップ側に権利帰属させることについて事業会社からの理解を得るため、本発明にかかる知的財産権の権利の帰属と同時に、その後のライセンス条件についても定める内容としている。
- 他方、素材分野では、共同開発後にも製品販売までに長期を要するケースも多い。その際は、特許権等のライセンスにかかる詳細な取り決めは、別途ライセンス契約として締結することで、共同研究開発の契約をシンプルにすることも選択肢である。
- ライセンス料率を決定するためには、スタートアップが提供する特許等の希少性や重要性、本製品の市場規模、販売価格や製品寿命、あるいは本製品の付加価値における当該特許等の貢献度など、個別のケースに応じた幅広い検討が必要である。

<解説>

知的財産権の帰属の考え方

- 知的財産権の帰属の決定方法は、
 - ①誰が発明したかを問わず、いずれかの当事者に単独帰属させる、
 - ②全て当事者間の共有、
 - ③当該知的財産等を発明した当事者に帰属、
 - ④当事者間で都度協議、に大別できるが、共同で開発した知的財産権については、創出された発明の最大活用の観点から、スタートアップに単独帰属させることを積極的に検討することが期待される。
- 現状では、知的財産権の共有は、次の点からスタートアップにとって好ましくない。
 - 特許権を共有にする場合、日本法の下では、当該特許発明の実施は、契約で特段の制限をかけなければ各共有者が自由に実施できる(特許法 73 条 2 項)ものの、当該特許の第三者へのライセンスは共有者の許諾がなければ原則としてなし得ない(特許法 73 条 3 項)。
 - したがって、例えば、ものづくり系のスタートアップが、第三者に自社プロダクトの製造・量産を依頼するにあたり当該第三者に共有特許をライセンスする必要が

ある場合、事業会社からライセンスの許可をとらなければならない。しかし、事業会社の社内決裁に時間を要することで事業のスピードが低下したり、そもそもライセンスの許可が下りず、計画が頓挫するといった可能性も否定できない。

- また、共有特許に係る共有持分の譲渡についても、共有者の同意が必要になる（特許法 73 条 1 項）。例えば、スタートアップが M&A による EXIT を目指す場合、M&A のスキームによっては当該特許の共有持分を個別に買主である企業に譲渡する必要が出てくる場合があり、事業会社の許諾が必要となる。そして、当該許諾を適時に得られなければ、当該 M&A に対する支障となる。
- 以上は日本法を前提とする。共有特許制度に関する法律の内容は国によってもまちまちであり、グローバルビジネスにおいては、各国の法制に沿って対応する必要はあるが、スタートアップにとってこれも大きな負担となる。
- 結論として、オープンイノベーションを成功させるためには、研究成果についての知的財産権の共有は極力避けることが望ましい。仮に共有にせざるを得ない場合であっても、上記弊害が生じないよう、予め、第三者に対するライセンスについての同意条項を規定するなどの配慮をする必要がある。

成果の利用についての考え方

- 研究成果についての権利をスタートアップに単独帰属させる場合は、共同研究開発契約締結時に、事業会社に当該権利について一定の範囲での独占的な利用権の設定を含むライセンス条件の設定を予めしておくことなどにより、両当事者の納得が得られる整理を模索すべきである。
- 本モデル契約では、本発明にかかる知的財産権について、本条 6 項で甲に帰属させ、同 7 項で事業会社に対して本製品を販売等する範囲で独占的通常実施権を設定している。
- もっとも、事業会社が本製品を販売等するためには、その他のスタートアップの知的財産権（具体的には、スタートアップによる単独発明にかかる知的財産権や本研究の開始以前からスタートアップが有している知的財産権）の利用権もあわせて設定しなければならないことがある。
- そこで、本モデル契約では、単独発明にかかる知的財産権の処理については別途協議するとし（本条 1 項）、本研究の開始以前からスタートアップが有している知的財

産権のライセンスについては、ランニングロイヤルティの方式でライセンス料を計算している(本条2項～5項。なお、ライセンスすべき知的財産権は特許権しかないことを前提としている)。

- このように個別にライセンス料を設定する方法の他にも、10条の「研究成果に対する対価」の中に同ライセンス料を含ませる方式もある。この場合には、10条の「研究成果に対する対価」の金額に、ライセンス料を加味した額を設定することとなる。
 - 本条においては、本発明のライセンス料を無償としているが、10条に定める研究成果への対価の額や、本発明の汎用性や実用性などを加味し、これを有償にすることも考えられる。
 - また、本条では事業会社に「独占的通常実施権」を設定しており、スタートアップ自身が実施することも確保されているが、「専用実施権」(特許法77条)を設定した場合には、特段の定めをしない限りスタートアップ自身が対象発明を実施できなくなる。両者の違いに注意が必要である。
- 上記の実施権の設定に加えて、本発明に係る知的財産権をスタートアップに単独帰属させた場合、状況に応じて、事業会社に当該知的財産権買収の交渉オプションを与える、あるいは、独占的通常実施権の独占期間の延長を協議に基づき認める条項等を入れることで、事業会社に配慮するケースもあろう。
- さらに13条で、一定期間の競業禁止義務を定めることで、知的財産権をスタートアップに帰属させることによる事業会社の懸念にも配慮している。
- 本条では、「競業する事業」の範囲が明確とならないという問題も生じ得ることから、具体的な企業名や製品の特徴を列挙することも検討すべきである。
- なお、ライセンス期間について、本件では素材が最終的に製品化されて市場で流通するようになるまでに相当期間を要し、当初設定したライセンス期間では、ライセンスに基づき実際に最終製品を販売できる期間が極めて短くなってしまふおそれがあり、事業会社に不都合である。そのため、一定のライセンス期間を確保する要請がある。
- 他方、徒にライセンス期間を長期化させると、製品化を断念した場合等、ライセンスの必要がない場合にもライセンスが残存することとなり、スタートアップに不都合である。
- そこで、ライセンス期間は契約締結から一定期間(●年間)としつつも、合理的な理由に基づき更新拒絶をしない限り、ライセンスが自動更新されるものとした。このよう

な建付けにすることにより、契約締結後に判明するライセンスの継続の必要性等を加味しながら、ライセンス期間を柔軟に設定することができる。

スタートアップの事業継続性リスク

- スタートアップに権利を単独帰属させる場合、事業会社としては、スタートアップが事業に失敗し、破産等、事業継続が困難になった場合、本研究の成果に係る知的財産権が事業会社に対して本条所定のとおりライセンスされず、本製品の製造等に支障を来すのではないかという懸念を持ちがちである。
- そこで、本条では、スタートアップに経済的不安が生じた場合には、スタートアップから研究成果に係る知的財産権の譲渡を受けることができるようにした(「事業会社の指定する第三者」は、事業会社のグループ会社や知財管理会社に帰属させる場合を想定している)。
- ただし、スタートアップが破綻に瀕している状況下での知的財産権の譲受は詐害行為取消(倒産手続上は否認権行使)などのリスクがあることから、実際に知的財産権の譲渡を受ける場合には、スタートアップにおいて事業再生手続などを利用するなどして、債権者の一定の関与のもとで譲渡手続きを進めるのが適切といえる。
- また、当該スタートアップの価値の大部分を知的財産権(およびこれを開発することのできる人材)が占めるのであれば、事業会社としては、知的財産権の譲受ではなく、当該スタートアップ自体を買収することも検討に値する(無論、債権債務関係が承継される点には留意が必要である)。
- スタートアップ破綻時のリスクとして、事業会社に与えられた通常実施権が当該特許権を取得した第三者に対抗できるかという点については、「通常実施権は、その発生後にその特許権・・・を取得した者に対しても、その効力を有する。」と規定する当然対抗制度(特許法99条)の対抗力の範囲の問題となるが、現時点では、判例の蓄積が存在しない。よって、差止請求権の不行使およびその対価という、通常実施権に関する主たる法律関係はともかく、独占特約、実施報告義務などの付随的な法律関係についてまで当然に対抗できるかどうかは、議論の余地がある。

【コラム】製造委託の際の実施許諾

- 自ら量産設備を揃えることが資金的に困難なスタートアップにとって、自社プロダクトの量産を第三者に委託することが時として必須となる。
- ここで注意しなければならないのは、第三者に特許製品の製造を委託する行為が特許法第 73 条第 3 項により他の共有者の同意を要する行為に該当するとされることがあるということである。
- この点、過去の裁判例から、製造委託に関しては、第三者に対する実施許諾には該当しないとして、特許権が共有の場合であっても他の共有者の同意なく、これを行うことが可能な場合がある。
- ただし、その要件として、①スタートアップから受託者に関する指揮監督、②委託者（スタートアップ）による製造物の全量引取りなどを具備する必要がある。
- なお、上記要件において特許の共有者の同意なく製造委託が可能であることは、日本独自の取り決めであり、日本国外においては、一般的になんらかの許諾が必要である。

【コラム】知的財産権の帰属バリエーション

- 本条では本発明にかかる知的財産権は全てスタートアップに帰属と規定しているが、その他、以下のようなバリエーションがある。
 - ① 発明者主義：発明をした発明者が在籍する主体に知的財産権が帰属する。スタートアップと事業会社の従業員が共同で発明をしたら、双方共有の知的財産権となる。知的財産権法のデフォルトルールに沿っており、直感的にフェアな条件であり、合意しやすい。
 - ② すべて共有：発明者が誰であろうと、本発明にかかる全ての知的財産権をスタートアップと事業会社の共有とする（持分割合について、等分にする場合や貢献度に応じて定める場合がある）。知的財産権法のデフォルトルールからすると、実際に開発業務を行ったスタートアップの従業員が発明者となるケースが多いと思われるが、事業会社が共同研究開発にかかる費用を支払っていることに鑑みると、事業会社が支払う額によっては「すべて共有」とすることも妥当な落としどころとなる場合もある。ただし、知的財産権を共有とした場合、各自の権利行使について原則として共有者の承諾が必要となるというデメリットが発生することから、

第三者への利用許諾を含め、単独で知的財産権を行使できるよう事前の同意を得ておくことが望ましい。

③ 分野を決めてそれぞれ単独帰属とする方法

共有にかかる知的財産権は活用が難しい。特に、スタートアップとしては、自社の技術を横展開していろいろな企業に使って欲しいのに、共有にかかる特許権を第三者ライセンスすることにつき、事業会社の同意が得られないケースも存在する。そこで、本件においても、多くの用途に適用しうる新素材の汎用的な発明はスタートアップに単独帰属、本製品(ヘッドライトカバー)に特有の発明は事業会社に単独帰属、とする整理も考え得る。

■ 8条(ライセンス料の不返還)

第8条 乙は、本契約に基づき甲に対して支払ったライセンス料に関し、計算の過誤による過払いを除き、本特許権等の無効審決が確定した場合（出願中のものについては拒絶査定または拒絶審決が確定した場合）を含むいかなる事由による場合でも、返還その他一切の請求を行わないものとする。なお、錯誤による過払いを理由とする返還の請求は、支払後30日以内に書面により行うものとし、その後は理由の如何を問わず請求できない。

<ポイント>

- 支払われたライセンス料についての不返還を定めた条項である。

■ 9条(第三者の権利侵害に関する担保責任)

第9条 甲は、乙に対し、本契約に基づく本製品の製造、使用もしくは販売が第三者の特許権、実用新案権、意匠権等の権利を侵害しないことを保証しない。

2 本契約に基づく本製品の製造、使用もしくは販売に関し、乙が第三者から前項に定める権利侵害を理由としてクレームがなされた場合（訴訟を提起された場合を含むが、これに限らない。）には、乙は、甲に対し、当該事実を通知するものとし、甲は、乙の要求に応じて当該訴訟の防禦活動に必要な情報を提供するよう努めるものとする。

3 乙は、本特許権等が第三者に侵害されていることを発見した場合、当該侵害の事実を甲に対して通知するものとする。

<ポイント>

- ライセンス対象となる特許権等の非保証を定めた規定である。
- 1項の特許非保証を前提として、2項は、ライセンシーが第三者から訴訟提起された場合のライセンサーの協力義務を定めたものである。

<解説>

- ライセンスの対象となる特許等については、第三者の権利侵害がないことを保証する(いわゆる「特許保証」)のが当然だという考え方になりがちである。
- しかし、特許保証を行うことは、ライセンサーのリスクが非常に高い。スタートアップと事業会社の間での適切なリスク分配という観点からは、特許保証までは行わないという前提で他の条件を定めることが適切である。仮に、特許保証をするにしても、「甲が知る限り権利侵害はない」「甲は権利侵害の通知をこれまで受けたことはない」ことの表明にとどめるべきである。

■ 10条(研究成果に対する対価)

第10条 本研究が所期の目的を達成した時は、乙は、甲に対し、下記の定めに従って研究成果に対する対価を支払うものとする。

記

- ① 本製品が別紙●●所定の性能を達成した時：●円
- ② 本製品を用いたヘッドライトの試作品が完成した時点：
甲乙別途協議した金額(ただし、●円を下回らないものとする。)
- ③ 本研究の成果を利用した商品の販売が開始した時点：
甲乙別途協議した金額(ただし、●円を下回らないものとする。)

<ポイント>

- 本研究の完了後、事業化に至るまでにおける、研究成果に対する報酬の支払を定める規定である。

<解説>

研究成果の対価交渉の方針・考え方

- 「想定シーン」で述べたように、研究成果が出てから事業化に至るまでに、事業会社の社内での最終製品の開発・生産準備や商流の調整等で相当程度の時間を要する上に、事業化に至った場合にどの程度の収益が上がるか不透明である場合が少なくない。
- そこで、研究成果に対する報酬については、事業化に至る前であっても、研究成果が出た時点で頭金として相当価格を支払うこととし(本条①)、その後についても、商品販売までのロードマップを策定し、その過程にメルクマールを設定し、各時点において研究成果への対価を支払うことを取り決め、ただしその額について別途協議の上定めるものとした(本条②③)。
- この②や③の対価の額の交渉に時間を要することも考えられるが、あくまでも金額が合意できてから作業を開始するのが原則であるから、スタートアップとしてはその交渉期間中に②や③に係る作業だけを進めること(特に、その成果を事業会社側に共有すること)は、程度問題ではあるが、避けたい。
- そのため、②や③の対価に係る交渉は、収益性等の考慮事項の数値が見えてきた段階で、早めに始めておくことが望ましい。

研究成果に対する報酬発生有無および報酬額

- 研究成果に対する報酬の有無およびその支払額は、
 - a.共同開発した知財の帰属、
 - b.実施権の許諾範囲、
 - c.競業避止の範囲、
 - d.納品物とその利用範囲、および
 - e.製品のターゲット市場の規模や期待収益などを考慮して交渉・決定されるべきものである。
- 本モデル契約では、「① 本製品が別紙●●所定の性能を達成した時」に頭金を支払うこととしている。この金額の設定においては、
 - 研究開発で発生する経費(実費+人件費)は事業会社が負担する形としている点、

- 共同開発された知財はスタートアップの単独帰属としている点、
- 事業会社は共有知財について一定期間・一定の領域で無償独占的通常実施権の設定を受ける点、

などを踏まえつつ、事業化に至った際の製品の市場性や利益率等などの経済性、本製品の付加価値における当該特許等の貢献度、そしてライセンスフィーとのバランスなど、個別のケースに応じた幅広い検討が必要である。

- 他にも、例えば共同研究開発を開始してすぐにスタートアップから開発における重要度の高い知財が事業会社に提供される場合、研究の成否を問わず、契約締結のタイミングで一時金の支払いを設定するという選択肢もあり得るだろう。

【コラム】 マイルストーン方式

- 上例のように、オープンイノベーションにおいて、事業会社の事業の進捗に応じて、スタートアップに対して、段階的に対価を支払う形式をマイルストーン方式といい、その場合の対価をマイルストーン・ペイメントと呼ぶ。
- 本条では、研究成果に対する報酬の支払条件を定めるにあたってマイルストーン方式を採用している。
- この点、創薬の分野では、特許等のライセンス料の支払条件を定めるにあたり、マイルストーン方式が広く採用されているが、他の分野ではほとんど実績がない。
- しかし、研究成果に対する報酬をマイルストーン方式で支払うことは、資金調達を常に実現しなくてはならないスタートアップ側の事情と、事業の見通しが不確定な状況では多額の対価を支払いたくない事業会社側の事情とを調整する、一つの有効な方法ではないかと期待されており、今後、オープンイノベーションを進めるにあたり、他分野でも導入を検討すべきである。
- 創薬の分野でマイルストーン方式の採用が進んだ背景としては、マイルストーンの指標として、治験の進行度に合わせたフェーズ(1~4 まである)や、各国の行政機関(例:日本では PMDA)による薬事認証が存在するので、マイルストーン達成の客観性が担保されている点が指摘できる。
- 他の分野においてもマイルストーン方式を導入する際は、マイルストーンの指標について、その達成(支払条件の具備)につき客観性を担保できるようにしておくことが重要である。

- 本モデル契約においては、頭金●円の支払が発生する条件を「①本製品が別紙●●所定の性能を達成した時」と定め、マイルストーンの指標を客観的に定めようとしている。

■ 11 条(秘密情報、データおよび素材等の取扱い)

第 11 条 甲および乙は、本研究の遂行のため（以下「本目的」という。）、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示および提供（以下「開示等」という。）の方法および媒体を問わず、また、本契約締結の前後にかかわらず、甲または乙が相手方（以下「受領者」という。）に開示等した一切の情報およびデータ、素材、機器およびその他有体物、本研究のテーマ、本研究の内容および本研究によって得られた情報（別紙●●に列挙のものおよびバックグラウンド情報を含む。以下「秘密情報等」という。）を秘密として保持し、秘密情報等を開示等した者（以下「開示者」という。）の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に開示等または漏えいしてはならない。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する情報については、秘密情報に該当しない。

- ① 開示者から開示等された時点で既に公知となっていたもの
- ② 開示者から開示等された後で、受領者の帰責事由によらずに公知となったもの
- ③ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に開示等されたもの
- ④ 開示者から開示等された時点で、既に適法に保有していたもの
- ⑤ 開示者から開示等された情報を使用することなく独自に取得し、又は創出したもの

3 受領者は、秘密情報等について、事前の開示者から書面による承諾を得ずに、本目的以外の目的で使用、複製および改変してはならず、本目的のために合理的に必要な範囲でのみ、使用、複製および改変できるものとする。

4 受領者は、秘密情報等について、開示者の事前の書面による同意なく、秘密情報等の組成または構造を特定するための分析を行ってはならない。

5 受領者は、秘密情報等を、本目的のために知る必要のある自己の役員および従業員（以下「役員等」という。）に限り開示等するものとし、この場合、本条に基

づき受領者が負担する義務と同等の義務を、開示等を受けた当該役員等に退職後も含め課すものとする。

6 本条第1項および同条第3項ないし第5項の定めにかかわらず、受領者は、次の各号に定める場合、可能な限り事前に開示者に通知した上で、当該秘密情報等を開示等することができる。

① 法令の定めに基づき開示等すべき場合

② 裁判所の命令、監督官公庁またはその他法令・規則の定めに基づく開示等の要求がある場合

③ 受領者が、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士等、秘密保持義務を法律上負担する者に相談する必要がある場合

7 本研究が完了し、もしくは本契約が終了した場合または開示者の指示があった場合、受領者は、開示者の指示に従って、秘密情報等（その複製物および改変物を含む。）が記録された媒体、ならびに、未使用の素材、機器およびその他の有体物を破棄もしくは開示者に返還し、また、受領者が管理する一切の電磁的記録媒体から削除するものとする。なお、開示者は受領者に対し、秘密情報等の破棄または削除について、証明する文書の提出を求めることができる。

8 受領者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、秘密情報等により、開示者の知的財産権を譲渡、移転、利用許諾するものでないことを確認する。

9 本条は、本条の主題に関する両当事者間の合意の完全なる唯一の表明であり、本条の主題に関する両当事者間の書面または口頭による提案その他の連絡事項の全てに取って代わる。

10 本条の規定は、本契約が終了した日からさらに5年間有効に存続するものとする。

<ポイント>

- 相手から開示提供等を受けた秘密情報等の管理方法に関する条項である。

<解説>

従前に締結した秘密保持条項との関係整理

- 秘密保持契約やPoC契約に引き続いて共同研究開発契約を締結する場合、共同研究開発契約よりも前に締結した契約における秘密保持条項と共同研究開発契約における秘密保持条項の関係が問題となる。
- 共同研究開発契約においては新たな秘密保持条項を設けずに既存の(従前の契約で定めた)秘密保持条項が引き続き適用されるとすることもあるが、本モデル契約においては共同研究開発契約で新たに定める秘密保持条項が、既存の秘密保持条項を上書きすることとしている(本条9項)。
- 共同研究開発契約において、既存の秘密保持条項とは異なる内容の秘密保持条項を設ける場合は、特にそれらの優先関係に留意しなければならない。

秘密情報の定義(秘密である旨の特定の要否)

- 秘密情報の定義については、当事者間でやりとりされる情報を包括的に対象とする場合と、個別に秘密である旨の特定を要求する場合があるが、本モデル契約では、様々な情報、データ、素材等がやりとりされることが多い共同研究開発段階において、秘密である旨の特定を忘れることによるリスクが大きいと考え、秘密である旨の特定を要さない前者を採用している。
- 他方で、秘密情報を「一切の情報」と包括的に定義すると、範囲が広過ぎるとして有効性が争われ、逆に保護の範囲が狭まってしまう(秘密情報とは保護に値する情報を意味すると限定解釈される)リスクが発生する。このリスクを排除するためには、「秘密を指定」する条文を採用すればよい。
- なお、「秘密を指定」する条文オプションとその背景となる秘密情報の範囲に関する考え方については、「秘密保持契約」のモデル契約書に詳細に解説しているため、こちらも参考にされたい。

秘密情報の定義(秘密情報に有体物を含めるか否か)

- 共同研究開発では、無体物である情報やデータに加え、有体物である素材それ自体がやり取りされることが多いところ、この素材は、当事者にとっては秘密情報と同様の重要性を持つものである。そこで、本モデル契約では、素材を含む有体物をも保護することとし、有体物を含む保護の対象全体を「秘密情報等」と整理している。

- また、本モデル契約では、秘密情報等に「別紙●●に列挙のもの・・・を含む」という文言を入れることで、特に秘密情報等として保護すべきものが(別紙に列挙することで)秘密情報等の範囲から漏れることを防止できる立て付けにしている。
- さらに、本モデル契約では、「本契約締結の前後にかかわらず」の文言を入れることで、締結前の秘密情報も保護の対象となることを明らかにしている。

■ 12条(成果の公表)

第12条 甲および乙は、第11条で規定する秘密保持義務を遵守した上で、本研究開始の事実として、別紙●●に定める内容を開示、発表または公開することができる。

2 甲および乙は、第11条で規定する秘密保持義務および次項の規定を遵守した上で、本研究の成果を開示、発表または公開すること(以下「成果の公表等」という。)ができる。

3 前項の場合、甲または乙(以下「公表希望当事者」という。)は、成果の公表等を行おうとする日の30日前までに本研究の成果を書面にて相手方に通知し、甲および乙は協議により当該成果の公表等の内容および方法を決定する。

<ポイント>

- 共同研究開発の開始および成果の公表の手続きについて定める規定である。

<解説>

- まず、共同研究開発を開始した事実については、契約締結の時点で具体的な公表内容を合意し、それを記載した別紙を契約書に添付しておくことが望ましい。
- 共同研究開発の成果の公表については、秘密保持義務を遵守することはもちろん、成果について事前通知の上、公表内容について協議を行うべきこととした。
- スタートアップは、資金調達などの観点からピッチイベントなどを行うことが多い。このようなピッチイベントにおいて研究の開始や成果についてプレゼンすることも本条の「公表」に該当するため、本条の手続きに則って進める必要がある。

■ 13条(第三者との競合開発の禁止)

第13条 甲および乙は、本契約の期間中、相手方の文書による事前の同意を得ることなく、本製品と同一または類似の製品（本素材を配合した樹脂組成物からなる自動車用のライトカバーを含む。）について、本研究以外に独自に研究開発をしてはならず、かつ、第三者と共同開発をし、または第三者に開発を委託し、もしくは第三者から開発を受託してはならない。

<ポイント>

- いわゆる競業避止義務を定める条項であり、具体的には、本モデル契約の期間中の第三者との競合開発を禁止する規定である。

<解説>

- 本モデル契約の期間中に、競業他社とも類似の共同研究開発がされ、そちらで成果物を特許出願されてしまうリスクがあるため、本条を定めることは重要である。

【コラム】競業避止の範囲

- 競業避止の範囲について、本モデル契約では「本製品と同一または類似の製品」としているが、「本研究と同一または類似のテーマ」などと定められることもある。
- 「本製品」や「本研究のテーマ」の定義が曖昧であると、広汎な研究領域が競業避止の名の下に禁止されてしまい、当事者によっては大きなリスクとなる。他方、「本製品」や「本研究のテーマ」の定義が狭すぎると、本来禁止したい領域が禁止できないというリスクが生じる。
- 競業避止義務違反に関する紛争においては、上記の「類似」の範囲が問題となることが多い。したがって、別紙等で「類似」の範囲をより具体的に定める（「①〇〇、②△△、③□□を全て備える製品は本製品と類似しているものとする」など）ことも検討すべきである。
- さらに、禁止の範囲を「類似」（技術的に近似していること）に限定すべきかという論点もある。たとえば、技術的には異なっても、同じ市場にあり競合する製品（例：白熱電球とLED）も競合避止の範囲に含めるべきか、という問題である。

■ 14条(第三者との間の紛争)

- 第14条 本研究に起因して、第三者との間で権利侵害（知的財産権侵害を含む。）および製造物責任その他の紛争が生じたときは、甲および乙は協力して処理解決を図るものとする。
- 2 甲および乙は、第三者との間で前項に定める紛争を認識した場合には速やかに他方に通知するものとする。
- 3 第1項の紛争処理に要する費用の負担は以下のとおりとする。
- ① 紛争の原因が、専ら一方当事者に起因し、他方当事者に過失が認められない場合は当該一方当事者の負担とする。
- ② 紛争が当事者双方の過失に基づくときは、その程度により甲乙協議の上その負担割合を定める。
- ③ 上記各号のいずれにも該当しない場合、甲乙協議の上その負担割合を定める。

<ポイント>

- 研究開発時に起こりうる第三者との主なトラブルは、知的財産権等の権利の侵害または製造物責任に関するものである。本条はこのようなトラブルが発生した場合の両当事者の責任と費用負担について定めた規定である。

<解説>

- 開発委託の場合には、開発者側に、成果物が第三者の知的財産権を侵害しないことの表明保証を求める場合も少なくないが、本件は両当事者の知見を合わせて成果物の創出に向けて取り組む共同研究開発であるから、第三者の知的財産権の侵害が発覚した場合には、両者協力して処理解決することとし、紛争を認識した場合は他方に速やかに通知することとしている。
- 責任と費用は、紛争の原因がある当事者の負担とし、当事者双方の過失による場合には過失の度合いにより協議の上負担する旨規定している。

■ 15条(権利義務譲渡の禁止)

- 第15条 甲および乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、もしくは担保に供してはならない。

■ 16条(解除)

第16条 甲または乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

- ① 本契約の条項について重大な違反を犯した場合
- ② 支払いの停止があった場合、または競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあった場合
- ③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ④ 本単独発明または本発明に関する知的財産権の有効性を争った場合
- ⑤ その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

2 甲または乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部または一部を解除することができる。

<ポイント>

- 契約解除に関する一般的な規定である。
- 4号においては、ライセンス対象となっている本発明に関する知的財産権およびライセンス対象となりうる本単独発明に関する知的財産権の有効性を争った場合には、本モデル契約を解除できることとしている(いわゆる不爭条項)。

<解説>

- 以下のように、いわゆるチェンジオブコントロール(COC)が解除事由として定められることがある。しかし、そうすると、M&Aが解除事由となりかねず、上場審査やデューデリジェンスにおいてリスクと評価され得る。
- したがって、スタートアップとしては、解除事由にCOCが含まれている場合、それによる支障を説明し、削除を求めることを検討すべきである。

【解除事由として定められるCOCの例】

他の法人と合併、企業提携あるいは持ち株の大幅な変動により、経営権が実質的に第三者に移動したと認められた場合

■ 17 条(期間)

第 17 条 本契約の有効期限は本契約締結日から 1 年間とする。本契約は、当初期間や更新期間の満了する 60 日前までにいずれかの当事者が更新しない旨を書面で通知しない限り、さらに 1 年間、同条件で自動的に更新される。

2 乙は、本研究が技術的に見て成功する可能性が低いと合理的に判断されるまたは事業環境が変化し本研究の事業化が困難であると合理的に判断される等の合理的理由がない限り、前項に定める更新を拒絶することができない。

<ポイント>

- 契約の有効期間を定めた一般的条項である。

<解説>

- 共同研究開発契約の有効期間は、「1 年間」などの具体的な期間を定めるケースや開発の進捗を終了条件として定めるケースなどがあるが、いずれのケースにおいても契約の終了時期が明確に分かることが重要である。
- 本条 2 項は、事業会社が更新を拒絶できる場合を、本研究の成功や事業化が困難と判断されるような合理的理由がある場合に限定している。事業会社との共同研究開発が継続していることが、スタートアップの資金調達における VC 側の考慮要素となり得るため、事業会社側からの合理性のない更新拒絶を防止する趣旨である。
- このような「合理的理由」は、様々なものが考えられるため契約締結時点で一義的に定めることは困難である。もっとも、研究テーマによっては更新拒絶を可能とすべき具体的な数値基準を定めることもできよう。当事者間のトラブルを避ける観点からは、可能であれば、そのような具体的な基準を定めておく方が望ましい。

■ 18 条(存続条項)

第 18 条 本契約が期間満了または解除により終了した場合であっても第 7 条（知的財産権等の帰属および成果物の利用）ないし第 12 条（成果の公表）、第 14 条（第三者との間の紛争）、19 条（損害賠償）、第 20 条（通知）、第 21 条（準拠法および紛争解決手続き）および第 22 条（協議解決）の定めは有効に存続する。

<ポイント>

- 契約終了後も効力が存続すべき条項に関する一般的規定である。

■ 19条(損害賠償)

第 19 条 甲および乙は、本契約の履行に関し、相手方が契約上の義務に違反したまたは違反するおそれがある場合、相手方に対し、当該違反行為の停止または予防および原状回復の請求とともに損害賠償を請求することができる。

<ポイント>

- 契約違反が生じた場合に違反行為の停止等および損害賠償請求ができることを規定している条項である。

<解説>

- 損害賠償責任の範囲・金額・請求期間は、本研究の内容やコストの負担、委託料の額等を考慮してスタートアップと事業会社の合意により決められる。例えば、損害賠償額の上限を、研究成果に対する報酬の総額とすることが考えられる。
- 本研究は、損害立証が困難な秘密情報を取り扱うものであり、かつ、収益性が不明確な研究開発段階の契約であることから、本条では、損害賠償請求だけでなく違反行為の停止または予防および原状回復の請求が行えることとしている。具体的には、特定の行為を求める仮処分や訴訟手続きなどを行うこととなる。

■ 20条(通知)

第 20 条 本契約に基づく他の当事者に対する通知は、本契約に別段の規定がない限り、すべて、他方当事者に書面または各種記録媒体（半導体記録媒体、光記録媒体および磁気記録媒体を含むが、これらに限らない。）を直接交付し、郵便を送付し、または他方当事者が予め了承する電子メールもしくはメッセージングアプリを利用して電磁的記録を送信することにより行うものとする。

<ポイント>

- 本モデル契約における通知方法の原則を定めた規定である。書面だけでなくUSBメモリなどの媒体によるやり取りも可能とし、また、郵便やファックスに加え、相手方が了承すれば電子メールやメッセージングアプリでの通知も認める規定としている。

■ 21 条(準拠法および紛争解決手続き)

第 21 条 本契約に関する紛争については、日本国法を準拠法とし、●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

<ポイント>

- 準拠法および紛争解決手続きに関して裁判管轄を定める条項である。

<解説>

- クロスボーダーの取引も想定し、準拠法を定めている。
- 紛争解決手段については、上記のように裁判手続きでの解決を前提に裁判管轄を定める他、各種仲裁によるとする場合がある。

【変更オプション条項 1: 知財調停】

第 21 条 本契約に関する知的財産権についての紛争については、日本国法を準拠法とし、まず〔東京・大阪〕地方裁判所における知財調停の申立てをしなければならない。

2 前項に定める知財調停が不成立となった場合、前項に定める地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

3 第 1 項に定める紛争を除く本契約に関する紛争については、日本国法を準拠法とし、第 1 項に定める地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

<解説>

- 紛争解決手段について、どの裁判管轄ないし紛争解決手段が適切かは一概には決められず、当事者の話し合いで決定するのが望ましい。話し合いによる解決を目指す場合、東京地方裁判所および大阪地方裁判所において創設された知財調停を利用することが考えられる。
- 「知財調停」は、ビジネスの過程で生じた知的財産権をめぐる紛争を取り扱う制度であり、仲裁手続き同様、非公開・迅速などのメリットがあるだけでなく、専門的知見を有する調停委員会の助言や見解に基づく解決を行うことができ、当事者間の交渉の進展・円滑化を図ることができるというメリットがある。
- 運用面では、原則として、3 回程度の期日内で調停委員会の見解を口頭で開示する

ことにより、迅速な紛争解決の実現を目指すとしており、迅速に解決でき、コストや負担を軽減できる可能性がある。

- 知財調停を利用するためには、東京地方裁判所または大阪地方裁判所いずれかを、合意により調停事件の管轄裁判所とする必要がある。
- 知財調停は、当事者双方が話し合いによる解決を図る制度であるため、当事者が合意できず調停不成立となった場合は、訴訟等の手続きにより別途紛争解決が図られることとなる。
- また、仲裁手続きは、裁判と比べて非公開・迅速などのメリットもあることから、スタートアップのような事案では、本条に変えて下記のような仲裁条項に変えるという選択肢もある。

【変更オプション条項 2: 仲裁】

本契約に関する一切の紛争については、日本国法を準拠法とし、(仲裁機関名)の仲裁規則に従って、(都市名)において仲裁により終局的に解決されるものとする。

<ポイント>

- 紛争解決手続きとして仲裁を指定する条項である。

<解説>

- 仲裁手続きは、裁判と比べて非公開・迅速などのメリットもあることから、スタートアップのような事案では、本条に変えて仲裁条項に変えるという選択肢もある。

■ 22 条(協議解決)

第 22 条 本契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、甲乙誠実に協議の上解決する。

■ その他のオプション条項

■ 協議会の設置

1 甲および乙は、本研究の効率化および甲乙間の合意形成を容易にするため、甲乙各々から選ばれた委員からなる協議会を設ける。

- 2 甲および乙は、自らが選任した協議会の委員の変更・追加・削減を行う場合は、その変更・追加・削減に関わる委員の名前と共にその旨を相手方当事者に連絡する。
- 3 協議会での決定は、全委員の合意により行われる。協議会において全委員の合意が得られず決定ができなかった問題は、甲および乙の最高責任者間の協議により決められる。
- 4 協議会は、次の事項について決定を行う。
 - (1) 本研究の具体的な遂行方法
 - (2) 各当事者への担当業務の進捗状況
 - (3) 本研究の遂行方法またはスケジュールの変更
 - (4) 本研究が事業化した際の当事者の権利
 - (5) 本研究の内容変更または中止
 - (6) その他協議会が定める事項
- 5 甲および乙は、本契約の目的を達成するために、定期的に（少なくとも 3 ヶ月に 1 回）または必要に応じて、協議会を開催して、甲および乙が行う本研究の成果の報告を受けると共に、前項に挙げられた事項について協議決定する。
- 6 協議会の議事は、その都度、議事録その他の書面により合意する。
- 7 第 3 項によっても協議が調わない場合、各当事者は、書面によって相手方に相当期間を定めて通知することにより、本契約を将来に向かって解除することができる。この場合、両当事者は当該解除までの担当業務の報告を行う。

<ポイント>

- 当事者同士の協業を円滑にするために、情報交換や進捗方法の調整を行うための会議の開催について定める規定である。

<解説>

- オープンイノベーションにあたっては、慎重に進めたい事業会社側のスピード感と手元資金が尽きるまでの限られた期間の中で迅速に進めたいスタートアップ側のスピード感が合わず、アライアンスがうまくいかないケースが少なくない。

- この課題を解決するために、協議会への出席者について、(特に事業会社側において)本研究について一定の決裁権をもったメンバーを入れることを義務化することも考えられる。

ライセンス契約逐条解説⁵

⁵ 経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/venture.html

ライセンス契約書

(新素材)

想定シーン

1. X社(樹脂に添加可能な放熱に関する新素材を開発した大学発スタートアップ)とY社(自動車部品メーカー)の共同研究開発は順調に進み、研究成果として、樹脂に対して本素材を特定量配合してなる透明性樹脂組成物、その成形体およびそれからなるライトカバーについて、共同研究契約に基づきX社単独名義で特許出願がなされた。
2. また、本素材を用いた樹脂により形成されるヘッドライトカバーの量産化の目処もついたことから、X社からY社に対するライセンスの内容や事業化後の両社の権利関係を協議することとなった。
3. また、共同研究開発の結果、Y社においては、当初想定していた製品(ポリカーボネート樹脂組成物からなるヘッドライトカバー。以下「当初製品」という。)以外の製品(アクリル系樹脂組成物からなるテールランプカバー。以下「応用製品」という。)にも研究成果を活用できると考えたため、Y社は、X社に対し、応用製品についても研究成果の利用許諾を得たいと考えるに至り、本ライセンス契約を締結することとした。
4. ライセンスの条件の概要は以下のとおりである。
 - ① バックグラウンド技術のライセンスは、共同研究開発契約において当初製品について定めたものと同様に、非独占的通常実施権により行うこと。
 - ② 研究成果は汎用性が高く、X社の利用の自由度を確保しておくため、応用製品については、非独占的通常実施権を設定すること。
 - ③ X社は、本素材の技術力をブランディングするために取得した登録商標「XXX」を、ヘッドライトカバーとテールランプカバーのPRに使用してもらうことを希望し、Y社もこの点を了承していること。

目次

■ 前文	3
■ 1 条(定義)	4
■ 2 条(権利の許諾)	7
■ 3 条(禁止事項)	11
■ 4 条(ライセンス料)	12
■ 5 条(監査)	14
■ 6 条(ライセンス料の不返還)	15
■ 7 条(改良技術)	16
■ 8 条(本商標)	18
■ 9 条(第三者の権利侵害に関する担保責任)	18
■ 10 条(秘密情報、データおよび素材等の取扱い)	20
■ 11 条(期間)	22
■ 12 条(解除)	23
■ 13 条(契約終了後の措置)	24
■ 14 条(損害賠償)	24
■ 15 条(存続条項)	25
■ 16 条(準拠法および紛争解決手続き)	25
■ 17 条(協議解決)	26
■ その他のオプション条項	29

■ 前文

X社（以下「甲」という。）とY社（以下「乙」という。）とは、甲乙間で●年●月●日付で締結した共同研究開発契約に基づいて甲に単独帰属した特許権等の応用製品に関する実施許諾の条件等を定めるため、次のとおりライセンス契約（以下「本契約」という。）を締結する。

＜ポイント＞

- 本モデル契約は、以下の各ライセンスをスタートアップから事業会社に対して行うための契約である。
 - ① 研究開発着手時に想定していなかった製品（応用製品）に、研究成果ならびに共同研究開発に着手する前にスタートアップが保有していた特許権を利用することについてのライセンス
 - ② 本素材についてスタートアップが保有する技術をブランディングするために保有している商標権のライセンス
- 前提理解のため、知財等と対象用途、規定する契約種別の整理を以下に示す。

対象	本製品 1 (当初製品、共同研究開発契約で 対象としたヘッドライトカバー)	本製品 2 (応用製品、本ライセンス契約で 対象とするテールランプカバー)
知財等		
共同研究開発にて、 各々が単独で開発・ 取得した知財等	使用しない	使用しない
共同研究開発の成果 として共同で発明さ れた知財等	共同研究開発契約にて規定 (本モデル契約でも第 2 条で引用) ・●年間は独占的通常実施権 ・ライセンス料:無償 など	本ライセンス契約にて規定 ・非独占的通常実施権 ・ライセンス料:有償 など
共同研究開発に着手 する前にスタートアッ プが保有していた知 財等	共同研究開発契約にて規定。 (本モデル契約でも第 2 条で引用) ・非独占的通常実施権 ・ライセンス料:有償 など	本ライセンス契約にて規定 ・上記と同条件
本商標	本ライセンス契約にて規定 ・非独占的通常使用権 ・無償	

<解説>

- 共同研究開発契約では、共同研究開発に着手する前にスタートアップが保有していた特許権等(以下「本バックグラウンド特許権」という。)および研究成果にかかる発明に関して、研究開発時に想定していた製品(「ヘッドライトカバー」)の製造等についてライセンスする旨の条項を設けている。
- 一方、共同研究開発終了後における、スタートアップの本バックグラウンド特許権や研究成果にかかる発明に関する、応用製品の製造等についてのライセンスは、共同研究開発の結果によってその要否および内容が異なるため、同契約書には規定されていない。
- そこで、本モデル契約は、応用製品の製造等について、①バックグラウンド特許権および②研究成果に関するライセンスを行うものである。
- 本モデル契約(ライセンス契約)においては、許諾条件(独占・非独占の別、許諾範囲、ライセンス料等)、技術情報の提供の有無、改良技術の取扱い等が交渉のポイントとなる。

■ 1条(定義)

第1条 本契約において使用される次に掲げる用語は、各々次に定義する意味を有する。

① 本製品1

別紙製品目録1記載のヘッドライトカバーをいう。

② 本製品2

別紙製品目録2記載のテールランプカバーをいう。

③ 本製品

本製品1および本製品2を総称したものをいう。

④ 本特許権

甲が有する別紙「知的財産目録」記載の特許権または特許出願をいい、これには甲乙間で●年●月●日付で締結した共同研究開発契約第2条第3号に定める本発明の全部または一部に基づく特許権または特許出願が含まれる。

⑤ 本バックグラウンド特許権

甲乙間で●年●月●日付で締結した共同研究開発契約第2条第1号に定めるバックグラウンド情報(以下「バックグラウンド情報」という。)の全部または一部に基づき取得された、甲が有する別紙「知的財産目録」記載の特許権

または特許出願をいう。

⑥ 本商標

甲が有する別紙「知的財産目録」記載の各商標（商標出願および商標登録の有無を問わないものとする。）をいう。

⑦ 本特許権等

本特許権、本バックグラウンド特許権および本商標に係る商標権をいう。

⑧ 本地域

全世界をいう。

⑨ 改良技術

特許を受けられるか否かに拘わらず、本製品または本製品の製造もしくは使用方法に関するすべての改良、修正および変更をいう。

⑩ 関連会社

別紙関連会社目録に記載の会社をいう。

<ポイント>

- 本モデル契約で使われる主要な用語の定義に関する規定である。

<解説>

本製品の定義

- 「本製品」の定義によって、権利許諾の範囲が確定することとなるため、記載の仕方には注意が必要である。ここでは「本製品 1」が共同研究開発の際に想定していた当初製品、「本製品 2」が応用製品を指している。
- 本製品の定義を、「自動車用の樹脂により形成されるヘッドライトカバー」または「自動車用テールランプカバー」とだけ記載した場合、本特許権を実施しない製品についてもライセンス対象製品に含まれ、ライセンス料の計算に算入されてしまう。
- 一方、「本特許権を実施する自動車用の樹脂により形成されるヘッドライトカバー」等と「本特許権を実施する」という要件も含めて定義した場合、スタートアップは、本製品 2 に本特許権にかかる特許発明が実施されていることを確認できない限り、本来ライセンス対象となるべき製品の売上等をライセンス料の計算に算入できない。
- そこで、本モデル契約においては、ライセンスを受ける製品を別紙製品目録において定めることとした。同目録においては、製品名や製品番号等で対象製品を特定することが考えられる。

特許権の定義

- 「本特許権」には、共同研究成果にかかる特許出願または特許権、「本バックグラウンド特許権」には、共同研究開発に着手する前にスタートアップが保有していた特許権等が含まれるよう、これらを別紙「知的財産目録」に記載する必要がある。
- このように「本特許権」と「本バックグラウンド特許権」を分けて定義するのは、本製品1において、「本特許権」については共同研究契約に基づく独占的实施許諾が、「本バックグラウンド特許権」については本モデル契約に基づく非独占的实施許諾がなされており、さらに実施許諾地域も異なるなど、実施許諾条件が異なるためである。

本地域の定義

- 「本地域」の定義は、権利許諾の範囲を定めるものである。本条では全世界としているが、特許権は国ごとに発生するものであり、当該発生国においてのみ特許権としての効力を有するので、対象国を列挙することもある(属地主義)。
- 本地域の範囲について、スタートアップが特許権を保有する範囲とすることも考えられる。

【追加オプション条項:技術情報】

①「本技術情報」

本特許権にかかる特許発明を実施するにあたって必要となる設計図・仕様書・図表などの資料および技術情報をいう。

<解説>

- 特許のライセンスのみでは事業会社が本製品の製造ができない場合は、技術情報やノウハウ等も合わせてライセンスすることも考えられる。
- その場合は、技術情報を定義するが、スタートアップとしては、上記の定義を採用した場合には、自社がブラックボックス化しているノウハウ等の開示と利用許諾を行う義務を負うことになるため、ノウハウの開示が不必要なケースにおいて不用意にノウハウを含んだ技術情報のライセンスに応じるべきではない。

【コラム】本製品が事後的に改良された場合の扱い

- 上記のようにライセンスの対象となる製品(本製品)を別紙等で詳細に特定することは通常行われる実務であるが、本製品が将来改良されて、別紙による特定から逸脱することが想定される。
- このような事態を防止するために、別紙による本製品の特定について、ある程度上位概念的に記載するという方法と、「本製品」をある程度詳細に特定した上で、定義規定にライセンスの対象製品として、「本製品(基本的な設計思想を同一にする改良品を含む。)」というような表現にする、という方法がある。
- いずれにせよ、ライセンス契約を起案する際には、製品には常に改良が伴いうるということを念頭に、ライセンス対象を特定する必要がある。
- 知的財産目録についても同様の問題がある。すなわち、後に一方当事者が単独で取得した特許権についても、ライセンス範囲とするのかという論点である。
- 本製品の改良を前提としない場合、かかる論点は生じにくいですが、そうでない場合は上記と併せて考える必要がある。

■ 2条(権利の許諾)

- 第2条 甲および乙は、本製品1の製造・販売のための本特許権の通常実施権が、甲乙間で締結した●年●月●日付共同研究開発契約第7条1項および第7項に記載の条件で設定されていることを確認する。
- 2 甲および乙は、本製品1の製造・販売のための本バックグラウンド特許権の非独占的通常実施権が、甲乙間で締結した●年●月●日付共同研究開発契約第7条第2項に記載の条件(ただし、ライセンス期間は本条第6項の定めが優先するものとする。)で設定されていることを確認する。
- 3 甲は、乙に対し、本地域内において、本製品2の設計、製造・販売のために、本特許権および本バックグラウンド特許権の非独占的通常実施権を許諾する。本特許権および本バックグラウンド特許権の対価は4条で定める。
- 4 乙は、前項所定の許諾地域外であっても、本製品2を輸出することができる。
- 5 乙は本製品に本商標を付すように努めるものとし、当該使用の限りにおいて、甲は、乙に対し、本商標の非独占的通常使用権を無償で付与する。
- 6 本条に定める実施権および使用権の許諾期間は、本契約の期間中または各権利の存続期間満了までのいずれか早いほうとする。
- 7 乙は、甲が、本特許権または本バックグラウンド特許権(日本の特許権およ

び日本の特許法第 127 条に相当する特許法がある外国の特許権を対象とする。) に関し、無効理由を解消させる目的で訂正審判請求または無効審判手続における訂正請求を行う場合 (以下「訂正等」という。)、甲が訂正等を行うことを予め承諾する。

<ポイント>

- スタートアップから事業会社に対する本特許権、本バックグラウンド特許権および本商標にかかる商標権のライセンスについて定めたものである。

<解説>

特許権の整理

- ①対象製品(本製品 1【当初製品】か本製品 2【応用製品】)かおよび②共同研究開発により創出された特許権(本特許権)の許諾か本バックグラウンド特許権の許諾か、を記載する必要がある。これを整理したのが以下の表である。

	本製品 1	本製品 2
共同研究開発の成果として共同で発明された知財等	<p><u>本モデル契約第 2 条 1 項および共同研究開発契約第 7 条第 7 項に規定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ライセンス対象:本製品 1 の設計・製造・販売 ・ ●年間は独占的通常実施権 その後は非独占的通常実施権 ・ ライセンス料:無償 ・ 地理的範囲:全世界 ・ ライセンス期間:本モデル契約の期間中または各権利の存続期間満了までのいずれか早いほう 	<p><u>本モデル契約第 2 条 3 項、4 条に規定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ライセンス対象:本製品 2 の設計・製造・販売 ・ 非独占的通常実施権 ・ ライセンス料:有償 ・ 地理的範囲:本地域(全世界) ・ ライセンス期間:本モデル契約の期間中または各権利の存続期間のいずれか早いほう
共同研究開発に着手する前にスタートアップが保有していた知財等	<p><u>本モデル契約第 2 条 2 項および共同研究開発契約第 7 条 2 項に規定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ライセンス対象:本製品 1 の設計・製造・販売 ・ 非独占的通常実施権 	<p><u>本モデル契約第 2 条 3 項、4 条に規定</u></p> <p>内容は上記と同条件。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライセンス料: 有償(ライセンス期間中に事業会社の販売するすべての本製品1の正味販売価格の●%(外税)) ・ 地理的範囲: 全世界 ・ ライセンス期間: ●年 	
本商標	本ライセンス契約にて規定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非独占的通常使用権 ・ 無償 	

- なお、本条では取り扱っていないものの、共同研究開発においてスタートアップまたは事業会社の単独発明が生じた場合には、共同研究開発契約 7 条 1 項に基づき、単独発明にかかる特許権等の知的財産権のライセンスの有無および条件を別途協議の上定めることとなる。
- ライセンスの条件については、同発明の重要性や本製品との関係性を考慮しながら、独占的ライセンスにするか否か、有償にするか否か、有償にする場合にいかなる算定式でライセンス料を算定するか等を決定する必要がある。

ライセンスの範囲

- ライセンサー(実施許諾者)は、ライセンシー(実施権者)による想定外の実施を防ぐため、ライセンス(許諾)の範囲を限定的に定める必要がある。本条ではライセンスの対象を製品で限定している。
- 特に、スタートアップは、自社の競争優位性を保つ上で、特許 1 件あたりの重要性が事業会社のそれに比して高いことが多いから、ライセンスの対象を過度に広く設定しないよう留意すべきである。
- 逆に、事業会社は、真に自社事業に必要な範囲にライセンス対象を留めるよう配慮することが、スタートアップとの中長期的な関係を築くために重要である。オープンイノベーションを通じて自社の事業を継続的に強化していくための秘訣のひとつであるといえよう。

専用実施権

- 本条では、1条⑧号所定の本地域内において、本製品2の製造販売に関する非独占的通常実施権を許諾している。専用実施権(特許法77条)が提案されることもあるが、専用実施権を設定する場合、契約で別段の定めがなければ、特許権者であるスタートアップ自身も実施ができない(通常実施権の場合は、スタートアップ自身も実施ができる。)
- 事業会社にとって専用実施権を提案する最大のメリットは、事業会社自ら差止請求権を有する、ということである。反面、差止請求権を行使した場合に抗弁的な法的措置として一般的な特許無効審判は、ライセンサー(スタートアップ)自らが対応しなければならない点には留意が必要である。
- したがって、スタートアップとしては、専用実施権の設定は慎重に判断すべきである。
- なお、専用実施権制度はグローバルには普遍性を有する制度ではないので、この点も留意する必要がある。

商標等の許諾

- 本条では、スタートアップが保有する特許および技術のブランド化の観点から、同技術等に関する商標権をスタートアップが保有していることを前提に、事業会社に対して同商標権の使用許諾を行なっている。
- スタートアップとしては、コアとなる技術のブランディングの観点から、当該技術の名称等につき商標登録を行い、商標権を取得することも検討すべきである。
- なお、本件の場合、スタートアップは事業会社に本商標を使用させるということを超えて、より積極的に、ブランディングの観点から本商標を事業会社に使用させたいという意向があることを前提として、事業会社に対して、本製品に本商標を付する努力義務を課している。
- 商標の使用許諾までは行わない、類似のブランディング方法としては、製品の説明書やウェブサイト「この製品は〇〇社の技術を採用しております。」「この製品は〇〇社と共同して開発した成果を利用しております。」との記述をしてもらうことである。このような記述がブランディングのみならず、資金調達等に及ぼすプラスの影響は計り知れない。

訂正審判等の承諾

- 本条7項は、訂正審判等に関する事前承諾を定めたものである。
- 特許法127条は、「特許権者は、専用実施権者、質権者または…通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、訂正審判を請求することができる。」と定めている。
- そのため、訂正審判等の必要性を考え、上記条項を設けている。

【コラム】独占的な実施権

- 独占的な実施権は、第三者に対する参入障壁となるので、実施権者に対して、いわば「商圏を与える」という趣旨を持つ。
- 手元資金の厚さが企業存続に影響を及ぼすスタートアップは、時として、特許の実施許諾と引き換えに一時金の獲得を目指すことがあるが、そのような場合には独占的な実施権の付与を前提に、「年間△△万円のリターンが得られる商圏を獲得するために一時金〇〇万円を支払う、設備投資のようなものですよ。独占期間内の●年間で十分に回収可能です。」という提案をしていくことになる。

■ 3条(禁止事項)

第3条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得た場合を除き、以下の各号に掲げる行為をしてはならないものとする。

- ① 第三者(乙の子会社または関連会社を除く)に前条に定める実施権および使用権を再許諾すること。
- ② 本契約に基づく権利を一部または全部を問わず第三者に譲渡、移転、担保設定、リース、貸与または共有等すること。

<ポイント>

- ライセンシーの禁止事項を定める条項である。

<解説>

- 本件では、事業会社が自ら製造を行うことを想定していることから、事業会社による第三者へのサブライセンスを禁止している(本条1号)。
- ただし、ライセンシーは自社の子会社や関連会社で製造販売を行うことも考えられるため、これらを第三者の範囲から除いている。

- しかし、「関連会社」の定義はあいまいであるため、「関連会社」という文言を使用するときは、これを定義規定や別紙等で特定する必要がある(本モデル契約においては別紙で特定する形式にしている(第1条第10号))。
- なお、子会社または関連会社以外にサブライセンスの必要があることが契約締結までに判明している場合は、別紙等で当該サブライセンス先を特定した上で、サブライセンスを許可することもありえよう。
- 本条2号は、許諾された権利の譲渡、移転、担保設定等を禁止する一般的規定である。

■ 4条(本製品2に関するライセンス料)

第4条 乙は、甲に対し、本製品2に関する本特許権および本バックグラウンド特許権に係る発明の実施許諾の対価(以下「ライセンス料」という。)として、以下の支払いを行う。

- ① 本契約締結日から1ヶ月以内に金●円(外税)
 - ② 本契約の期間中に乙の販売するすべての本製品2の正味販売価格の●%(以下「ランニングロイヤルティ」という。)
- 2 乙は、甲に対し、ランニングロイヤルティの計算のため、本契約締結日以降、[期間]毎に、当該期間の販売状況(販売個数・単価、その他ランニングロイヤルティの計算に必要な情報を含む)を[●から●日以内に]書面で報告するとともに、当該ランニングロイヤルティを当該期間の末日から●日以内に支払うものとする。
- 3 乙は前項のライセンス料を甲が指定する銀行口座振込送金の方法により支払う。これにかかる振込手数料は乙が負担するものとする。
- 4 本条で定めるライセンス料についての消費税は外税とする。
- 5 本条のライセンス料の遅延損害金は年14.6%とする。

<ポイント>

- 本モデル契約におけるライセンス(本製品2についての本特許権および本バックグラウンド特許権の非独占ライセンス)の対価としてのライセンス料の金額、支払時期および支払方法を定める条項である。
- ライセンス料(率)を決定するためには、スタートアップが提供する特許等の希少性や重要性、本製品の市場規模、販売価格や製品寿命、あるいは本製品の付

加価値における当該特許等の貢献度など、個別のケースに応じた幅広い検討が必要である。

- また、上記条項では、ランニングロイヤルティの算定を本製品 2 の正味販売価格（総販売価格から運賃や保険料および梱包費などの経費を控除した販売価格）に基づき行っているが、販売価格を基準にすることもありうる。

<解説>

ライセンス料設定の考え方

- ライセンス料については、①ライセンス契約締結時にまとまった額を支払い（インシヤルフィー）、②その後は実施量に応じて定期的に支払う（ランニングロイヤルティ）のが一般的である。
- 交渉においては、インシヤルフィーとランニングロイヤルティの料率がトレードオフの関係になることがある。その際、ランニングロイヤルティに重きをおいてハイリスクハイリターンを狙うか、インシヤルフィーに重きを置いて足元のキャッシュフローを固めるか、という判断が必要になる。
ランニングロイヤルティ：ライセンス対象製品の製造販売量が少なければライセンス料が少なくなるが、製造販売量が多ければライセンス料が多くなる。
インシヤルフィー：ライセンス対象製品の製造販売量に関わらず、契約締結時点で一定のまとまった額が入ることとなる。
- 本件では独占的通常実施権を設定していないが、独占的通常実施権を設定する場合においては、他社へライセンスできないことに対する補償として、対象製品の製造販売の数量に関わらず、一定のライセンス料を最低額として（ミニマムギャランティとして）設定した上でランニングロイヤルティを設定することもありうる。
- ランニングロイヤルティは、年度ごとや、半期ごとの報告・支払いを義務付けるものが多いといえるが、四半期ごと、毎月というものも存在する。
- ランニングロイヤルティを規定する場合、その支払い金額を裏付ける報告義務を課すことが通常である。当該報告義務の対象は、ランニングロイヤルティを計算するに必要最小限の範囲を定めることが原則となる。
- 逆に言うと、「ライセンス料の計算基準＝報告監査可能」という公式を満たすように、ライセンス料の計算基準を決めることがセオリーとなる。

■ 5条(監査)

第5条 甲は、乙に対して、報告されたライセンス料に関連する製品の売掛台帳、決算書、その他の経理書類・帳簿類を開示すべきことを請求することができる。

2 甲は、乙に対して、報告されたライセンス料に関して、公認会計士その他中立な第三者による監査を請求することができる。

3 前項の費用は甲が負担する。ただし、監査の結果、乙の報告したライセンス料額が支払うべきライセンス料額よりも10%以上少なかった場合、甲は乙に対してその費用を求償することができる。

4 甲は、本契約の各条項が遵守されているか否かを調査するため、乙に対し、いつでも本商標を使用する乙の商品およびその包装、その商品に関する広告、カタログ等の提出を要求し、これを自ら検査することができる。

<ポイント>

- 第4条のライセンス料の計算が正しいことを確認するための監査の方法を定めた規定である。

<解説>

- 監査の費用については、原則はライセンサー(実施許諾者)が負担することを原則としつつも、監査の結果、不正が発生した場合はライセンシー(実施権者)が負担することとしている。ただし、不正の定義で争いが生じることもあるため、ライセンス料の10%以内の誤差は除くものとしている。
- スタートアップがライセンサーの場合、監査費用の負担が困難なケースも少なく、監査請求が実質的な解決策にならない場合もある。そのため、報告されたライセンス料が正しいことについて、一定の手数料をスタートアップが負担することで、事業会社名義の意見書の提出を求めることができるようにする等、異なる監督手段を設けることも考えられる。
- ランニングロイヤリティの支払いが適正でなかった場合には、未払い分につき遅延損害金年利14.6%が発生することとなり(本モデル契約4条5項)、これが実質的なペナルティとなっている。

■ 6条(ライセンス料の不返還)

第6条 乙は、本契約に基づき甲に対して支払ったライセンス料に関し、計算の過誤による過払いを除き、本特許権等の無効審決が確定した場合（出願中のものについては拒絶査定または拒絶審決が確定した場合）を含むいかなる事由による場合でも、返還その他一切の請求を行わないものとする。なお、錯誤による過払いを理由とする返還の請求は、支払後30日以内に書面により行うものとし、その後は理由の如何を問わず請求できない。

<ポイント>

- 支払われたライセンス料についての不返還を定めた条項である。

<解説>

- 支払済みの対価の返還については、出願中の特許に拒絶査定が出て特許が成立しない、対象となる特許が無効審判により無効にされてしまった場合などに問題が生じやすい。
- 本条を認める代わりに、以下のオプション条項のとおり、特許登録前後でライセンス料率に差を設けるといっても考えられる。オプション条項では出願中の特許が1つであることを前提としている。出願中の特許が複数ある場合は、そのうちの一部のみが特許として登録される可能性がある点に留意されたい。

【第4条1項変更オプション条項:未登録特許のロイヤルティ】

第4条 乙は、甲に対し、本特許権および本バックグラウンド特許権に係る発明の実施許諾の対価（以下「ライセンス料」という。）として、以下の支払いを行う。

- ① 本契約締結日から1ヶ月以内に金●円（外税）
 - ② 本契約の期間中に乙の販売するすべての本製品2の正味販売価格について以下の料率（以下「ランニングロイヤルティ」という。）
- [出願中の特許]が特許として登録されるまでに乙が販売した本製品2については、本製品2の正味販売価格の●%
 - [出願中の特許]の特許登録後に乙が販売した本製品2については、本製品2の正味販売価格の●%

■ 7条(改良技術)

- 第7条 甲は乙に対し、自己の裁量で、本契約期間中に、本特許権または本バックグラウンド特許権にかかる発明に改良、改善等をした場合（本製品に関する改良技術を開発した場合を含むが、これに限られないものとする）、その事実を通知し、さらに、乙の書面による要請があるときは、当該改良技術を乙に開示する。乙は、本契約第2条に規定される条件に準じて、本地域において、かかる改良技術に基づき本製品を製造、販売する非独占的権利を有する。
- 2 甲が当該改良技術につき特許を取得した場合、乙は、本契約に規定される条件に従い、本地域において、当該特許にかかる発明を無償で実施する非独占的権利を有する。
- 3 乙は、本契約期間中に乙により開発されたすべての改良技術を、開発後直ちに甲に開示し、当該改良技術につき、当該改良技術に基づき本製品を製造、使用および販売する無期限、地域無限定、無償かつ非独占的な実施権を、再許諾可能な権利と共に、甲に許諾する。
- 4 乙が、いずれかの国において当該改良技術の特許出願または実用新案出願を申請することを希望する場合、乙は甲に対し、かかる出願前に出願内容の詳細を開示するものとする。

<ポイント>

- 当事者が、ライセンス対象の特許を基本特許として、応用・改良技術を開発した場合の取り扱いを定めた規定である。これを整理したのが以下の表である。

ライセンサー (スタートアップ)による改良	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 通知義務無し、事業会社が要求した場合は開示義務あり ➤ 事業会社に非独占的権利を許諾、無償
ライセンシー (事業会社)による改良	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 通知義務あり、開示義務あり ➤ スタートアップに非独占的権利を許諾、無償
外国出願の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ライセンシー(事業会社)が特定の国への出願を希望した場合、ライセンサー(スタートアップ)に対し、事前に出願内容を開示

- 例えば、ライセンシーによる改良技術の取り扱いについて定めていなかった場合、数年後、ライセンシーが基本特許の周辺に100件を超える応用・改良特許を出願

し、これら改良特許のライセンスとのクロスライセンスを提案してくるということもあるため、改良技術の取り扱いを定めておくことは重要である。

- 共同研究開発契約 7 条 12 項でも改良技術の取り決めがなされているが、同条項のみでは、共同研究開発契約の契約期間満了後に改良結果が生じた場合に対応できなくなるため、ライセンス契約において改めて改良技術が生じた場合の取り決めを定めておく必要がある。

<解説>

ライセンサーの改良技術

- 1 項および 2 項は、ライセンサー(スタートアップ)が改良技術を開発した場合の規定である。本項では、ライセンサーに改良技術の通知の裁量を与えつつ、ライセンシー(事業会社)が要請した場合には、本製品の製造販売についての非独占的権利が許諾されるとしている。
- 2 項では、改良技術のライセンスについて特段追加のライセンス料を必要としないこととしているが、追加のライセンス料その他の条件の見直しについても考えられる。
- なお、改良発明に関する事業会社による国外での出願について、スタートアップに対し、当該出願(または登録後の権利)の買収の優先交渉権を与えることも考えられる。

【追加オプション条項:ライセンス料等の見直し】

3 前 2 項の場合、甲乙は第 4 条に定めるライセンス料その他の条件の変更について協議を行うものとする。

<ポイント>

- 本オプション条項を追加する場合、第 2 項の次に配置することになる。

ライセンシーの改良技術

- 3 項以下は、ライセンシー(事業会社)が改良技術を開発した場合の規定である。
- ライセンシーには、改良技術の通知義務を課すとともに、ライセンサーに対し、非独占的権利を無償で許諾することとしている。また、ライセンシーの改良技術の特許出願については、事前にライセンサーに対し出願内容の詳細を開示するとともに、当該特許の買い取りに関する優先交渉権を与えることとしている。

■ 8条(本商標)

第8条 乙は、第2条第5項の規定に基づき本商標を使用する場合、商標法その他関連法規の規定を遵守するとともに、本商標の機能を損ない、権利の喪失を招くことのないように努めなければならない。

2 乙は、甲の事前の同意なしに、以下の各号に定める行為を行ってはならない。ただし、甲乙間で協議の上、本契約に基づき使用可能な本商標に類する商標を定めた場合は、当該商標を本製品に使用することができるものとする。

(1) 本商標を本製品に類似する商品に使用する行為
(2) 本商標に類似する商標を本製品に使用する行為
(3) 本商標に類似する商標を本製品に類似する商品に使用する行為

3 乙は、本商標の使用に際し、その商品の品質の低下等により、本商標にすでに化体されている業務上の信用を失墜させるような行為をしてはならない。

<ポイント>

- ライセンサーが保有技術についての商標を有する場合に、この商標の使用方法について定めた規定である。
- 商標法53条は、「専用使用権者または通常使用権者が指定商品もしくは指定役務またはこれらに類似する商品もしくは役務についての登録商標またはこれに類似する商標の使用であって商品の品質もしくは役務の質の誤認または他人の業務に係る商品もしくは役務と混同を生ずるものをしたときは、何人も、当該商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。」と定めているため、本商標の登録の取消事由が発生することを防止するべく、2項の規定が設けられている。
- また、本商標のブランド価値の棄損を防止するべく、3項では、商標の信用失墜行為を禁止している。

■ 9条(第三者の権利侵害に関する担保責任)

第9条 甲は、乙に対し、本契約に基づく本製品の製造、使用もしくは販売が第三者の特許権、実用新案権、意匠権等の権利を侵害しないことを保証しない。

2 本契約に基づく本製品の製造、使用もしくは販売に関し、乙が第三者から前項に定める権利侵害を理由としてクレームがなされた場合（訴訟を提起された場合を含むが、これに限らない。）には、乙は、甲に対し、当該事実を通知

するものとし、甲は、乙の要求に応じて当該訴訟の防禦活動に必要な情報を提供するように努めるものとする。

- 3 乙は、本特許権等が第三者に侵害されていることを発見した場合、当該侵害の事実を甲に対して通知するものとする。

<ポイント>

- ライセンス対象となる特許権等の非保証を定めた規定である。
- 1 項の特許非保証を前提として、2 項は、ライセンシーが第三者から訴訟提起された場合のライセンサーの協力義務を定めたものである。

<解説>

- ライセンスの対象となる特許等については、第三者の権利侵害がないことを保証する(いわゆる「特許保証」)のが当然だという考え方になりがちである。
- しかし、特許保証を行うことは、下記コラムに記載のとおり、ライセンサーのリスクが非常に高い。スタートアップと事業会社との適切なリスク分配という観点からは、特許保証までは行わないという前提で他の条件を定めることが適切である。仮に、特許保証をするにしても、「甲が知る限り権利侵害はない」「甲は権利侵害の通知をこれまで受けたことはない」ことの表明にとどめるべきである。

【コラム】特許保証をするとライセンサー(特許権者)のリスクが高い理由

- 特許紛争が生じた場合、特許保証を前提とすると、理屈上、ライセンサーは必ず損をする(少なくとも得はしない)。
- 今、スタートアップが事業会社に対して特許ライセンスをして、事業会社が本製品を 1 億円売り上げたとする。この場合、スタートアップが得るロイヤルティは、ライセンス料率 3%とすると 300 万円である。他方、事業会社に対して、第三者がその保有する特許に基づいて特許侵害を主張した場合、当該 1 億円の売り上げに対する損害額は、
 - ① ライセンス料相当額(特許法 102 条 3 項参照)で計算して 300 万円、
 - ② 得べかりし利益(同 2 項)で計算して限界利益率を 10%と仮定すると 1000 万円、ということになる。
- 特許保証とは、これらの損害額についてライセンサーが保証すべきというものなので、ライセンサーはライセンス料として 300 万円獲得し、特許保証で 300 万円または 1000 万円を支払うという計算になるから、理屈上得はしない。

■ 10条(秘密情報、データおよび素材等の取扱い)

第10条 甲および乙は、本契約の遂行のため、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示および提供（以下「開示等」という。）の方法ならびに媒体を問わず、また、本契約の締結前後に関わらず、甲または乙が相手方（以下「受領者」という。）に開示等した一切の情報およびデータならびに素材、機器およびその他有体物、(別紙●●列挙のものおよびバックグラウンド情報を含む。以下「秘密情報等」という。)を秘密として保持し、秘密情報等を開示等した者（以下「開示者」という。）の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に開示等または漏えいしてはならないものとする。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する情報については、秘密情報に該当しない。

- ① 開示者から開示等された時点で既に公知となっていたもの
- ② 開示者から開示等された後で、受領者の帰責事由によらずに公知となったもの
- ③ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に開示等提供されたもの
- ④ 開示者から開示等された時点で、既に適法に保有していたもの
- ⑤ 開示者から開示等された情報を使用することなく独自に取得し、又は創出したもの

3 受領者は、秘密情報等について、事前に開示者から書面による承諾を得ずに、本契約の遂行の目的以外の目的で使用、複製および改変してはならず、本契約遂行の目的に合理的に必要な範囲でのみ、使用、複製および改変できるものとする。

4 受領者は、秘密情報等について、開示者の事前の書面による同意なく、秘密情報等の組成または構造を特定するための分析を行ってはならない。

5 受領者は、秘密情報等を、本契約の遂行のために知る必要のある自己の役員および従業員（以下「役員等」という。）に限り開示等するものとし、この場合、本条に基づき受領者が負担する義務と同等の義務を、開示等を受けた当該役員等に退職後も含め課すものとする。

6 本条第1項および同条第3項ないし第5項の定めにかかわらず、受領者は、次の各号に定める場合、可能な限り事前に開示者に通知した上で、当該秘密情

報等を開示等することができるものとする。

- ① 法令の定めに基づき開示等すべき場合
 - ② 裁判所の命令、監督官公庁またはその他法令・規則の定めに従った開示等の要求がある場合
 - ③ 受領者が、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士等、秘密保持義務を法律上負担する者に相談する必要がある場合
- 7 本契約が終了した場合または開示者の指示があった場合、受領者は、開示者の指示に従って、秘密情報等（複製物および改変物を含む。）が記録された媒体、ならびに、未使用の素材、機器およびその他有体物を破棄もしくは開示者に返還し、また、受領者が管理する一切の電磁的記録媒体から削除するものとする。なお、開示者は受領者に対し、秘密情報等の破棄または削除について、証明する文書の提出を求めることができる。
- 8 受領者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、秘密情報等により、開示者の知的財産権を譲渡、移転、利用許諾するものでないことを確認する。
- 9 本条は、本条の主題に関する両当事者間の合意の完全なる唯一の表明であり、本条の主題に関する両当事者間の書面または口頭による提案、およびその他の連絡事項の全てに取って代わる。
- 10 本条の規定は、本契約が終了した日よりさらに 5 年間有効に存続するものとする。

<ポイント>

- 相手から提供を受けた秘密情報等の管理方法に関する条項である。

<解説>

従前に締結した秘密保持条項との関係整理

- 秘密保持契約、PoC契約や共同研究開発契約に引き続いてライセンス契約を締結する場合、ライセンス契約よりも前に締結した契約における秘密保持条項とライセンス契約における秘密保持条項の関係が問題となる。
- ライセンス契約において秘密保持条項を設けずに前者が引き続き適用されることがあるが、本モデル契約においてはライセンス契約内の秘密保持条項が、すでに締結されている秘密保持条項を上書きすることを 9 項で明記している。

- なお、既存の秘密保持条項およびライセンス契約の秘密保持条項の内容次第では、既存の秘密保持条項よりも、ライセンス契約の秘密保持レベルが落ちる可能性があるため、その点に留意した上で優先関係を定めることが望ましいであろう。

秘密情報の定義(秘密である旨の特定の要否)

- 秘密情報の定義については、当事者間でやりとりされる情報を包括的に対象とする場合と、個別に秘密である旨の特定を要求する場合があるが、技術情報提供のために各種の情報、データ、素材等がやりとりされることがあるライセンス段階において、秘密である旨の特定を忘れることによるリスクを避けるため、前者を採用している。
- 他方で、秘密情報を「一切の情報」と包括的に定義すると、範囲が広過ぎるとして有効性が争われ、逆に保護の範囲が狭まってしまう(秘密情報とは保護に値する情報を意味すると限定解釈される)リスクが発生する。このリスクを排除するためには、「秘密を指定」する条文を採用すればよい。
- なお、「秘密を指定」する条文オプションとその背景となる秘密情報の範囲に関する考え方については、「秘密保持契約」のモデル契約書に詳細に解説しているため、そちらも参考にされたい。

■ 11条(期間)

第11条 本契約の有効期限は本契約締結日から●年間とする。本契約は、当初期間や更新期間の満了する60日前までに、いずれかの当事者が合理的な理由に基づき更新しない旨を書面で通知しない限り、1年間の更新期間(以下、それぞれ「更新期間」という。)で、同条件で自動的に更新されるものとする。

<ポイント>

- 契約の有効期間を定めた一般的条項である。

<解説>

- ライセンシーの場合は、契約期間を「対象となる全ての特許が満了等により消滅するまで」と規定し、更新時の再交渉を避けるというのがセオリーである。
- もっとも、ライセンシーは特許権に係る発明を実施するために相当程度の額をかけて設備投資をすることとなるため、合理的な理由なくして一定期間(●年間)でライセンスを含めた本モデル契約の有効期間が満了してしまうことは大きなリス

クとなる。そこで、本条においては、契約期間を●年としつつ、更新拒絶がない限り自動更新することとし、合理的な理由なくして更新拒絶できないこととした。

■ 12条(解除)

第12条 甲または乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

- ① 本契約の条項について重大な違反を犯した場合
 - ② 支払いの停止があった場合、または競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあった場合
 - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ④ 本特許権または本バックグラウンド特許権の有効性を争った場合
 - ⑤ その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
- 2 甲または乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部または一部を解除することができる。

<ポイント>

- 契約解除に関する一般的規定である。
- 4号においては、ライセンス対象となっている本特許権および本バックグラウンド特許権の有効性を争った場合には、契約を解除できることとしている(いわゆる不爭条項)。

<解説>

- 以下のように、いわゆるチェンジオブコントロール(COC)が解除事由として定められることがある。しかし、そうすると、M&Aが解除事由となりかねず、上場審査やデューデリジェンスにおいてリスクと評価され得る。
- したがって、スタートアップとしては、解除事由にCOCが含まれている場合、それによる支障を説明し、削除を求めることを検討すべきである。

【解除事由としてのCOC条項の例】

他の法人と合併、企業提携あるいは持ち株の大幅な変動により、経営権が実質的

に第三者に移動したと認められた場合

■ 13条(契約終了後の措置)

第13条 乙は、本契約が前条に基づく甲の解除により終了した場合は直ちに、期間満了または合意解除により終了した場合はその終了後3か月以降、以下の義務を負う。

- ① 本製品を販売し、またはその注文を受けてはならない。
- ② 甲の指示により、本製品の在庫、見本・カタログを含む広告・宣伝材料等を甲に引き渡し、または破棄する。

<ポイント>

- 本条は、契約終了時のライセンシーの義務を定めたものである。

<解説>

- 本条では、製品の販売等の禁止とともに、製品在庫その他の商材の引き渡し、破棄義務を定めている。

■ 14条(損害賠償)

第14条 甲および乙は、本契約の履行に関し、相手方が契約上の義務に違反しまたは違反するおそれがある場合、相手方に対し、当該違反行為の停止または予防および原状回復の請求とともに損害賠償を請求することができる。

<ポイント>

契約違反が生じた場合に違反行為の停止等および損害賠償請求ができることを規定している条項である。

<解説>

- 損害賠償責任の範囲・金額・請求期間は、ライセンスの内容やコストの負担、ライセンス料の額等を考慮して当事者間の合意により決められる。
- 本モデル契約は、迅速な被害回復が必要とされる知的財産権に関する契約であることから、本条では、損害賠償だけでなく違反行為の停止または予防および原状回復の請求が行えることとしている。具体的には、特定の行為を求める仮処分や訴訟手続きなどを行うこととなる。

■ 15条(存続条項)

第 15 条 本契約が期間満了または解除により終了した場合であっても第 6 条 (ライセンス料の不返還)、第 9 条 (第三者の権利侵害に関する担保責任)、第 10 条 (秘密保持、データおよび素材等の取扱い)、第 13 条 (契約終了後の措置) ないし第 17 条 (協議解決) の定めは有効に存続する。

<ポイント>

- 契約終了後も効力が存続すべき条項に関する一般的規定である。

■ 16条(準拠法および紛争解決手続き)

第 16 条 本契約に関する紛争については、日本国法を準拠法とし、●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

<ポイント>

- 準拠法および紛争解決手続きに関して裁判管轄を定める条項である。

<解説>

- クロスボーダーの取引も想定し、準拠法を定めている。
- 紛争解決手段については、上記のように裁判手続きでの解決を前提に裁判管轄を定める他、各種仲裁による場合がある。

【変更オプション条項 1: 知財調停】

第 16 条 本契約に関する知的財産権についての紛争については、日本国法を準拠法とし、まず [東京・大阪] 地方裁判所における知財調停の申立てをしなければならない。

2 前項に定める知財調停が不成立となった場合、前項に定める地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

3 第 1 項に定める紛争を除く本契約に関する紛争 (裁判所の知財調停手続きを含む) については、日本国法を準拠法とし、第 1 項に定める地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

<解説>

- 紛争解決手段について、どの裁判管轄ないし紛争解決手段が適切かは一概には決められず、当事者の話し合いで決定するのが望ましい。話し合いによる解決

を目指す場合、東京地方裁判所および大阪地方裁判所において創設された知財調停を利用することが考えられる。

- 「知財調停」は、ビジネスの過程で生じた知的財産権をめぐる紛争を取り扱う制度であり、仲裁手続き同様、非公開・迅速などのメリットがあるだけでなく、専門的知見を有する調停委員会の助言や見解に基づく解決を行うことができ、当事者間の交渉の進展・円滑化を図ることができるというメリットがある。
- 運用面では、原則として、3 回程度の期日内で調停委員会の見解を口頭で開示することにより、迅速な紛争解決の実現を目指すとされており、迅速に解決でき、コストや負担を軽減できる可能性がある。
- 知財調停を利用するためには、東京地方裁判所または大阪地方裁判所いずれかを、合意により調停事件の管轄裁判所とする必要がある。
- 知財調停は、当事者双方が話し合いによる解決を図る制度であるため、当事者が合意できず調停不成立となった場合は、訴訟等の手続きにより別途紛争解決が図られることとなる。
- また、仲裁手続きは、裁判と比べて非公開・迅速などのメリットもあることから、スタートアップのような事案では、本条に変えて下記のような仲裁条項に変えるという選択肢もある。

【変更オプション条項 2: 仲裁条項例】

本契約に関する一切の紛争については、日本国法を準拠法とし、（仲裁機関名）の仲裁規則に従って、（都市名）において仲裁により終局的に解決されるものとする。

<ポイント>

- 紛争解決手続きとして仲裁を指定する条項である。

<解説>

- 仲裁手続きは、裁判と比べて非公開・迅速などのメリットもあることから、スタートアップのような事案では、本条に変えて仲裁条項に変えるという選択肢もある。

■ 17 条(協議解決)

第 17 条 本契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、甲乙誠実に協議の上解決する。

<ポイント>

- 紛争発生時の一般的な協議解決の条項である。

別紙製品目録 1

別紙製品目録 2

別紙

知的財産権目録

1 特許権

番号	出願番号	公開番号	登録番号	発明（考案）名称	存続期間満了日

2 商標権

① 国内商標権

番号	登録番号	商標	商標の区分	存続期間満了日

② 外国商標権

番号	登録番号	商標	商標の区分	存続期間満了日

■ その他のオプション条項

■ 本技術情報

- 第●条 甲は、本契約締結後●日以内に、本技術情報を文書または電子媒体にて乙に開示するものとする。
- 2 乙は、本技術情報を受領したときは、速やかにその内容を確認しなければならない。乙が受領後●日以内に異議を述べない場合は、甲の本技術情報提供義務は履行されたものとみなす。
 - 3 乙が、甲に対して、本製品の製造方法の助言と指導を書面により要請した場合は、甲乙は有償による当該技術指導に関する契約の締結について協議する。
 - 4 乙は、甲から乙に対する本技術情報の開示が、現状有姿のものであることに合意し、甲は乙が本技術情報を実施することから生じたいかなる責任または損害（第三者の財産・身体・生命その他の権利の侵害、または、乙による得べかりし利益の補填も含む。）についてこれを負担せず、乙はこれらの責任、損害について甲を免責することに同意する。
 - 5 前項の免責規定については、乙が本技術情報を実施することによって、第三者の知的財産権を侵害した場合、および、そこから生じる損害についても同様とする。

<ポイント>

- 特許のライセンスにおいては、ライセンサーからライセンシーに対して技術ノウハウの提供も行うことがある。本条は、かかる技術ノウハウの提供に関して定めた条項となる。

<解説>

- 技術情報の範囲については、本条では1条⑪号所定の「本技術情報」としつつ、一定期間以内に異議を述べない場合、提供義務は履行されたものとみなすとしている。
- これに対し、本技術情報の範囲に争いが生じないように、1条⑪号の定義を修正し別紙記載のものとして特定するという方法もある。
- また、技術情報の提供方式は、「文書または電子媒体」とし、技術指導は含まれていない。技術指導が必要な場合は以下のような条項を追加することが考えられる。

- 本条 4 項および 5 項は、ライセンサーの技術情報についての免責規定である。
- これに対し、ライセンサーの技術ノウハウについては、第三者の権利侵害がないことを保証するのが当然だという考え方がある。しかし、9 条の解説で述べたのと同様に、特許や技術ノウハウについて権利非侵害の保証を行うことは、ライセンサー側のリスクが非常に高く、オープンイノベーションの阻害要因となりかねない。スタートアップと事業会社との適切なリスク分配という観点からは、かかる保証までは行わないという前提で他の条件を定めることが適切である。

【追加オプション条項:技術指導】

第●条 甲もしくはその従業員は、乙の指定する場所に出向いて、本技術情報について指導を行う。当該指導は、甲がその所属する●名程度の技術者を●日程度派遣することにより行い、乙は、それに要する交通費、宿泊費、および、別途定める日当を支払うものとする。

- 技術情報の提供後も、ライセンシーとしてはライセンサーからの助言や指導が必要なことも多い。その場合、技術情報の提供とは別に技術コンサルティング契約を締結する場合がある。本条 3 項はこの点について定めている。

ガイドライン・パブリックコメント回答⁶

(「スタートアップとの事業連携に関する指針(案)」に対する意見の概要とこれに対する考え方)

⁶ 経済産業省ウェブサイト

<https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210329004/20210329004.html>

「スタートアップとの事業連携に関する指針」(案) に対する意見の概要とこれに対する考え方

原案該当箇所	意見の要約	考え方
指針の名称等	<p>「スタートアップとの事業連携に関する指針」という名称からすると、連携事業者に対する規制のように読めるものの、指針本体の中には、スタートアップに対する注意喚起等も多く含まれており、「指針」という語を用いるのをやめるべきである。代わりに「中小規模のスタートアップが事業連携を行うにあたっての留意点」という用語又は「中小規模のスタートアップが事業連携を行うにあたってのガイドブック」という用語を提案したい。また、いわゆるユニコーンと呼ばれる企業もスタートアップの一種であるところ、十分な法務的知見、交渉力等を有しており、あえて本指針によって公取委による後見的な保護をする必要性はなく、ユニコーンを対象から排除することを明示すべく、「中小規模の」という表現を追加した。(個人)</p>	<p>本指針は、独占禁止法上の考え方、独占禁止法上問題となり得る事例といった法運用の予見可能性に加え、問題の背景、解決の方向性という望ましい契約の在り方についても併せて示すなど、スタートアップとの事業連携が効果的に行われることを目的としたものであり、スタートアップと連携事業者の留意点やガイドブックにとどまるものではないことから、指針としています。</p> <p>スタートアップの企業規模の大小により、法務体制や連携事業者との交渉力に差があるとは十分に考えられるものの、スタートアップと連携事業者との交渉においては、スタートアップの企業規模だけでなく、個別の取引状況におけるスタートアップと連携事業者との間の相対的な関係も重要であると考えられるため、スタートアップの企業規模が大きいかどうかのみをもって本指針の対象外とすることは困難です。</p>
全体	<p>コロナ禍においてDXを加速させていくなか、日本経済の成長の原動力としてスタートアップの活躍は決定的に重要である。しかし、我が国のオープンイノベーションはまだ発展途上にあり、各企業でこうした試行錯誤を積極的に繰り返していくことが重要である。一部の企業ではスタートアップコミュニティとの間で持続的なエコシステムを形成しており、そうしたバズトプラクティスが広く共有されることなどを通じて、我が国のオープンイノベーションも成熟していくものと認識している。スタートアップが活躍できる環境整備していくため、国としても規制改革・オープンデータ整備・公共調達の改革、などスタートアップ支援の総合的な政策パッケージの推進が必要である。オープンイノベーションの推進もその観点で重要と言える。オープンイ</p>	<p>スタートアップと連携事業者双方が、オープンイノベーションにおいて共有されるべき「価値軸」や知財・法務のスタンスを意識した上で、相互に価値を高めることを目指す交渉を行う姿勢が重要であり、その姿勢を意識した連携の継続こそがイノベーションによる我が国の競争力を更に向上させることに繋がると考えます。そしてこの指針によって「価値軸」を基にしたオープンイノベーションを推進するものです。御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	<p>ノベーションはあくまでも民間企業同士の自発的な協業であることから、本ガイドラインを含め、過度な介入により却って健全なオープンイノベーションのエコシステムの発展を阻害するよ うなことのないような政策の立案・運用が必要である。 (団体)</p>	
全体	<p>オープンイノベーションにおける様々な形があり、各企業でも試行錯誤がなされているところ、一律に類型化することが馴染みにくい点もあるものと思われるため、独占禁止法の適用に当たっては、こうした点を踏まえながら、慎重に問題の所在や対応のあり方を考える必要がある。個別の事案ごとの実態把握が重要になるのはもちろんだが、ガイドラインについても、過度な介入を想起させ、オープンイノベーションの機運が却って低下しないよう、丁寧な記載が必要と思われる。 (団体)</p>	<p>本指針は、事業連携によるオープンイノベーションを成功させるために、スタートアップと連携事業者の間の望ましい契約の在り方を示したものであり、本指針に基づく独占禁止法の運用に関する御指摘については、今後の参考にさせていただきます。</p>
全体	<p>本ガイドライン（案）でも、問題の所在について、①スタートアップ側の法的リテラシーの不足、②オープンイノベーションに関するリテラシーの不足、③対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在、の3つの観点から整理を図っているものの、ガイドラインの設例において、独禁法で対処すべき問題として③が強調されているようにも捉えられる。公正取引委員会が実施した「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」で取り上げられているような大企業・出資者・経済団体の意見も併記するなど、多面的な実態把握を踏まえた丁寧な記載があってもよいのではないか。 (団体)</p>	<p>本指針は、スタートアップと連携事業者との間で効果的な事業連携を進めるに当たって、独占禁止法上の考え方や望ましい契約の在り方等、現時点において必要と考えられる事項を簡明に取りまとめる目的のものであるため、大企業等に限らずスタートアップの意見も記載していません。</p>
全体	<p>独占禁止法上問題となり得るケースの説明にあたっては、あくまで</p>	<p>事例は、あくまで独占禁止法上問題となり得る事例であり、具体的な行為が</p>

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	<p>「問題になり得る」にすぎず、必ず「なる」わけではないことが明確に伝わるよう、記載上の配慮が必要と考える。</p> <p>また、本指針はスタートアップと連携事業者との合理的かつ公正な利害調整の結果としてのリスク・リターン分配の合意を否定するものではないと考えられるところ、そのような合意の形は技術分野や市場の状況、各当事者の状況により千差万別であるので、「原則として問題とならない事例」を挙げる際にも、あくまでも例示であって、他の選択肢を排除するものでないことを明確にすべきと考える。</p> <p>(事業者)</p>	<p>問題となるかどうかは、独占禁止法の規定に照らして個別の事案ごとに判断されることとなります。したがって、「必ず『なる』」との御懸念は当たらないものと考えます。</p> <p>頂いた御意見を踏まえ、修正します。</p> <p>P2 脚注9に記載</p> <p>「『各契約の概要並びに問題の背景及び解決の方向性』については、別添詳述のオープンイノベーションの価値軸を基に、知財から生まれるキヤッシュフローを最大化するための選択肢を示すものである。</p> <p>掲載されている個別の条項例・考え方等を硬直的に適用するのではなく、当事者が積み上げてきた案件の経緯や互いの背景など諸事情を十分勘案して現実的な妥協点を協決して探ることが、オープンイノベーションの実現に資すると考えられる。」</p>
全体	<p>本指針においては、スタートアップの定義が「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」からの引用で定義されており、指針として制定するのであれば、その定義という重要事項については、指針本文において明確に記載してほしい。大企業についての定義も同様である。また、「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」に定義されているスタートアップであれば、例えば、大企業の子会社であったり、ベンチャーキャピタルやコーポレートベンチャーキャピタルから資金的、人的支援を受けており、十分な契約交渉力や法的リテラシーがある企業も含まれることになるため、本来保護されるべきスタートアップ（例えば、小規模スタートアップなど）を対象として限定的に定義されるべきである。</p> <p>(団体)</p>	<p>本指針では、主として公正取引委員会による実態調査の対象となったスタートアップを念頭に置いているところ、当該実態調査では、「スタートアップについて、成長産業領域において事業活動を行う事業者のうち、①創業10年程度であること、②未上場企業であることと定義している。」ため、御指摘を踏まえ、本指針にも同様に追記します。</p> <p>連携事業者の定義は、スタートアップと事業連携を目的とする事業者としており、大企業に限られません。</p> <p>スタートアップの企業規模の大小により、法務体制や連携事業者との交渉力に差があるとは十分に考えられるものの、スタートアップと連携事業者との交渉においては、スタートアップの企業規模だけではなく、個別の取引状況</p>

原案該当箇所	意見の要約	考え方
全体	<p>本指針案では、「スタートアップ」の定義が示されておらず、「連携事業者」の定義も不明確である。明確性を確保し、本指針を活用しやすいものとするべく、全体的にこれらの定義を明確化すべきである。なお、その際には、外国事業者も同定義に含まれることを明らかにされたい。 (団体)</p>	<p>におけるスタートアップと連携事業者との間の相対的な関係も重要であると考えられるため、スタートアップの企業規模が大ききことのみをもって本指針の対象外とすることは困難です。</p> <p>本指針では、主として公正取引委員会による実態調査の対象となったスタートアップを念頭に置いているところ、当該実態調査では、「スタートアップについて、成長産業領域において事業活動を行う事業者のうち、①創業10年程度であること、②未上場企業であることと定義している。」ため、御指摘を踏まえ、本指針にも同様に追記します。</p> <p>連携事業者の定義は、スタートアップと事業連携を目的とする事業者としています。</p> <p>独占禁止法が適用される場合には、国内事業者だけでなく外国事業者も対象となること、御指摘を踏まえ、「スタートアップ及び連携事業者には、外国事業者が含まれ、…」と追記します。</p>
全体	<p>スタートアップへの出資は一般的な出資に比して投資回収リスクの高い取引であり、スタートアップに出資する目的はキャピタルゲインでなく事業シナジーが主である場合もある。</p> <p>従って、出資というリスクに見合うリターン（事業連携に関する条件）を定めることは正常な商慣習として認められるべきである。本指針の運用による優越的地位の濫用該当性の判断においては、出資者でない取引先等との事業連携と同列に扱われることがないよう考慮がなされる、すなわち出資と出資に伴う事業連携を切り離して個別に評価するのではなく、一連の行為として評価されるものと考えてよいか。 (団体)</p>	<p>具体的な行為が優越的地位の濫用として問題となるかどうかは、独占禁止法の規定に照らして個別の事案ごとに判断することとなり、出資を伴う事業連携と出資を伴わない事業連携を同列に扱うか否かについて、一概にお答えすることはできませんが、公正取引委員会による実態調査報告書では、「出資条件は、あくまで事業計画等を踏まえ、リスクとリターンの兼合いにより適切に設定されることが必要」との考え方を示しており、出資というリスクに見合うリターンを求めると自体を否定していません。</p>

原案該当箇所	意見の要約	考え方
全体	大企業のみならず、スタートアップにおいてこそ、法的リテラシー（外部弁護士との連携強化、社内法務部門の強化を含む）の向上が喫緊の課題であることを周知してほしい。 (団体)	御指摘については、今後の周知活動の参考にさせていただきます。
全体（独占禁止法上の考え方）	本指針ではどのような場合に「優越的地位」にあるかの判断基準は示されていない。優越的地位にあるかの判断は従来の公正取引委員会『優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方』によると理解しているが、優越的地位にあることの判断基準を本指針内に記載した方が、一覧性のあるより有用なものとなる。 (団体)	御指摘のとおり、「優越的地位の判断基準」については、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」に記載のとおりですが、本指針は、スタートアップと連携事業者との間で効果的な事業連携を進めるに当たって、独占禁止法上の考え方や望ましい契約の在り方等、現時点において必要と考えられる事項を簡明に取りまとめる目的のものであるため、原案のとおりとします。なお、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」は、本指針の「第3 参考情報」に本指針に関連するガイドラインとして記載しています。
全体（独占禁止法上の考え方）	スタートアップが事業連携相手（大企業）への取引依存度が瞬間的に高くなるのは必然であり、今後、依存度を下げていく過程にあるに過ぎないと捉えることもできる。そこで、どのような時点を基準に、優越的地位にあるか、あるいは濫用行為が行われたのかについての判断を行うのか明確化すべきである。 (団体)	優越的地位の判断基準については、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」に記載のとおりであり、優越的地位にあるか否かの判断に当たっては、スタートアップの連携事業者に対する取引依存度のみならず、連携事業者の市場における地位、スタートアップにとっての取引先変更の可能性、その他連携事業者と取引することの必要性を示す具体的事実が総合的に考慮されます。また、一般的には、不利益行為をしたときに優越的地位にあったか否かが判断されると考えられます。
全体（独占禁止法上の考え方）	2頁の注釈5に、優越的地位の濫用等として問題になるかは個別の事案ごとに判断される旨の記載があるが、注釈ではなく本文にこのような趣旨を明記すべきである。 (団体)	本指針は、スタートアップと連携事業者との間で効果的な事業連携を進めるに当たって、独占禁止法上の考え方や望ましい契約の在り方等、現時点において必要と考えられる事項を簡明に取りまとめる目的のものであるため、原案のとおりとします。
全体（独占禁止法上問題となり得	全体的に独占禁止法上問題となる事例が掲載されているが、事業者の予測可能性確保という観点からは、独占禁止法上許容される事例について記載すべきである。	本指針は、公正取引委員会による実態調査に基づき、独占禁止法上問題となり得る事例を取り上げているものです。また、独占禁止法上の考え方においては、公正競争阻害性をはじめとする問題となり得る場合の要件を示すと

原案該当箇所	意見の要約	考え方
事例)	(団体)	もに、問題とならない場合の「正当な理由」の例を示すなどにより、予見可能性の確保を図っています。
全体（独占禁止法上問題となり得る事例)	独占禁止法上の問題となる恐れがある事例や考え方を示すだけでは、事業連携に対して委縮するばかりである。独占禁止法上問題が無い事例や考え方についても同様に本指針に盛り込んでほしい。 (事業者)	本指針は、公正取引委員会による実態調査に基づき、独占禁止法上問題となり得る事例を取り上げているものです。また、独占禁止法上の考え方においては、公正競争阻害性をはじめとする問題となり得る場合の要件を示すとともに、問題とならない場合の「正当な理由」の例を示すなどにより、予見可能性の確保を図っています。
全体（優越的地位の濫用として問題となり得る事例、排他条件付取引又は拘束条件付取引として問題となり得る事例、拘束条件付取引として問題となり得る事例)	事例の「主語」がスタートアップとなっているが、連携事業者側を「主語」とした事例も掲載するべきである。スタートアップと新規に関係を構築する場合、外から知ることが困難なスタートアップ側の事情を調査する義務を連携事業者側に実質的に負担させることにならないかも考慮すべきではないか。また、「優越的地位の濫用として問題となり得る事例」について、「優越的地位の濫用への該当性を検討すべき事例（例えは、事例4、事例5、事例14、事例16から事例18、事例20、事例23から事例25、事例27から事例29、事例36、事例38から事例40）について、個別具体的な事情も追記した、より問題となる可能性が高いと考えられる事例を列挙することが望ましいのではないか。 (団体)	事例は、スタートアップに対する実態調査に基づいて記載しているため、スタートアップが主語となっていますが、独占禁止法上の考え方は、連携事業者が主語となっています。御指摘の事例は、連携事業者に御指摘のような調査を求める趣旨ではありません。 事例は、あくまで独占禁止法上問題となり得る事例であり、具体的な行為が優越的地位の濫用等として問題となるかどうかは、独占禁止法の規定に照らして個別の事案ごとに判断されることとなります。
全体（②問題の背景及び解決の方	本指針は、スタートアップの法的リテラシーの不足を前提とした記載となっている。スタートアップが備えるべき法的リテラシーとは何か、どのようにすれば法的リテラシーの向上が図られるのかなどの観	スタートアップが継続的に知財・契約のリテラシーや対応ノウハウの向上を図るために、連携事業者が当然とるであろう交渉スタンスを理解した上で、自社の要求を摺り合わせるような契約条件の交渉をする作法を身につけるた

原案該当箇所	意見の要約	考え方
向性の整理)	点からの言及も必要と考える。また、スタートアップとの事業連携に当たっては、前提として、まずは民法その他の法令との関係においてどのような考えられるかについて言及すべきである。規制当局が過剰に関与するようないかなる指針の内容とならないことが望まれる。	めに専門家にアドバイスを求めたり、本指針第3の項に記載した各種ガイドラインやモデル契約書を参照するなど取り組むことが望ましいと考えます。そのために政府としては、作成した各種ガイドライン・モデル契約書の周知活動及び啓発活動を継続的に実施して参ります。
全体(②)解決の方向性)	「解決の方向性」として提案されている部分には、スタートアップ企業を手厚く保護しようとするあまり、その負担を大企業である事業連携者側のみに一方的に押しつけるような内容が見られる。この「指針」が公正取引委員会および経済産業省の名の下に公表されることで独り歩きしてしまい、あたかも提案されているアレンジメントのみが唯一正しいものであるかのごとく誤解されたり、経験に乏しいスタートアップをミスリードしてしまい、結果として連携のための交渉が硬化してしまったり、大企業側を委縮させてしまいう可能性が危惧される。このような「指針」を公表される際には、あらためてスタートアップと連携事業者の利害にバランスをとるとともに、更に多様なアレンジメントを許容する柔軟な内容にしていだだくことを強く求める。経済産業省におかれましては、問題が発生してしまいう土壌を改善する施策を行政主導で検討のうえ積極的に実行していただくことを望みたい。	スタートアップと連携事業者双方が、オープンイノベーションにおいて共有されるべき「価値軸」や知財・法務のスタンスを意識した上で、相互に価値を高めることを目指す交渉を行う姿勢が重要であり、その姿勢を意識した連携の継続こそがイノベーションによる我が国の競争力を更に向上させることに繋がると考えます。そしてこの指針によって「価値軸」を基にしたオープンイノベーションを推進するものです。御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
全体(②)解決の方向性)	本指針で示された解決の方向性(具体的な対応策)は、実質的にスタートアップの事情ばかりを考慮したものとなっている。本指針が日本におけるオープンイノベーションの促進を目的とするのであれば、もっとスタートアップと連携事業者の双方にバランスを取った内容を検討すべきと考える。本指針で示されたような対応策を取らなければ、場合によっては独占禁止法上の問題(優越的地位の濫用や不公正	スタートアップと連携事業者双方が、オープンイノベーションにおいて共有されるべき「価値軸」や知財・法務のスタンスを意識した上で、相互に価値を高めることを目指す交渉を行う姿勢が重要であり、その姿勢を意識した連携の継続こそがイノベーションによる我が国の競争力を更に向上させることに繋がると考えます。そしてこの指針によって「価値軸」を基にしたオープンイノベーションを推進するものです。御指摘の点につきましては、今後の

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	<p>な取引方法等) になる恐れがあるのかと不安を抱き、スタートアップとの連携に躊躇する会社も出てくるのではないだろうか。また、逆にスタートアップ側が、経済産業省と公正取引委員会のお墨付きを得た対応策であるとして、その条件変更を認めない結果、交渉がまとまらず契約締結に至らないケースも多発すると考えられる。日本の連携事業者の多くは、独占禁止法違反という社会的汚名を着せられることに非常にナーバスであり、本指針をそのまま公表した場合、スタートアップとの協業を敬遠する雰囲気業界全体に醸成され、日本におけるオープンイノベーションの停滞につながりかねないと考える。問題を本質的に解決するためには、潜在的に優れた技術を有するスタートアップを早期に抽出して国レベルで資金援助のサポートを行う等の仕組みをもっと強化することが重要なのであり、負担をオープンイノベーションのもう一方の担い手である連携事業者側に押し付けるようなことはすべきではないし、本指針がそれを後押しするようないことがあってはならない。従って、構成を含め全体を見直し、もっとスタートアップと連携事業者の双方にバランスを取った内容となるよう修正を行っていただきたい。</p> <p>(事業者)</p>	<p>政策検討の参考にさせていただきます。</p>
<p>全体(②)解決の方向性)</p>	<p>本指針で例示されている事項(特に各種モデル契約書)はあくまで例示であり、例えばモデル契約書を利用しないことが独占禁止法違反に繋がるなどという誤解が生まれまいよう明確化してほしい。</p> <p>(団体)</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、修正します。</p> <p>P2 脚注9に記載</p> <p>「『各契約の概要並びに問題の背景及び解決の方向性』については、別添詳述のオープンイノベーションの価値軸を基に、知財から生まれ得るキャッシュフローを最大化するための選択肢を示すものである。</p> <p>掲載されている個別の条項例・考え方等を硬直的に適用するのではなく、当事者が積み上げてきた案件の経緯や互いの背景など諸事情を十分勘案して現</p>

原案該当箇所	意見の要約	考え方
<p>全体（②） 解決の方向 性）</p>	<p>スタートアップは社内に弁護士を抱えることが難しく、大企業との交渉において、法律面に対等な立場を守ることは至難の業である。また、大企業にビジネスモデルやシステムが盗用されても、スタートアップの限られたリソースでは対応することが難しい。そのため、経産省には、早急にスタートアップの権利を守るためのモデル規定の整備に注力してほしい。 (個人)</p>	<p>実的な妥協点を協力して探ることが、オープンイノベーションの実現に資すると考えられる。」 御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>
<p>第1の1</p>	<p>規制によってエコシステムを生むことができると考えた理由を、他国との比較を踏まえたEBPMの観点から、本指針を策定することの合理性について説得的に立証してほしい。このような指針を作るよりも、どうしてシリコンバレーや中国の深圳のようなエコシステムが日本にできないのかを考えて、必要な産業政策を行う方がよいのではないか。 (個人)</p>	<p>御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>
<p>第1の1</p>	<p>本件のような指針は、その企図に反し、契約交渉で一方の当事者が「指針で推奨されているものである」ことを理由に、個別の条項例の採用を硬直的に求めてくる事態となることが見受けられる。そのため、「実際の事業連携に当たっては、本指針の考え方を参考にしつつも、掲載されている個別の条項例・考え方を硬直的に適用するのではなく、望ましい理想的な解を指向しつつ、案件個別の経緯など諸事情を十分勘案した上で現実的な妥協点を当事者が協力して探ることが、事業連携の実現には肝要であると考えられる。」といった趣旨の文章を冒頭に明記されたい。</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、修正します。 P2 脚注9に記載 「『各契約の概要並びに問題の背景及び解決の方向性』については、別添詳述のオープンイノベーションの価値軸を基に、知財から生まれ得るキャッシュフローを最大化するための選択肢を示すものである。 掲載されている個別の条項例・考え方等を硬直的に適用するのではなく、当事者が積み上げてきた案件の経緯や互いの背景など諸事情を十分勘案して現実的な妥協点を協力して探ることが、オープンイノベーションの実現に資すると考えられる。」</p>

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	(団体)	
第1の1	1頁の「1 本指針の必要性」において、名称が「指針」であるにもかかわらず、「本ガイドライン」と記載しているため「本指針」に修正すべき。 (個人)	御指摘を踏まえ、「本指針」に修正します。
第1の1 (脚注1)	知財・法務部等が脆弱であるのは、スタートアップが経営資源をどこに割くかという判断によるものであり、そのようなスタートアップを国が保護することは、スタートアップと名乗る限り国が保護してくれらるという「甘え」を生みかねない。このようなスタートアップが海外に進出しようとするれば、法務機能が弱く、かつ海外の競争当局が同様の保護を日本のスタートアップに対して行う期待は低いため、結局日本でだけ強いガラパゴスのスタートアップ企業を生み出すだけになるのではないかと懸念している。 (個人)	スタートアップと連携事業者双方が、オープンイノベーションにおいて共有されるべき「価値軸」や知財・法務のスタンスを意識した上で、相互に価値を高めることを目指す交渉を行う姿勢が重要であり、その姿勢を意識した連携の継続こそがイノベーションによる我が国の競争力を更に向上させることに繋がると考えます。そしてこの指針によって「価値軸」を基にしたオープンイノベーションを推進するものです。御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
第2の1 (2) ア① 独占禁止法上の考え方	営業秘密の無償開示を要請したと誤解されたり、後日トラブルにならないよう、連携事業者としてどのような工夫できるかといった連携事業者側の視点での記載も行うべきである。例えば、連携事業者がスタートアップに一般的な情報開示を求めるとき、NDAを締結していない段階では営業秘密を開示する必要はない旨を伝えていた場合には、結果としてスタートアップ側が取引を期待して営業秘密を開示したとしても、自主的な開示といえ、通常、優越的地位を濫用し営業秘密の無償開示を要請したとはいえない、といった記載を行うことも一案ではないか。 (団体)	御指摘のような「自主的な開示」は、ここでの「営業秘密の開示」に当たるとは想定しておらず、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるのは、公正な競争を阻害するおそれ（スタートアップの自由かつ自主的な判断による取引を阻害すること等）が生じることが前提となり、その旨は、本指針（案）の脚注12に記載しています。
第2の1	「独占禁止法上の考え方」において、「取引上の地位がスタートアップ	「解決の方向性」で示しているとおろ、双方が秘密情報の社内管理を厳格化

原案該当箇所	意見の要約	考え方
(2) ア① 独占禁止法上の考え方	に優越している連携事業者が、営業秘密が事業連携において提供されるべき必要不可欠なものであって、その対価がスタートアップへの他の支払に反映されているなどの正当な理由がないのに」とあるが、連携事業者からは、何がスタートアップの「営業秘密」なのか（何が実際に秘密として管理されているのか）わからない。また、「スタートアップへの他の支払い」の「他の」の文意が分りにくいため、「取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、スタートアップの営業秘密であることを知りながら、 <u>営業秘密が事業連携において提供されるべき必要不可欠なものであって、その対価がスタートアップへの支払いに反映されているなどの正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、NDAを締結しないまま営業秘密の無償開示等を要請する場合であって、当該スタートアップが、事業連携を打ち切られるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合</u> 」と下線部のように修正してはどうか。（事業者）	し、お互いが開示しようとする秘密情報の使用目的・対象・範囲について共通認識を持つことが重要です。その中で、何が営業秘密であるかについても、相互に特定すべきものと考えられます。なお、連携事業者がスタートアップの営業秘密であることを知らなかったことをもって、連携事業者が、スタートアップに対し、NDAを締結しないまま営業秘密の無償開示等を要請することが、必ずしも正当化されるものではありません。 「他の」の意味が不明であるとの御指摘を踏まえ、「当該営業秘密に係る支払以外の支払」に修正します。
第2の1 (2) ア、ウ②問題の背景及び解決の方向性の整理、第2の2(1)概要	当該問題の背景はスタートアップに限らず連携事業者であっても該当する問題であり、当事者の一方のみに過剰な規制や保護をすべきではない。あたかも連携事業者側に対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習が存在するかのような記載となっており、一般的な実務対応と異なり誤解を招くような記載は改めていただきたい。（団体）	スタートアップと連携事業者双方が、オープンイノベーションにおいて共有されるべき「価値軸」や知財・法務のスタンスを意識した上で、相互に価値を高めることを目指す交渉を行う姿勢が重要であり、その姿勢を意識した連携の継続こそがイノベーションによる我が国の競争力を更に向上させることに繋がると考えます。そしてこの指針によって「価値軸」を基にしたオープンイノベーションを推進するものです。御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
第2の1(2)	「対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進するうえ	脚注13に記載のとおり、「資金調達に向けたレピュテーション向上策として

原案該当箇所	意見の要約	考え方
②問題の背景及び解決の方向性の整理	<p>で望ましくない慣習の存在」については、おおむねスタートアップ側ではなく連携事業者側の慣習によるものが多いことから、「iスタートアップ側の法的リテラシー不足」の表記と同様に「連携事業者側における対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進するうえで望ましくない慣習の存在」等、留意するべきものの立場を明示するべきであると考えます。 (弁護士)</p>	<p>連携事例を希求する」「契約違反を行われたとしても訴訟に耐える資本を有しない」等、多くのスタートアップが抱える弱みを認識した上で、連携事業者が法令・契約に違反するケースや過度な権利主張を行うケースが該当すると考えられます。</p>
第2の1(2)②問題の背景及び解決の方向性の整理	<p>契約締結時における秘密の特定が難しい場合も多いため、NDA締結後の運用において、秘密の明示が求められる場合には必ず明示する、会議等において口頭で開示する可能性が高い場合には、議事録のひな形において同日に開示した内容を秘密にする旨を記載しておき、それと同日の議事を記載するように運用を徹底するなど、運用面でのフォローアップにも言及されたい。 (弁護士)</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、修正します。 P5 脚注 14 に記載 「秘密保持における情報管理の運用に関しては以下の文献等を参照。 ・モデル契約書【秘密保持契約書(新素材)】：P8【コラム】「秘密である旨を明示」することとは？ ・知財を使った企業連携 4 つのポイント：P6 ①秘密情報管理の3ステップ」</p>
第2の1(2)ア②解決の方向性	<p>「スタートアップ、連携事業者双方が自社の技術情報等を、開示レベルの観点から整理することが望ましい。最低限の整理として、①NDAなしで開示できる情報、②NDA締結後に開示できる情報、③いかなる状況であっても開示するべきでない情報、程度に区分しておくことが重要である。」との記載について、区分の方法、また実際の秘密情報の授受にあたっての運用方法についても記載頂きたい。 (個人)</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、修正します。 P5 脚注 14 に記載 「秘密保持における情報管理の運用に関しては以下の文献等を参照。 ・モデル契約書【秘密保持契約書(新素材)】：P8【コラム】「秘密である旨を明示」することとは？ ・知財を使った企業連携 4 つのポイント：P6 ①秘密情報管理の3ステップ」</p>
第2の1(2)ア②解決の方向性	<p>秘密情報について使用目的制限を課すかどうかは、当事者間で自由に協議して柔軟に決められるべきであるため、下線部のように修正することを要望する。 「(イ) 秘密情報の使用目的・対象・範囲を明確にしたNDAの締結」</p>	<p>例えばオープンイノベーションの一環として秘密情報を開示する場合において利用目的を定めなかった場合、受領者が当該秘密情報をオープンイノベーションとは全く無関係の目的(例えば受領者自身の事業や技術開発目的)に利用することも可能となりますが、そのような事態を許容するケースは極めて</p>

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	<p>の1行目～2行目は、「<u>秘密情報の開示者は、開示する秘密情報について使用目的を定める場合には、情報の想定外の利用を防ぐために、ビジネスに整合する最小限度の内容となるよう、できるだけ具体的にその使用目的を定めることが望ましい。</u>」 (事業者)</p>	<p>てまれであると想定されます。もちろん、事業連携のフェーズや開示する情報の内容に応じて利用目的が広い範囲になること(例:「両当事者の協業の可能性を検討するため」等)はあり得ると思われませんが、利用目的を全く定めないと予期せぬトラブルが発生する可能性があることから秘密情報の使用目的を具体的に定めることは望ましいと考えられるため、原案のとおりとします。</p>
<p>第2の1 (2) ア② 解決の方向性</p>	<p>スタートアップ自身でさえ秘密管理が十分にできていないのに、相手方に秘密管理を求めようとする許容するような考え方は許されるべきではないため、「例えば、秘密情報管理体制が不十分な場合は、秘密情報範囲を広く定める方がリスクを低減できることもある。(モデル契約書【秘密保持契約書(新素材)】:第1条参照)」という記述は削除していただきたい。 (事業者)</p>	<p>秘密情報の範囲を広く定めることで、秘密指定の漏れ等による意図せぬ情報漏洩のリスクを低減できるなどスタートアップ側で検討可能な対策の一例を示したものであります。当事者が、各自抱えるリスクを可能な限り正確に理解した上で、それぞれ秘密すべき情報を整理し、双方合意の上で、秘密情報範囲を設定することが肝要であると考えられるため、原案のとおりとします。</p>
<p>第2の1 (2) イ柱書</p>	<p>「契約期間が短く自動更新されないNDA」について、実務上は契約期間ではなく、個別事情に応じて秘密保持契約の期間は異なり、自動更新についても、個別に都度有効期間を検討して設定することが一般的であるため、この点を明確化すべきである。 (団体)</p>	<p>優越的地位の濫用として問題となるおそれがあるとしているのは、NDAの契約期間が短く自動更新されないこと自体ではなく、連携事業者が、スタートアップに対し、一方的に、契約期間が短く自動更新されないNDAの締結を要請する場合であって、当該スタートアップが今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合です。</p>
<p>第2の1 (2) イ</p>	<p>実務上 NDA は当事者間で開示される情報ごとに適した秘密保持期間を設定し、それ以上に秘密保持期間が長期化することのないよう自動更新は定めないので通例である。自動更新の定めがないことは不当とは言えないので、本項の記載につき再検討頂きたい。 (事業者)</p>	<p>優越的地位の濫用として問題となるおそれがあるとしているのは、NDAの契約期間が短く自動更新されないこと自体ではなく、連携事業者が、スタートアップに対し、一方的に、契約期間が短く自動更新されないNDAの締結を要請する場合であって、当該スタートアップが今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合です。</p>
<p>第2の1 (2) イ</p>	<p>秘密保持義務を一定期間残存させる等の手当は通常取り得るので、契約期間の長短、更新の有無だけの問題ではないように思います。自動</p>	<p>優越的地位の濫用として問題となるおそれがあるとしているのは、NDAの契約期間が短く自動更新されないこと自体ではなく、連携事業者が、スタート</p>

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	<p>更新を置くことには、プロジェクトが何年も前にも終わっているのに、契約上の義務だけが長期間残り続けるなど、契約管理の観点で望ましくない場合もあり得ます。「契約期間の短い NDA」の問題点を明示して頂きたい。</p> <p>(個人)</p>	<p>アプリに対し、一方的に、契約期間が短く自動更新されない NDA の締結を要請する場合であって、当該スタートアップが今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合です。</p>
<p>第2の1 (2) イ① 独占禁止法上の考え方</p>	<p>「自社のひな型を押し付ける」という文言が使用されているが、スタートアップの法的リテラシーが不足しているかなどは、連携事業者側からは必ずしも明らかではなく、連携事業者としては、スタートアップ側のリテラシー不足に付け込む意思等がない場合であっても、事後的にスタートアップ側がリテラシー不足であり、ひな型を押し付けられたとして紛争になる可能性がある。</p> <p>そこで、このような事態を避けるべく、「ひな型を押し付ける」という文言に例示等を加え、具体的にどのようなことを指すのか明確にすべきである。</p> <p>(団体)</p>	<p>「一方的に、片務的な NDA や契約期間の短い NDA の締結を要請する」ことの例示として、「十分に協議することなく自社の NDA のひな型を押し付ける」ことを記載しており、これ以上の具体化は困難ですが、相手方との十分な協議の上に相手方が納得して合意していれば、「十分に協議することなく自社の NDA のひな型を押し付ける」ことにはならないと考えられます。</p>
<p>第2の1 (2) イ① 優越的地位の濫用として問題となり得る事例</p>	<p>事例4について、例えばスタートアップに対する委託研究のように、スタートアップのみに義務を負担させる片務的 NDA が合理的なケースもあるため、「D 社は、連携事業者の秘密情報については、D 社に保持する義務がかかると一方、D 社の秘密情報については、連携事業者に保持する義務がかからない NDA を合理的な理由なく締結させられた。」と下線部のように修正してはどうか。</p> <p>(事業者)</p>	<p>事例4は、連携事業者とスタートアップの双方が相手方に秘密情報を開示する事案であり、御指摘の「スタートアップに対する委託研究」とは異なるため、原案のとおりとします。</p> <p>一般論として、スタートアップの営業秘密が連携事業者に開示されない場合には、片務的な NDA が締結されたとしても、NDA 期間内に、スタートアップの営業秘密が連携事業者によって使用され、又は第三者に流出して当該第三者によって使用されるおそれはないことから、通常は「取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること」(独占禁止法第2条第9項第5号ハ)にならないと考えられます。</p>

原案該当箇所	意見の要約	考え方
第2の1 (2) イ② 解決の方向 性	片務的NDAが合理的なケースもあり得るため、「 <u>連携の目的達成のために相互に情報を開示することが必要であれば契約の前提として、一方だけに義務が生じるのではなく</u> 」と下線部のように修正してはどうか。 (事業者)	片務的なNDAが合理的かどうかは双方の合意により決定されるものと考えます。両者のコアコンピタンスが守られることが重要ですので契約の前提としましては原案のとおりとします。
第2の1 (2) イ② 解決の方向 性	契約期間6か月が「短い」例として記載されているが、守秘義務期間は開示される情報の価値や陳腐化期間に応じたものであれば仮に6か月でも短いとはいえないので、絶対的数値を挙げて「短い」とする記載については、再検討頂きたい。 (事業者)	頂いた御意見を踏まえ、修正します。 契約期間のみならず、契約期間終了後にどの程度の期間秘密保持義務を負担するかについても注意が必要である。「自社のビジネスモデルの詳細など重要な情報を共有せざるを得ない場合に、「残存条項を設定せずに、契約期間を6か月とする」等情報の性質に見合わない契約」期間でNDAを結んでしまうと、次の連携のステップに進むことなく締結先から秘密情報が流出してしまうということもあり得る。
第2の1 (2) ウ① 独占禁止法 上の考え方	NDA違反の行為を独占禁止法違反の問題として整理することで、契約交渉の場面においてどのように役立て得るのか、実際の意義(実益)を説明して頂きたい。 (個人)	NDA違反が競争者に対する取引妨害として問題となるおそれがあるとの考え方を示すことは、スタートアップが公正かつ自由に競争できる環境を確保することにつながるものと考えます。
第2の1 (2) ウ① 独占禁止法 上の考え方	NDA違反があるケースは、契約上の義務違反あるいは不正競争防止法の責任追及が可能であるため、「NDA違反には当たらないが、営業秘密を取引妨害のために用いるような場合」について独占禁止法の問題になるかどうかについても言及頂きたい。 (個人)	本指針の事例は、公正取引委員会による実態調査に基づいており、現時点において、「NDA違反には当たらないが、営業秘密を取引妨害のために用いるような場合」を具体的に想定し、独占禁止法上の考え方を指針として示すことは困難です。
第2の1 (2) ウ① 独占禁止法 上の考え方	下記事例が取引妨害として問題となり得るため、本指針案の「競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例」への追加を御検討お願ひいたします。 事例：連携事業者C社はスタートアップ企業D社に対して、PoC実	本指針では、「営業秘密の盗用は、スタートアップと連携事業者の間で相互に情報の秘密保持義務を課し目的外使用を禁止するNDAに違反するものであって、競争手段として明らかに不正なものである」ことを踏まえ、「連携事業者が、NDAに違反してスタートアップの営業秘密を盗用し、スタートアッ

原案該当箇所	意見の要約	考え方
<p>及び競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例</p>	<p>施の提案を行った。C社とD社は過去にもPoCを繰り返し実施したものの、PoCにとどまり、共同研究開発の段階に移行することはなかった。しかし、C社はPoCを通じてD社の秘密情報を把握している状況であるところ、新たに立ち上げるサービスが競合する旨をスタートアップ企業に認識させて、PoCを行わせようとした。この事例を追加する理由としては、連携事業者がスタートアップ企業の競合となった場合、スタートアップ企業の顧客が奪われる可能性があり取引妨害として問題になり得ると危惧している。また、「新たに立ち上げるサービスが競合する旨をスタートアップ企業に認識させて、PoCを行わせようとしたこと」は、スタートアップ企業が予め承していた取組であり、「独占禁止法における取引妨害ではなかった」と説明するためのリスクヘッジではないかと危惧される。スタートアップ企業の知見・経験不足につけこんだ手法に対してアラートを立てるためにも、事例として追加することが必要と考えられる。 (事業者)</p>	<p>プの取引先に対し、スタートアップの商品・役務と競合する商品・役務を販売することにより、スタートアップとその取引先との取引が妨害される場合には、競争者に対する取引妨害として問題となるおそれがある」との考え方を示しています。御指摘の情報のみでは、C社の行為が競争手段として不正なものであるか否かが必ずしも明らかでないこと等から、御指摘の事例を「競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例」に追加するのは困難です。</p>
<p>第2の1 (2)ウ① 独占禁止法上の考え方及び競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例</p>	<p>下記事例が取引妨害として問題となり得るため、本指針案の「競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例」への追加を御検討お願いいたします。 事例：スタートアップ企業E社の取締役会にオブザーバーとして複数の株主が参加し、プロダクトの原価や製造場所・製造条件等の確認を目的とした質問を行い、スタートアップ企業のノウハウを株主に内製化させようとした。 この事例を追加する理由としては、株主には、スタートアップ企業の経営を監視・監督することや、大企業のノウハウを提供してスタートアップ企業を支援するという大義名分があり、取締役会への株主のオ</p>	<p>本指針では、連携事業者が、スタートアップの競争者となり、不正な競争手段を用いてスタートアップとその取引先との取引を妨害するおそれのある事例がみられたことから、これらを「競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例」として取り上げています。御指摘の情報のみでは、株主とE社との競争関係が明らかでないこと等から、御指摘の事例を「競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例」に追加するのは困難です。</p>

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	<p>ブザー参加について、スタートアップ企業としては断りにくい状況にある。その結果、スタートアップ企業のノウハウやデータ等の秘密情報がスタートアップ企業の取締役会にオプザーバー参加した出席者を通じて株主に漏洩するリスクがあり、将来的に株主が内製化し、スタートアップ企業の競合となつて顧客を奪う可能性があることから、取引妨害として問題になり得ると危惧している。また、「モデル契約書 ver1.0」の雛形として出資契約書に盛り込むべき秘密保持条項が追加されることで、株主に対してモデル契約書を提示し、交渉しやすいつながりとなること、その秘密情報をスタートアップ企業の秘密情報の帰属を明らかにし、その秘密情報をスタートアップ企業の取締役会にオプザーバー参加した出席者が盗用し使用することを制限するための条項」が設けられること、NDA違反、取引妨害として問題となり得る事例の低減にも繋がり、スタートアップ企業だけでなく株主のリスクヘッジにも貢献するものと期待される。</p> <p>(事業者)</p>	
<p>第2の1 (2)ウ① 独占禁止法上の考え方及び競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例</p>	<p>下記事例が取引妨害として問題となり得るため、本指針案の「競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例」への追加を御検討お願いいたします。</p> <p>事例：連携事業者G社からスタートアップ企業H社は出向者を受け入れ、技術部門で業務を担当してもらっていた。その後、H社はG社より、H社の競合となる新規事業計画の業務サポートに関するPoC実施の相談を受けた。新規事業計画の根幹となる技術はG社からの出向者が担当していた技術領域そのものであり、PoC実施の提案は出向者の帰任3ヶ月前であった。</p> <p>この事例を追加する理由としては、スタートアップ企業のノウハウ・</p>	<p>本指針では、「営業秘密の盗用は、スタートアップと連携事業者の間で相互に情報の秘密保持義務を課し目的外使用を禁止するNDAに違反するものであって、競争手段として明らかに不正なものである」ことを踏まえ、「連携事業者が、NDAに違反してスタートアップの営業秘密を盗用し、スタートアップの取引先に対し、スタートアップの商品・役務と競合する商品・役務を販売することにより、スタートアップとその取引先との取引が妨害される場合には、競争者に対する取引妨害として問題となるおそれがある」との考え方を示しています。御指摘の情報のみでは、G社の行為が競争手段として不正なものであるか否かが必ずしも明らかでないこと等から、御指摘の事例を「競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例」に追加するのは困難</p>

原案該当箇所	意見の要約	考え方
<p>第2の1 (2) ウ① 競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例</p>	<p>データ等の秘密情報が出向者を通じて連携事業者に漏洩し、連携事業者が競合する事業を展開することで、顧客が奪われるリスクがあることから、取引妨害として問題になり得ると危惧している。そのため、出向者が連携事業者に帰任する際の秘密保持契約についても「モデル契約書 ver1.0」の雛形に追加されれば、スタートアップ企業の秘密情報の保護につながることも、連携事業者からの出向者に対して NDA の打診が行いやすい状況となる。 (事業者)</p> <p>下記事例が取引妨害として問題となり得るため、本指針案の「競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例」への追加を御検討お願いいたします。</p> <p>事例：連携事業者 A 社（上場会社）がスタートアップ企業 B 社との間で NDA を締結して、B 社のノウハウ等の秘密情報を受領したにもかかわらず、その後、B 社が保有する特許権等に関連する周辺技術を活用したサービスを展開し、B 社の競合相手となって顧客を奪おうとした事例（A 社によるサービス提供は、早期に市場をコントロールすることが目的とされたため、消費者の安全性が考慮されない怪我や死亡リスクの可能性のある粗悪なサービスであった）</p> <p>この事例を追加する理由としては、現在、連携事業者に対して NDA のモデル契約書を提示しているところ、NDA のモデル契約書には「損害賠償責任の範囲・金額・請求期間について予め定める旨」が定められておらず、損害の立証が困難であることから、漏洩に対する抑止効果が低く、秘密保持義務が履行されない状況がある。また、スタートアップ企業から連携事業者に対して「損害賠償責任の範囲・金額・請求期間について予め定める旨」を含む NDA を提示しても連携事業者が</p>	<p>本指針では、「営業秘密の盗用は、スタートアップと連携事業者の間で相互に情報の秘密保持義務を課し目的外使用を禁止する NDA に違反するものであって、競争手段として明らかに不正なものである」ことを踏まえ、「連携事業者が、NDA に違反してスタートアップの営業秘密を盗用し、スタートアップの取引先に対し、スタートアップの商品・役務と競合する商品・役務を販売することにより、スタートアップとその取引先との取引が妨害される場合には、競争者に対する取引妨害として問題となるおそれがある」との考え方を示しています。御指摘の情報のみでは、A 社と B 社の間の NDA の内容、B 社の保有する特許等とそれに関連する周辺技術の関係等が不明であり、A 社の行為が競争手段として不正なものであるか否かが必ずしも明らかでないこと等から、御指摘の事例を「競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例」に追加するのは困難です。</p> <p>御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	受け付けないケースが大半である。そのため、モデル契約書の原則条項として、「損害賠償責任の範囲・金額・請求期間について予め定める旨」が定められていることが必要である。 (事業者)	
第2の1 (2)ウ② 問題の背景 及び解決の 方向性の整 理	出資を受け入れる際に締結する出資契約には、十分な秘密保持義務が定められていないため、出資契約に組み込むべき秘密保持条項を、「モデル契約書 ver1.0」に追加されたい。 (事業者)	本指針は、連携事業者との取引を対象としており、出資者との取引は対象としておりませんが、御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考になさせていただきます。
第2の1 (2)ウ② 問題の背景 及び解決の 方向性の整 理	連携事業者等からの出向者が連携事業者等に帰任する際の「秘密保持契約」についても、「モデル契約書 ver1.0」へ追加されたい。 (事業者)	御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考になさせていただきます。
第2の1 (2)ウ② 問題の背景	「また、NDA の内容をスタートアップ側が正確に理解していない、NDA における秘密情報の範囲に応じた体制をスタートアップ側が確保できていない等の理由によって、NDA 違反が起きているケースもある。」における NDA 違反は連携事業者によるものであり、意味が良く分らないので、もう少し詳細に解説してもらいたい。連携事業者による NDA 違反の問題（事例6など）と、スタートアップが NDA 違反を立証できない問題（事例7など、実際には NDA 違反ではないかもしれない場合を含む。）がごちゃごちゃに論じられているので、きちんと分けて説明すべきである。	頂いた御意見を踏まえ、修正します。 例えば、使用された情報が NDA における「秘密情報」に該当することの立証や、被害を受けた側が NDA 締結前に当該秘密情報を保有していたことの立証が困難で泣き寝入りするしからなくなってしまう「スタートアップ」も少ない。また、NDA の内容をスタートアップ側が正確に理解していない、NDA における秘密情報の範囲に応じた体制をスタートアップ側が確保できていない等の理由によって、「スタートアップ側による」NDA 違反が起きているケースもある。

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	(事業者) 解決の方向性としては、連携事業者側のオープンイノベーションの方向性も向上させる必要があるだろう。搾取をしている企業は、悪評が広がりオープンイノベーションができなくなることをもっと強調すべき。 また、解決の方向性としてスタートアップ側が注意すべきことにフォーカスされているが、スタートアップ側が複数の連携事業者と連携する場合、コンタミの問題が発生する。人数に限られているスタートアップでコンタミの問題を解決するのは困難であろうから、スタートアップは、連携事業者が認めたくない、複数社と付き合ってスパイラルアップできることを強みとして主張できるよう自社のコアを整理することも必要なのではないか。	御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
第2の1 (2)ウ② 解決の方向性	(事業者) 単に秘密情報の存在形式の言及であれば、上記②「スタートアップがNDA締結前から当該情報を保有していたことを立証」する上で有効な手当てにはならないようにも思われます。直上の①②の問題点をカバーするための具体的な記載について例示を御教示頂きたいと考えます。 (個人)	御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。NDAに向けたものではございませんが、御参考までに以下の資料をご紹介します。 秘密情報の保護ハンドブック P221～P223 https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf
第2の1 (2)ウ② 解決の方向性	2020年6月30日に公表されたモデル契約書 ver1.0 のモデル契約書【秘密保持契約書(新素材)】の第8条(損害賠償)の変更オプション条項「損害賠償責任の範囲・金額・請求期間について予め定める旨」を、秘密保持契約書の実効性を担保し、漏洩に対する抑止効果を高めるために、「変更オプション条項」ではなく「雛形の条項」として定めることはどうか。	御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	(事業者) 「(イ) 損害賠償責任の規定」の4行から7行目には「漏洩に対する抑止効果を高める目的で、損害賠償責任の範囲・金額・請求期間についてあらかじめ定めることも考えられる」とか、「金額を高めることで情報漏洩の抑止力を高めるような金額とすることが考えられる。」とあるが、これらに関しては、連携事業者が応じない場合でも、競争者に対する取引妨害（一般指定第14項）や優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項5号）とまでは言えない旨を明記していただきたい。その理由として、本指針は、特にスタートアップにより活用されることが予期される。しかし、本指針（案）が指摘する「スタートアップ側の法的リテラシーの不足」を前提とすれば、スタートアップは、本条件（損害賠償責任の規定）が公正取引委員会によりお墨付きを与えられたものであることを理由に、独占禁止法を盾に条件の変更に応じず、契約がまともでないケースも出てくると思われる。そのような事態が多発すれば、日本におけるオープンイノベーションの停滞を招きかねない。従って、本指針はできるだけ誤解を生じないような記述にすべきである。 (事業者)	本指針は、公正取引委員会による実態調査に基づき、独占禁止法上問題となり得る事例を取り上げているものです。 一般論として、損害賠償責任の規定について、連携事業者が応じないことのみをもって、直ちに競争者に対する取引妨害又は優越的地位の濫用として問題となるわけではありません。
第2の2	無償作業についてのみ言及されているが、PoC段階でありながら、一方的に事業提携者側のひな形を利用するように要求され、知的財産権が移行するように定められている例がある。PoCの目的が技術検証であることから、知的財産権の移転を求めることは双方のイノベーションを促進する目的から離れていることから行わないべきである旨注意を促されたい。 (弁護士)	御指摘の点につきまして、PoC段階における報告書の著作権、知的財産権の取扱いについて定めることは重要であることから以下のように修正します。 P13 脚注 22 に記載 報告書であるレポートの著作権、知的財産権の取扱いについて、スタートアップ・連携事業会社間での争いを避けるため、事前に契約で規定しておくことも重要となる。(モデル契約書【技術検証 (PoC) 契約書 (新素材)】：第9条参照)

原案該当箇所	意見の要約	考え方
第2の2 (1) 概要	<p>PoC 契約において、事業者 A が、スタートアップを含む複数の事業者を PoC のコンペティションに参加させる際に、当該スタートアップが事業者 A との協業を期待してほかの潜在的な取引先を出し抜くために、当該スタートアップが PoC の対価を低く設定することが考えられる。この時、事業者 A が当該スタートアップをコンペに参加させたことは独占禁止法に違反しないという理解でよい。また、その結論は、スタートアップの対価が安いことを知っていた、知り得たといった主観によって変化しないという理解でよい。その点も本指針に明記してほしい。</p> <p>(個人)</p>	<p>御指摘の情報のみで独占禁止法上の評価をするのは困難ですが、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるのは、公正な競争を阻害するおそれ（スタートアップの自由かつ自主的な判断による取引を阻害すること等）が生じることが前提となり、その旨は、本指針（案）の脚注 12 に記載しています。</p>
第2の2 (2) ア① 競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例	<p>下記事例が取引妨害として問題となり得るため、本指針案の「競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例」への追加を御検討お願いいたします。</p> <p>事例：連携事業者 J 社とスタートアップ企業 K 社が共同事業開発を前提とした PoC を行った際に、K 社は各種データを提供し、かつ新たに創出されたデータを J 社は受領した。過去の PoC 共同開発段階には移行せず、保留状態となっている。PoC を通じて得たデータを利用して、J 社は K 社のサービスの事業を立上げようとしていた。</p> <p>この事例を追加する理由としては、スタートアップ企業と連携事業者が PoC や共同研究開発を行う場合、スタートアップ企業が連携事業者に対してデータを開示するケースも多く、「スタートアップ企業が連携事業者に提供するデータ及びそのデータに基づき開発されるデータの保護を担保する条項」が契約書に必要な状況である。一方、現時点のモデル契約書では連携事業者がスタートアップ企業にデータを開示することを前提としており、スタートアップ企業から連携事業者</p>	<p>本指針では、「営業秘密の盗用は、スタートアップと連携事業者の間で相互に情報の秘密保持義務を課し目的外使用を禁止する NDA に違反するものであって、競争手段として明らかに不正なものである」ことを踏まえ、「連携事業者が、NDA に違反してスタートアップの営業秘密を盗用し、スタートアップの取引先に対し、スタートアップの商品・役務と競合する商品・役務を販売することにより、スタートアップとその取引先との取引が妨害される場合には、競争者に対する取引妨害として問題となるおそれがある」との考え方を示しています。御指摘の情報のみでは、J 社の行為が競争手段として不正なものであるか否かが必ずしも明らかでないこと等から、御指摘の事例を「競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例」に追加するのは困難です。</p>

原案該当箇所	意見の要約	考え方
第2の2 (2) ア② 解決の方向 性	<p>に各種データを開示することを前提としたモデル契約書が必要である。 (事業者)</p> <p>2019年12月に経済産業省がリリースした「AI・データの利用に関する契約ガイドライン1.1版(データ編)」に記載されている「データ提供型契約」ならびに「データ創出型契約」の内容を「モデル契約書ver1.0」へ追加することを検討されたい。 (事業者)</p>	御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
第2の2 (2) ア② 解決の方向 性	<p>「(ウ)共同研究開発への移行条件を明確化する」の4行から10行目に、「また、スタートアップとして共同研究開発に進む確度が高いPoCであると判断する場合には、正式な契約に基づいたPoCの実施を優先し、PoC段階ではあえて低額な委託料として連携事業者との交渉締結のスピードを確保するという方針もあり得る。これらの思惑の調整規定としては、共同研究契約が締結されなかった場合に、PoC費用の追加分の支払義務を規定することも選択肢として考えられる。(モデル契約書【技術検証(PoC)契約書(新素材)】：第6条参照)」とあるが、これらに関しては、連携事業者が応じない場合でも、競争者に対する取引妨害(一般指定第14項)や優越的地位の濫用(独占禁止法第2条第9項5号)とまでは言えない旨を明記していただきたい。</p> <p>その理由として、本指針は、特にスタートアップにより活用されることが予期される。しかし、本指針(案)が指摘する「スタートアップ側の法的リテラシーの不足」を前提とすれば、スタートアップは、本条件(PoC費用の追加支払いの規定)が公正取引委員会によりお墨付きを与えられたものであることを理由に、独占禁止法を盾に条件の変更に応じず、契約がまとまらないケースも出てくると思われる。その</p>	<p>本指針は、公正取引委員会による実態調査に基づき、独占禁止法上問題となり得る事例を取り上げているものです。</p> <p>一般論として、PoC費用の追加分の支払義務の規定について、連携事業者が応じないことのみをもって、直ちに競争者に対する取引妨害又は優越的地位の濫用として問題となるとまではいえません。</p>

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	<p>ような事態が多発すれば、日本におけるオープンイノベーションの停滞を招きかねない。従って、本指針はできるだけ誤解を生じないような記述にすべきである。なお、共同研究契約が締結されなかった場合に、PoC費用の追加分の支払義務を規定するというが、これが何に對する対価なのか良く分らない。正当な理由がない支払いを行うことは、スタートアップとの公平で良好な関係の構築を目指す連携事業者であってでもできない。</p> <p>(事業者)</p>	
<p>第2の2 (2) ア② 解決の方向性</p>	<p>本指針において「PoCにおいて一定の成果保証等をするものではない」とは言い過ぎではないか。PoCではConceptを証明するという成果は保証されるべきである。もちろん、PoCを超えて結果を求めめるのであれば、それは行き過ぎである。</p> <p>(事業者)</p>	<p>検証段階という性質に鑑み、契約によってスタートアップが完成義務を負うものではなく(請負型)、検証のための業務の実施が目的であること(準委任)を明確にしているものです。頂いた御指摘を踏まえ原案を以下のように修正します。</p> <p>また、PoCの実質は合意した検証を行い、レポート等の資料を前提とした報告書を作成することを業務とする業務委託契約(準委任契約)であることが望ましい。したがって、PoCに「おける何らかの成果の達成や特定の結果等を保証」するものではないことを確認した上で、何を検証作業として行うか、何が報告されれば業務が完了かを一定程度詳細に特定しておく必要がある。</p>
<p>第2の3 (2) ア① 独占禁止法上の考え方</p>	<p>独占禁止法の考え方において「スタートアップと連携事業者の双方が共同研究に貢献したにもかかわらず、その貢献度を超えて、共同研究の成果に基づく知的財産権が連携事業者のみに帰属する場合には、スタートアップはその成果を享受できず、連携事業者のみがその成果を享受することとなる。取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、知的財産権が事業連携において連携事業者に帰属することとなり、貢献度に見合ったその対価がスタートアップへの他の支払に反映されているなどの正当な理由がないのに、取引の相手</p>	<p>連携事業者がスタートアップに知的財産権の実施権を許諾することをもって、スタートアップが共同研究の成果を必ずしも享受できるとは限りません。</p> <p>「他の」の意味が不明であるとの御指摘を踏まえ、「当該知的財産権に係る支払以外の支払」に修正します。</p>

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	<p>方であるスタートアップに対し、共同研究の成果に基づく知的財産権の無償提供等を要請する場合であって」とあるが、知的財産権が連携事業者のみに帰属しても、スタートアップに実施権の許諾等がなされていれば、スタートアップはその成果を享受できる。また、「スタートアップへの他の支払い」の「他の」の文意が分かりにくいため、「スタートアップと連携事業者の双方が共同研究に貢献したにもかかわらず、その貢献度を超えて、共同研究の成果に基づく知的財産権が連携事業者のみに帰属し、<u>実施権の許諾等も得られない</u>場合には、スタートアップはその成果を享受できず、連携事業者のみがその成果を享受することとなる。取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、知的財産権が事業連携において連携事業者に帰属することとなっており、貢献度に見合ったその対価がスタートアップへの支払に反映されているなどの正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、共同研究の成果に基づく知的財産権の無償提供等を要請する場合であって」と下線部のように修正をしてはどうか。 (事業者)</p>	
<p>第2の3 (2) ア① 優越的地位 の濫用とし て問題とな り得る事例</p>	<p>事例15について、「知的財産権の無償提供」における「知的財産権」とは、共同研究を開始する前からO社が保有していた知的財産権を指すという理解でよいか。 (個人)</p>	<p>御指摘の事例15の「知的財産権」とは、本指針においては「共同研究の成果に基づく知的財産権」を指し、「共同研究を開始する前からO社が保有していた知的財産権」を指すものではありません。</p>
<p>第2の3 (2) ア、</p>	<p>本指針には「スタートアップに知的財産権を帰属させ」とあるが、知財の権利帰属は発明者主義が原則であると考えられ、連携事業者側に</p>	<p>本指針の解決の方向性としましては、別添に記載のオープンイノベーション促進の基本的な考え方である「スタートアップと事業会社の連携を通じ、知</p>

原案該当箇所	意見の要約	考え方
イ及びウ② 問題の背景及び解決の方向性の整理	<p>発明者がいる場合には連携事業者にも知財権を帰属させることが妥当である。また、連携事業者が開発費を負担し、共同研究に貢献している場合には、共同研究全体のリスク負担の割合から言って、知財権を共願とすることが適当である場合も考えられよう。また、連携事業者がスタートアップに出資しながら共同開発を進める場合には、スタートアップの価値が向上すれば、連携事業者の収益にも貢献するた め、スタートアップを育てながら共同開発を進めることが重要である。連携事業者がそういう意識を持てば、行き過ぎた知財権の帰属を主張するモチベーションは弱まるはず。 (事業者)</p>	<p>財等から生み出される事業価値の総和を最大化すること」を念頭に知財権者をスタートアップとし、連携事業者に事業領域や期間等を限定した独占利用権を設定する例を示したもので、発明時の特許を受ける権利を発明者に帰属させる原則（発明者主義）を否定するものではございません。</p> <p>共同でなされた発明の取扱いは、当事者同士が連携の過程によって解決策を検討することが重要なことから、頂いた御意見を踏まえ、修正します。</p> <p>P2 脚注9に記載</p> <p>「『各契約の概要並びに問題の背景及び解決の方向性』については、別添詳述のオープンイノベーションの価値軸を基に、知財から生まれ得るキャッシュフローを最大化するための選択肢を示すもの。</p> <p>掲載されている個別の条項例・考え方等を硬直的に適用するのではなく、当事者が積み上げてきた案件の経緯や互いの背景など諸事情を十分勘案して現実的な妥協点を協力して探ることが、オープンイノベーションの実現に資すると考えられる。」</p>
第2の3 (2) ア② 問題の背景及び解決の方向性の整理	<p>本指針では、「共同研究の成果に基づき知的財産権が連携事業者のみ に帰属せられる」ことを課題とし、その解決法として、「権利をスタートアップ企業に単独帰属させつつ、連携企業には独占的利用権の設定」をすることのみを「唯一の解決法」として推奨しております。また上記解決法を推奨する理由として、「連携事業者は、必要な範囲で独占的に利用できれば事業戦略上支障はない」となされております。 しかしながら、当該提案は事業連携を促進するための方策としては不 適当と思慮します。共同研究開発によって生み出された成果の権利帰 属については、その過程に基づき決められるべきです。一部の大企業 がその優越的地位を濫用して権利を独占した事例が報告されている</p>	<p>本指針に解決の方向性に記載した方策が、「唯一の解決法」とは考えておりま せん。共同研究開発によって生み出された成果の権利帰属については、その 過程に基づき決められるべきであることは御指摘のとおりです。</p> <p>頂いた御意見を踏まえ、修正します。</p> <p>P2 脚注9に記載</p> <p>「『各契約の概要並びに問題の背景及び解決の方向性』については、別添詳述 のオープンイノベーションの価値軸を基に、知財から生まれ得るキャッシュ フローを最大化するための選択肢を示すもの。</p>

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	<p>ことも認識しております。しかしながら、スタートアップ企業と真摯に向き合い、連携してイノベーション創出に向けて日々活動している企業の存在についてもご考慮頂きたいと存じます。一部の違反事例もあって、その他全ての事案に画一的な解決法が推奨されることは、スタートアップ企業との事業連携を阻害する要因となり得ます。</p> <p>本指針は、大企業とスタートアップ企業との事業連携によるイノベーション促進をいかに図れるかに着目し、契約時に生じる問題への解決法を提示することが目的と思慮します。従い、スタートアップ企業・連携企業双方にとってバランスの取れた解決法について再検討いただき、指針で言及を頂きたいと存じます。</p> <p>(事業者)</p>	<p>事者が積み上げてきた案件の経緯や互いの背景など諸事情を十分勘案して現実的な妥協点を協力して探ることが、オープンイノベーションの実現に資すると考えられる。」</p>
<p>第2の3 (2) ア② 問題の背景</p>	<p>16頁の「(問題の背景)」について、後述の予防策にて対処し得るポトルネットワークの意味などが不明確のため、丁寧に説明してほしい。</p> <p>(事業者)</p>	<p>バックグラウンド情報が管理できていないことで技術情報のコンタミネーションが起こることが、共同研究後の安易な特許の共有や一方的帰属が起こるポトルネットワークの一つだと考えています。よって(ア)のバックグラウンド情報の範囲の明確化を行うことで当事者双方が共同研究を行う前に保有していた情報が整理され技術のコンタミネーションが解決されます。</p> <p>そして共同研究によって生まれた知財を安易に共有、または一方的に連携事業者の帰属とするのではなく、当事者双方のビジネスモデルに資する知財の帰属と利用について勘案し、(イ)のスタートアップへの知的財産権の帰属及び連携事業者による事業領域や期間等の面で一定の限定を付した独占的利用権の設定をする形が、オープンイノベーションによって創出された知財から生み出される事業価値を最大化し、双方がwin-winとなる落としどころの一つの選択肢として考えられます。</p> <p>安易な共有特許によってスタートアップは、例えば容易に相手方の同意を得られずライセンスビジネスによる展開ができなくなり事業拡大が阻まれてし</p>

原案該当箇所	意見の要約	考え方
		<p>まうなど、自由な事業展開やスケールアップが出来なくなるとなる場合が考えられます。また意図せずとも技術情報がコンタミネーションされた状態で事業を行う連携事業者側は、スタートアップ側からの予期せぬ営業秘密侵害による訴訟リスクを抱えることが考えられます。</p>
<p>第2の3 (2) ア② 解決の方向性</p>	<p>16 頁の「(ア) バックグラウンド情報の範囲の明確化」について、連携事業者にとってバックグラウンド情報のリスト化は非現実的であること、共同開発の成果物の内容により使用可能なバックグラウンド情報も異なるため、契約締結時点で特定してリスト化することかできないことから、「双方がバックグラウンド情報をリストにして開示・交換し、バックグラウンド情報の範囲を明確化することが望ましい。」との記載は削除してほしい。 (事業者)</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、修正します。 契約締結前に保有していた情報と契約締結後に新たに生じた情報が混在し、各情報に関する知的財産権の峻別性がなくなること（技術のコンタミネーション）を防ぐために、双方が「研究テーマに関連して自らが必要とみならず」バックグラウンド情報をリストにして開示・交換し、バックグラウンド情報の範囲を明確化することが望ましい。</p>
<p>第2の3 (2) ア② 解決の方向性</p>	<p>共同研究開発における連携事業者への知的財産権の一方的帰属に対する解決策が、スタートアップへの一方的帰属であるというのは、本指針が示すべき解決の方向性として適切でないと考えます。解決の方向性について再考いただきたい。 再考していただけない場合でも、「但し、共同開発における連携事業者とスタートアップとの共同発明や連携事業者の単独発明について、スタートアップへの一方的な帰属を連携事業者が認めなかったとしても、それは優越的地位の濫用とまでは言えない。」と明記していただきたい。それとも、それさえも場合によっては優越的地位の濫用になる恐れがあるのか。 本指針は、特にスタートアップにより活用されることが予期される。しかし、本指針が指摘する「スタートアップ側の法的リテラシーの不</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、修正します。 P2 脚注 9 に記載 「『各契約の概要並びに問題の背景及び解決の方向性』については、別添詳述のオープンイノベーションの価値軸を基に、知財から生まれ得るキャッシュフローを最大化するための選択肢を示すもの。 掲載されている個別の条項例・考え方等を硬直的に適用するのではなく、当事者が積み上げてきた案件の経緯や互いの背景など諸事情を十分勘案して現実的な妥協点を協力して探ることが、オープンイノベーションの実現に資すると考えられる。」 本指針は、公正取引委員会による実態調査に基づき、独占禁止法上問題となり得る事例を取り上げているものです。</p>

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	<p>足」を前提とするならば、スタートアップは、本条件（スタートアップへの知的財産の帰属や連携事業者に事業領域や期間等の面で一定の限定を付した独占的利用権の設定）が公正取引委員会によりお墨付きを与えられたものであることを理由に、独占禁止法を盾に条件の変更に応じず、契約がまとまらないケースも出てくると思われる。そのような事態が多発すれば、日本におけるオープンイノベーションの停滞を招きかねない。従って、本指針はできるだけ誤解を生じないような記述にすべきである。</p> <p>（事業者）</p>	<p>一般論として、連携事業者とスタートアップとの共同発明や連携事業者の単独発明について、連携事業者がスタートアップへの一方的な帰属を認めなかったことのみをもって、直ちに優越的地位の濫用として問題となるとまではいえません。</p>
<p>第2の3 （2）ア② 解決の方向性</p>	<p>「スタートアップが自社で知的財産権を保有することの重要性」について記載があるが、海外の大学や大企業発ベンチャーなどでは、知的財産権は大学や元の企業に残しつつ、その再実施許諾権付独占実施権を取得して、事業化を行っているところも多く、知的財産権の「所有」が資金調達等でネックとなっているとは必ずしも見受けられない。連携事業者としても、共同研究開発の成果物にかかる知的財産権の所有権をスタートアップに帰属させて、実施権許諾を受ける場合には、スタートアップの倒産により知的財産権が不知の第三者にわたるリスク等もあることから、権利は連携事業者に帰属させ、スタートアップに必要な範囲でライセンス・バックするスキームを検討することもある。</p> <p>我が国において金融機関や投資家がスタートアップ自身の知的財産権の「所有」を重視する実態があるとすれば、むしろその実態がスタートアップと連携事業者の合理的な利害調整の結果としての知的財産権の所有権配分を阻害する要因になりかねないともいえる。</p> <p>従って、スタートアップが知的財産権の所有権を有することを過度に</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、修正します。</p> <p>P2 脚注9に記載</p> <p>「『各契約の概要並びに問題の背景及び解決の方向性』については、別添詳述のオープンイノベーションの価値軸を基に、知財から生まれ得るキャッシュフローを最大化するための選択肢を示すもの。</p> <p>掲載されている個別の条項例・考え方を硬直的に適用するのではなく、当事者が積み上げてきた案件の経緯や互いの背景など諸事情を十分勘案して現実的な妥協点を協決して探ることが、オープンイノベーションの実現に資すると考えられる。」</p>

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	<p>重要視せず、様々な選択肢を肯定するような記載とするよう御再考をお願いしたい。 (事業者)</p>	
<p>第2の3 (2)イ① 独占禁止法上の考え方</p>	<p>共同研究開発において、スタートアップが主に技術を、連携事業者が主に資金を提供することがままあるが、この場合、連携事業者も共同研究開発の成果物について一定の権利を求めるのはある意味当然である。従って、本項冒頭の文を、「共同研究の大部分がスタートアップによって行われたにもかかわらず、<u>その貢献に見合った対価の支払いや事業利益の分配を行うなどの合理的な利害調整によらず、共同研究の成果に基づく知的財産権を連携事業者のみ又は双方に帰属させる契約の締結を要請される場合がある</u>」と下線部の修正をしてはどうか。 (事業者)</p>	<p>御指摘の「その貢献に見合った対価の支払い」がある場合は、共同研究の成果の無償提供の要請には該当せず、また、御指摘の「事業利益の分配を行うなどの合理的な利害調整」がある場合は、「正当な理由」の例示である「貢献度に見合ったその対価がスタートアップへの当該知的財産権に係る支払以外の支払に反映されている」場合に含まれると考えられます。</p>
<p>第2の3 (2)イ① 独占禁止法上の考え方</p>	<p>独占禁止法上の考え方において「取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、知的財産権が事業連携において連携事業者に帰属することとなり、貢献度に見合ったその対価がスタートアップへの他の支払に反映されているなどの正当な理由がないのに」と記載されているが、「スタートアップへの他の支払い」の「他の」の文意が分かりにくいので、「取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、知的財産権が事業連携において連携事業者に帰属することとなり、貢献度に見合ったその対価がスタートアップへの<u>支払に反映されているなどの正当な理由がないのに</u>」と下線部のように修正してはどうか。 (事業者)</p>	<p>「他の」の意味が不明であるとの御指摘を踏まえ、「当該知的財産権に係る支払以外の支払」に修正します。</p>
<p>第2の3</p>	<p>公的な研究機関(大学、独立行政法人等)との関係でも同様の問題が起</p>	<p>御指摘を踏まえ、「スタートアップ及び連携事業者には、…事業者である公的</p>

原案該当箇所	意見の要約	考え方
(2) イ① 独占禁止法上の考え方	こり得ること、この場合の法的な問題点についても言及頂きたい。 (個人)	研究機関が含まれる。」と追記します。
第2の3 (2) イ① 【優越的地位の濫用として問題となり得る事例】	事例19について、共同研究への貢献度がほとんど無くとも、貢献度が若干でもあるのであれば、「99:1」の割合の共同出願をすることも特許法は認めていると理解している。事例19は、かかる特許法の立場を独占禁止法の立場から否定するものという理解でよいか。 (個人)	例えば、「正当な理由」の例示として「知的財産権が事業連携において連携事業者に帰属することとなっており、貢献度に見合ったその対価がスタートアップへの他の支払に反映されている」場合を挙げており、本指針は、共同出願を一切否定するものではありません。
第2の3 (2) イ① 優越的地位の濫用として問題となり得る事例	事例19について、仮にある事業者Aが潜在的な取引先候補企業(複数)のうちどれと協業するかを決めるために、POCのコンペティションを行わせるとします。そして、その候補企業の一つにスタートアップがいて、事業者Aとの協業を期待して、ほかの潜在的な取引先を出し抜くために、POCの対価を安めに設定する可能性が予想されます。こうした場合は、事業者Aはかかるスタートアップをコンペに参加させたことは、独占禁止法違反に該当しないという理解でよいか。また、その結論は、事業者Aが、当該対価が通常価格よりも安いかどうかについて知っていたか、知り得たかといった主観によって変化しないとの理解でよいか。これらの点について指針に明記してほしい。 (個人)	御指摘の情報のみで独占禁止法上の評価をするのは困難ですが、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるのは、公正な競争を阻害するおそれ(スタートアップの自由かつ自主的な判断による取引を阻害すること等)が生じることが前提となり、その旨は、本指針(案)の脚注12に記載しています。
第2の3 (2) イ② 解決の方向性	「(イ) 貢献度に応じた適切なリターンの設定」の最後に、「但し、研究開発費の全額もしくは多くを負担する連携事業者が研究開発費を負担していることを理由に当該研究開発から生じた知的財産の全部もしくは一部の自身への帰属を主張することは、優越的地位の濫用	連携事業者とスタートアップの契約状況によっては研究開発の費用と知的財産の対価は異なるとも考えられるので、御指摘の情報のみで独占禁止法上の評価をするのは困難です。

原案該当箇所	意見の要約	考え方
第2の3 (2)ウ① 独占禁止法上の考え方	<p>(独占禁止法第2条第9項5号)になるとまでは言えない。」と明記していただきたい。それとも、それでさえ場合によっては優越的地位の濫用になる恐れがあるのか。</p> <p>その理由として、連携事業者が研究開発費の多くを負担するにもかかわらず、スタートアップに当該研究開発から生じた知的財産の一方的な権利帰属を認めなければならぬのであれば、スタートアップとの公平で良好な関係の構築を目指す連携事業者にとっても、スタートアップとの連携のメリットや魅力は大きく減少する。一方、本指針は特にスタートアップにより活用されることが予期されるが、本指針が指摘する「スタートアップ側の法的リテラシーの不足」を前提とするならば、スタートアップが、本記載内容(研究開発費の負担は知的財産の帰属の主張を正当化しない)が公正取引委員会によりお墨付きを与えられたものであることを理由に、独占禁止法を盾に条件の変更に応じず、契約がまとまらないケースも出てくると思われる。そのような事態が多発すれば、日本におけるオープンイノベーションの停滞を招きかねない。従って、本指針はできるだけ誤解を生じないような記述にすべきである。</p> <p>(事業者)</p>	
	<p>独占禁止法の考え方において「連携事業者が、共同研究の成果であるノウハウ等の秘密性を保持するために必要な場合に、取引の相手方であるスタートアップに対し、合理的期間に限り、成果に基づく商品・役務の販売先を特定の事業者に制限することは、原則として独占禁止法上問題とならないと考えられる。しかしながら、市場における有力な事業者である連携事業者が、取引の相手方であるスタートアップに対し、例えば、合理的な期間に限らず、共同研究の成果に基づく商品・</p>	<p>「特定の事業者」は御指摘の「連携事業者またはその指定する者」に限られず、「販売先を制限」することは御指摘の「連携事業者及びその指定する者以外への販売を制限」することに限られないため、原案のとおりとします。</p> <p>原則として独占禁止法上問題とならないのは、「共同研究の成果であるノウハウ等の秘密性を保持するために必要な場合」に限られませんが、現時点で実</p>

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	<p>役務の販売先を制限したり、共同研究の経験を活かして新たに開発した成果に基づく商品・役務の販売先を制限したりすることは」とあるが、スタートアップと連携事業者が、共同研究開発の成果物の利用範囲を、それぞれが事業化した用途や地域に限定することは通常独占禁法上問題にならないと考えられるところ、本項の記載ぶりでは、このような合意も問題となるかのようにも解されかねない。</p> <p>本項で問題とするのが、主にスタートアップが共同研究の成果物や関連製品・サービスの販売先を連携事業者またはその子会社等に限定するケースであるとすれば、その旨明確となるよう、例えば、「連携事業者が、共同研究の成果であるノウハウ等の秘密性を保持するために必要な場合に、取引の相手方であるスタートアップに対し、合理的期間に限り、成果に基づく商品・役務の販売先を連携事業者またはその指定する者に制限することは、原則として独占禁止法上問題とならないと考えられる。しかしながら市場における有力な事業者である連携事業者が、取引の相手方であるスタートアップに対し、例えば、合理的な期間に限らず、共同研究の成果に基づく商品・役務を連携事業者およびその指定する者以外への販売を制限したり、共同研究の経験を活かして新たに開発した成果（すなわち共同研究の成果ではないもの）に基づく商品・役務の販売先を制限したりすることは」と下線部のように修正してはどうか。</p> <p>あるいは、成果物の利用範囲をそれぞれが事業化した用途や地域に相互に限定するようなケースをも本項でカバーする趣旨であれば、「独占禁止法上の考え方」において、成果の秘密性を保持するのに必要な場合であって合理的な期間内であるとき以外にも、問題とならないケースがあることを、例を示して記載することを御検討頂きたい。</p>	<p>務上参考となる他の例示を記載するのは困難です。</p>

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	<p>(事業者)</p> <p>スタートアップがIoTのデバイスを開発し、連携事業者Aが当該デバイスを利用してデータを収集し（以下この場合のデータを「対象データ」という。）対象データをスタートアップに提供し、スタートアップが対象データを分析して新たなデータを創出したり（以下この場合のデータを「派生データ」という。）、一定の成果物を提供したりするというケースを想定する。</p> <p>このケースにおいて、スタートアップが他の連携事業者BやCの間でも対象データや派生データを利用できなければ、スタートアップの事業拡大は見込まれない。また、スタートアップ及び連携事業者双方にとって非合理的な結果となることは、AI分野における開発成果物の利用条件に係る指摘と同様である。</p> <p>よって、連携事業者Aが合理的な理由なく、対象データや派生データを他の連携事業者BやCとの間で利用できない旨の条件を付する点には、AI分野における開発成果物の利用条件と同様の問題があることを指摘した方が良いと思われる。</p> <p>以上の点はAI分野として一括りにすることも可能であると思われるが、成果物という文脈ではでなく、データそのものの帰属という点についても独立の問題として指摘をした方がより望ましいと考える。</p> <p>(弁護士)</p>	<p>データの帰属の取扱いにつきましても重要な点と存じます。御指摘の点につきまして、今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>
<p>第2の3 (2)ウ② 解決の方向性</p>	<p>21頁の「スタートアップへの知的財産権の帰属および連携事業者に事業領域や期間等の面で一定の限定を付した独占的利用券の設定」について、一方に帰属させることも他の条件次第で合理性のある場合があり一概に不合理とはいえない。さらに、連携事業者に対して実施権を許諾する形にしておけば問題としないとする見解は、スタートアップ</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、修正します。</p> <p>P2 脚注9に記載</p> <p>「『各契約の概要並びに問題の背景及び解決の方向性』については、別添詳述のオンライン/ページの価値軸を基に、知財から生まれ得るキャッシュフローを最大化するための選択肢を示すもの。</p>

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	<p>との公平で良好な関係の構築を目指す連携事業者の多くにとっても同意できるものではないため、解決の方向性について再考いただきたい。</p> <p>再考していただけない場合でも、「但し、共同開発における連携事業者とスタートアップとの共同開発や連携事業者の単独開発について、スタートアップへの一方的な帰属を連携事業者が認めなかったとしても、それは排他条件付取引（一般指定第 11 項）や、拘束条件付取引（一般指定第 12 項）や、優越的地位の濫用（独占禁止法第 2 条第 9 項 5 号）とまでは言えない。」と明記していただきたい。それとも、それでさえ場合によっては優越的地位の濫用になる恐れがあるのか。その理由として、本指針は、特にスタートアップにより活用されることが予期される。しかし、本指針が指摘する「スタートアップ側の法的リテラシーの不足」を前提とするならば、スタートアップが、本条件（スタートアップへの知的財産の帰属および連携事業者に事業領域や期間等の面で一定の限定を付した独占的利用権の設定）が公正取引委員会によりお墨付きを与えられた規定であることを理由に、独占禁止法を盾に条件の変更に応じないケースも出てくると思われる。そのような事態が多発すれば、日本におけるオープンイノベーションの停滞を招きかねない。従って、本指針はできるだけ誤解を生じないような記述にすべきである。</p> <p>（事業者）</p>	<p>掲載されている個別の条項例・考え方等を硬直的に適用するのではなく、当事者が積み上げてきた案件の経緯や互いの背景など諸事情を十分勘案して現実的な妥協点を協力して探ることが、オープンイノベーションの実現に資すると考えられる。」</p> <p>本指針は、公正取引委員会による実態調査に基づき、独占禁止法上問題となり得る事例を取り上げているものです。</p> <p>一般論として、連携事業者とスタートアップとの共同開発や連携事業者の単独開発について、連携事業者がスタートアップへの一方的な帰属を認めなかったことのみをもって、直ちに排他条件付取引、拘束条件付取引又は優越的地位の濫用として問題となるとまではいえません。</p>
第 2 の 3 (2) ウ② 解決の方向		<p>頂いた御意見を踏まえ、修正します。</p> <p>P 2 脚注 9 に追加</p> <p>『各契約の概要並びに問題の背景及び解決の方向性』については、別添詳述</p>

原案該当箇所	意見の要約	考え方
性	「例えば」といった文言の追加を御検討頂きたい。 (事業者)	のオープンイノベーションの価値軸を基に、知財から生まれ得るキャッシュフローを最大化するための選択肢を示すもの。 掲載されている個別の条項例・考え方等を硬直的に適用するのではなく、当事者が積み上げてきた案件の経緯や互いの背景など諸事情を十分勘案して現実的な妥協点を協決して探ることが、オープンイノベーションの実現に資すると考えられる。」
第2の3 (2)ウ② 解決の方向性	特許戦略は個別事情に応じて様々であり、例えば、基本特許となる物質特許を保有しているような場合において、研究費用を負担して外部へ研究委託を行い、基本特許を守るために戦略的に応用特許を取得・保有するといったこともある。このようなことから、スタートアップに特許を帰属させることが「重要」と読める記載ぶりは修文すべきである。 (団体)	頂いた御意見を踏まえ、修正します。 P2脚注9に追加 「『各契約の概要並びに問題の背景及び解決の方向性』については、別添詳述のオープンイノベーションの価値軸を基に、知財から生まれ得るキャッシュフローを最大化するための選択肢を示すもの。 掲載されている個別の条項例・考え方等を硬直的に適用するのではなく、当事者が積み上げてきた案件の経緯や互いの背景など諸事情を十分勘案して現実的な妥協点を協決して探ることが、オープンイノベーションの実現に資すると考えられる。」
第2の3 (2)ウ② 解決の方向性	AI分野の開発においては、開発成果物を完成させるために連携事業者から提供される情報(AIへ読み込ませるデータ、ノウハウ)の質、量自体に大きな価値がある場合が多く、連携事業者には、競争力維持の観点から、データ、ノウハウの秘密性を保持する局面もあり得る。よって、一律に、開発成果物を非独占的な利用条件とすることを推奨する記載は不適切であり、「非合理である場合がある。」などに修文すべきである。 (団体)	「複数の会社からデータを提供を受けて生成したカスタマイズモデルを利用したサービスを、複数の事業会社に提供する」というSaaS型ビジネスモデルにおいて独占的な知的財産権の利用条件を設定した場合、スタートアップとしては管理コストの上昇を吸収するために利用料を高く設定せざるを得ないこととなります。しかし事業開始時点の見通しが不透明な状況において事業会社が高い利用料設定に応じることは、ごく例外的な場合(例えば、当該領域を当該事業会社が独占している、高い収益が約束されており事業会社が高額な利用料をスタートアップに支払える場合)以外は通常考え難いと思われます(以上についてモデル契約書 ver1.0_利用契約書(AI) P8～P9ご参照)。そこで、原案を以下のとおり修正します。

原案該当箇所	意見の要約	考え方
		<p>AI分野において「複数の会社からデータの提供を受けて生成したカスタマイズモデルを利用したサービスを、複数の事業会社に提供する」というビジネスモデルを採用する場合は、成果物の利用条件を独占的な内容とすることは、【ごく例外的なケース（例えば、ある特定事業領域を事業会社が独占している、高い収益が約束されている等の理由から事業会社が高額な利用料をスタートアップに支払える場合）を除き、】スタートアップ、連携事業者の双方にとって非合理的である。</p>
<p>第2の4 (2) ア① 独占禁止法上の考え方</p>	<p>独占禁止法上の考え方において「取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、知的財産権のライセンスが事業連携において提供されるべき必要不可欠なものであって、その対価がスタートアップへの他の支払に反映されているなどの正当な理由がないの」と記載されているが、「スタートアップへの他の支払い」の「他の」の文意が分かりにくいため、「取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、知的財産権のライセンスが事業連携において提供されるべき必要不可欠なものであって、その対価がスタートアップへの支払に反映されているなどの正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、知的財産権のライセンスの無償提供等を要請する場合であって、」と下線部のように修正してはどうか。（事業者）</p>	<p>「他の」の意味が不明であるとの御指摘を踏まえ、「当該ライセンスに係る支払以外の支払」に修正します。</p>
<p>第2の4 (2) イ① 独占禁止法上の考え方</p>	<p>「自社のひな型を押し付ける」という文言が使用されているが、スタートアップの法的リテラシーが不足しているかなどは、連携事業者側からは必ずしも明らかではなく、連携事業者としては、スタートアップ側のリテラシー不足に付け込む意思等がない場合であっても、事後的にスタートアップ側がリテラシー不足であり、ひな型を押し付けら</p>	<p>「一方的に、当該スタートアップが開発した技術の特許出願の制限を要請する」ことの例示として、「十分に協議することなく特許取得を禁ずる契約書のひな型を押し付ける」ことを記載しており、これ以上の具体化は困難ですが、相手方との十分な協議の上に相手方が納得して合意していれば、「十分に協議することなく特許取得を禁ずる契約書のひな型を押し付ける」ことにはなら</p>

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	<p>れたとして紛争になる可能性がある。そこで、このような事態を避けるべく、「ひな型を押し付ける」という文言に例示等を加え、具体的にどのようなことを指すのか明確にすべきである。 (団体)</p>	<p>ないと考えられます。</p>
第2の4 (2)ウ	<p>本項に記載された独占禁止法上の考え方の記載内容は、ライセンス契約というよりも、広く共同研究の成果の実施に関する契約についての注意事項と考えられるため、この項目は「4 ライセンス契約」ではなく、例えば「5 その他(契約全体等)に係る問題について」の「(4)取引先の制限」の項において論じた方が、問題となるケースが想起しやすく、また内容も理解しやすくなるのではないか。 (事業者)</p>	<p>公正取引委員会による実態調査では、ライセンス契約に関連し、スタートアップが、連携事業者により、他の事業者等への商品・役務の販売を制限される事例がみられたことから、本指針の策定に当たっては、ライセンス契約に係る問題として、「販売先の制限」という項目を設けることが、ライセンス契約に係る取引の適正化に資すると考えられます。</p>
第2の4 (2)ウ排 他条件付取引又は拘束条件付取引として問題となり得る事例	<p>事例 27 について、独占販売契約において、販売店のテリトリー内においては供給者自身も販売できない旨を定めるとともに、供給者がこれに違反した場合の損害賠償についてあらかじめ定めることは、通常独占禁止法上問題にならないのではないかとすれば、本事例は削除するか、より「問題となり得る」ことが分かり易くなるよう改めて頂くことを御検討頂きたい。 (事業者)</p>	<p>事例 27 について、「市場における有力な事業者である連携事業者が、取引の相手方であるスタートアップに対し、例えば、合理的な範囲を超えて、他の事業者への販売を禁止したり、スタートアップ自らによる販売を制限したりすることは、それによって市場閉鎖効果が生じるおそれがある場合には、排他条件付取引（一般指定第 11 項）又は拘束条件付取引（一般指定第 12 項）として問題となるおそれ」があります。</p>
第2の5 (2)②問 題の背景及び解決の方向性の整理	<p>連携事業者は、慣習的に業務完了後の対価支払いを希望する場合は多いのではないかと。保有資金が少ないスタートアップに対しては、通常行われているとおり、前払い又はフェーズ毎の支払い等の配慮が必要。スタートアップ側も、フェーズ毎の支払いとする場合には各支払い時点での中間成果物を納品する等の配慮が必要。 (事業者)</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、修正します。 「保有資金が少ないスタートアップに対しては、研究成果が出てから事業化に至るまでに、事業会社の事業の進捗に応じて、スタートアップに対して段階的に対価を支払うといったマイルストーン方式での支払いをする等の配慮が必要。」</p>

原案該当箇所	意見の要約	考え方
第2の5 (2) ②解決の方向性	「また、連携事業者が、オープンイノベーションに関する税・補助金等関連業務等など、通常の商行為以外で知り得たスタートアップの情報を基に、報酬の減額についての要求等が行われることも、当該税・補助金等のそもその主旨に反する行為であり、望ましいものではない。」との記載について、どのようなケースを想定しているのか、具体的に説明頂きたい。 (個人)	共同実施プロジェクトを推進する政府支援策のうち、一部で各企業が負担する費用の「原価」の開示を求めているものがあります。この過程で得た、スタートアップ側の原価の情報を把握した上で、価格交渉等を迫ることは望ましくなくというケースを具体例として想定したものです。
第2の5 (3) ①独占禁止法上の考え方	独占禁止法上の考え方において「スタートアップと連携事業者が事業連携を行ったにもかかわらず、事業連携の成果に基づく商品・役務の損害賠償責任をスタートアップのみが負担する場合には」と記載されているが、例えば連携事業に係る製品をスタートアップが連携事業者に供給する場合には、スタートアップが必要な保険等のリスクヘッジをするのに十分な利益を得られる価格を設定しているようなときに、製品の不具合に起因する損害賠償責任をスタートアップに負わせることは不合理とはいえないと考えられる。 従って、「スタートアップと連携事業者が事業連携を行ったにもかかわらず、事業連携の成果に基づく商品・役務の損害賠償責任を、合理的な理由なくスタートアップのみが負担する場合には」と下線部のように修正してはどうか。 (事業者)	「正当な理由」の例示として、「損害賠償責任が事業連携においてスタートアップが負うべきものであって、その損害賠償責任に応じたリスクがスタートアップへの支払に反映されている」場合を挙げており、御指摘の「スタートアップが必要な保険等のリスクヘッジをするのに十分な利益を得られる価格を設定しているような場合」が該当すると考えられます。
第2の5 (3) ①優越的地位の濫用として問題となり	事例 34 について、独占禁止法上問題となり得ることがより明確に分かるよう、「h社は、連携事業者から、h社が開発し、連携事業者に納品したシステムを搭載している製品に不具合があった場合には、当該システムに起因するか否かにかかわらず、不具合に関して生じた損害の賠償責任は全てh社にあり…」と下線部のように修正してはどうか。	御指摘を踏まえ、「当該システムに起因するか否かにかかわらず、」と追記します。

原案該当箇所	意見の要約	考え方
<p>得る事例</p> <p>第2の5 (3) ①優越的地位の濫用として問題となり得る事例</p>	<p>(事業者)</p> <p>事例35について、「等倍責任」という言葉について、あまり聞き慣れない用語のため、定義を補足して頂きたい。 (個人)</p>	<p>御指摘を踏まえ、「連携事業者との取引金額を上限とした責任」に修正します。</p>
<p>第2の5 (3) ②問題の背景及び解決の方向性の整理</p>	<p>本指針の解決法および、指針案内で紹介されたモデル契約書では、「スタートアップ企業のみが知財責を負わない」や「補償の範囲を制限する」旨が提案されており、 しかしながら、当該提案は事業連携を促進するための方策としては不 適当と思慮します。仮に事業規模に大小があったとしても、「スタート アップ企業のみが知財責を負わない」、「スタートアップ企業のみが知 財責が軽減される」指針が事業連携の検討のベースとなると、相対的 に連携企業側のリスクが大きくなります。その結果、そもそも相手先 としてスタートアップ企業を選定すること自体に一定のハードルが 生じ、本指針で示した提案がスタートアップ企業との事業連携を阻害 する要因となり得ます。 本指針は、企業とスタートアップ企業との事業連携によるイノベーシ ョン促進をいかに図れるかに着目し、契約時に生じる問題への解決法 を提示することが目的と思慮します。従い、スタートアップ企業・連 携企業双方にとってバランスの取れた解決法について再検討いただ き、指針で言及を頂きたく存じます。 (事業者)</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、修正します。 特に創業から間もないスタートアップにとって、かかる賠償責任を負うこと は資本・人の両面においてリソース不足が明らかであり、直ちに倒産等につ ながる可能性があるため、スタートアップとしては法的リテラシーを高め 支払可能額以上の損害賠償を負わないよう契約上の検討をする必要性がある 一方で、「連携事業者としてもスタートアップが倒産等してしまうことは自社 のイノベーション活動を継続する観点からも避ける必要があることを認識す ることが重要である。 連携事業者とスタートアップのそれぞれの役割や、スタートアップのリソー ス等に鑑み、損害賠償責任が発生する条件を一定の場合に制限することや、 賠償額そのものを制限するといった「双方が納得できる条件を当事者が模索」 することが重要である。</p>
<p>第2の5</p>	<p>損害賠償責任の一方的負担に関して、スタートアップであっても事業</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、修正します。</p>

原案該当箇所	意見の要約	考え方
(3) ②問題の背景及び解決の方向性の整理	主体となる場合には、特許保証等の責任を果たす必要はあるものと思われる。また、スタートアップの開発領域については、技術に精通しているスタートアップの側が特許保証を行うことで、連携事業者の開発領域については、当然に連携事業者が特許保証を行うことで、協業全体のリスクを低減できる。なお、スタートアップに特許調査能力が無い又は責任能力が無い場合も考えられることから、連携事業者においても自事として特許調査や侵害回避の努力が必要と思われる。(事業者)	「また連携事業者側においても、スタートアップに特許保証の条件を課す場合には、スタートアップに特許調査能力が無い、又は責任能力が無い場合も考えられることから、リスク回避のため自事として特許調査や侵害回避の努力が必要となる。」
第2の5 (3) ②解決の方向性	解決の方向性について「連携事業者とスタートアップのそれぞれの役割や、スタートアップのリスク等に鑑み、損害賠償責任が発生する条件を一定の場合に制限することや、賠償額そのものを制限することや、賠償額そのものを制限する等、双方が納得できる条件を両契約当事者が模索することが重要である。」と修正してはどうか。(事業者)	頂いた御意見を踏まえ、修正します。連携事業者とスタートアップのそれぞれの役割や、スタートアップのリスク等に鑑み、損害賠償責任が発生する条件を一定の場合に制限することや、賠償額そのものを制限するといった「双方が納得できる条件を当事者が模索」することが重要である。
第2の5 (3) ②解決の方向性	損害賠償条項について「柔軟な判断をすることが重要」との記載があるが、これは単に連携事業者に譲歩を迫る趣旨ではなく、連携事業におけるスタートアップと連携事業者間のリターンの配分に応じた合理的なリスク分担を求めると理解しているが、それが正しいければ、その旨がより明らかとなる記載を御検討頂きたい。(事業者)	頂いた御意見を踏まえ、修正します。連携事業者とスタートアップのそれぞれの役割や、スタートアップのリスク等に鑑み、損害賠償責任が発生する条件を一定の場合に制限することや、賠償額そのものを制限するといった「双方が納得できる条件を当事者が模索」することが重要である。
第2の5 (3) ②解決の方向性	「特許保証」を行うリスクが非常に高い旨の記載があるが、スタートアップ側に技術知見があり、連携事業者側にはその技術に関する知見がないような場合、連携事業者側にとっては、特許保証を行ってもえなないことによるリスクが非常に高くなることもあり得る。どちらに知見があるかといった個別事情を加味しなければ「特許保証」自体の	頂いた御意見を踏まえ、修正します。例えば、「技術知見を持つスタートアップが連携事業者から」第三者の知的財産権の侵害がないことを保証する（いわゆる「特許保証」）ことが求められる場合がある。しかし、特許保証を行うリスクは非常に高い。「技術知見を持つ側が可能な限りの情報を提供した上で、当事者同士でリスクを理解し、双方

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	是非は論じることとはできないことから、このような連携事業者側のリスクを踏まえ、本指針の注釈等で、スタートアップの方に技術的知見がある場合においては、「特許保証」を結ぶこと自体が不相当とまではいえない旨の記載を加筆すべきである。 (団体)	でリスクを負担することが重要であるものの、「スタートアップと連携事業者の間の適切なリスク分配という観点からは、…。
第2の5 (4) ①独占禁止法上の考え方	共同研究開発の成果物の利用に関して、開発に参加した連携事業者が合理的なリターンが得られるよう、一定期間連携事業者の競合者に対する成果物の販売を制限するようケースも、独占禁止法上問題になるおそれは小さいと考えられる。ノウハウ等の保護以外にも独占禁止法上問題がないと考えられるケースがあることを示すため、本項の記載を、「連携事業者が、例えばスタートアップの商品・役務に使用された連携事業者のノウハウ等の秘密性を保持するために必要な場合に」 <u>と下線部のように修正してはどうか。</u> (事業者)	原則として独占禁止法上問題とならないのが、「スタートアップの商品・役務に使用された連携事業者のノウハウ等の秘密性を保持するために必要な場合」に限られないのは御指摘のとおりですが、御指摘の情報のみで独占禁止法上の評価をするのは困難です。
第2の5 (4) ①排他条件付取引又は拘束条件付取引として問題となり得る事例	事例37について、「合理的な範囲を超えて、他の事業者への商品・役務の販売を禁止すること」の例示として整合するのかが若干わかりにくい。「販売先・仕入先いずれの制限も同様に問題になり得る」ということであればその旨を記載した方が、誤解が少ないと思われる。 (個人)	御指摘を踏まえ、「スタートアップが、連携事業者により、他の事業者との取引（販売、仕入等）を制限される場合がある」に修正します。
第2の5 (5) ①拘束条件付取引	最惠待遇条件が独占禁止法上問題となり得るのは、連携事業者が市場における有力な事業者である等の場合に限られるのであれば、事例38から事例40においても、それぞれ「市場における有力な事業	本指針において、事例が独占禁止法上問題となり得るのは、その直前に記載された独占禁止法上の考え方を前提としています。事例38から事例40についても、「市場における有力な事業者である連携事業者が、取引の相手方であ

原案該当箇所	意見の要約	考え方
引として問題となり得る事例	<p>者である連携事業者」によってつけられた条件であること等を明記してはどうか。 (事業者)</p>	<p>るスタートアップに対し、最恵待遇条件を設定することは、それによって、例えば、…市場閉鎖効果が生じるおそれがある場合には、拘束条件付取引（一般指定第12項）として問題となるおそれ」があります。</p>
<p>(別添)～ オープンイノベーションの契約にかかる基本的な考え方は～</p>	<p>本指針は、別添の中で、オープンイノベーションにおいてスタートアップと連携事業者の双方において掘り所とすべき「価値軸」として、『スタートアップと事業会社の連携を通じ、知財等から生み出される事業価値の総和を最大化すること』を掲げているが、それよりも『スタートアップと事業会社の連携を通じ、双方が共に更なる成長や事業拡大を図れるような Win-Win の関係を構築すること』等を揚げた方が適切ではないか。 (事業者)</p>	<p>スタートアップと連携事業者双方が連携において互いの技術及びビジネスモデルを尊重し、その価値の源泉となる知財等から生み出される事業価値の総和を最大化することが双方のさらなる成長に繋がると考えられます。御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>